

平成 30 年度スポーツ活動支援事業
(総合型クラブの質的充実に向けた支援推進事業)

報告書

平成 31 年 3 月 28 日
公益財団法人日本スポーツ協会

目次

I. 事業概要	1
1. 目的	1
2. 方法	1
3. 体制	2
4. 期間	3
II. 平成 29 年度スポーツ庁政策調査研究（総合型地域スポーツクラブの登録・ 認証等の制度整備に関する調査研究）の概要	4
III. 制度モデル（案）の策定	7
1. 制度モデル（案）策定の考え方	7
2. 制度モデル（案）	7
IV. 制度モデル（案）の試行・検証	9
1. 登録に関わる試行・検証	9
(1) 制度モデル（案）に基づく県版制度モデル（案）の策定	10
①都道府県協議会基本規程	10
②都道府県協議会登録規程	15
③都道府県協議会登録基準細則	16
④都道府県協議会登録審査細則	19
⑤都道府県協議会登録認定細則	21
⑥都道府県協議会登録更新審査細則	21
(2) 制度モデル（案）に基づく県版制度モデル（案）の策定（まとめ）	23
①都道府県協議会基本規程	23
②都道府県協議会登録規程	23
③都道府県協議会登録基準細則	23
④都道府県協議会登録審査細則	23
⑤都道府県協議会登録認定細則	23
⑥都道府県協議会登録更新審査細則	23
(3) 制度モデル（案）に基づく県版制度モデル（案）の試行	24
①都道府県協議会登録規程案の作成・提出（事務局マニュアル①）	24
②登録審査委員会の設置（事務局マニュアル③）	25
③申請書類の確認作業（事務局マニュアル④）	25
④審査報告様式（個票）への入力作業（事務局マニュアル⑤）	26
⑤実地審査の準備（事務局マニュアル⑥）	26
⑥実地審査の実施（事務局マニュアル⑦）	27
⑦審査報告様式（個票）への入力作業（事務局マニュアル⑧）	27
⑧登録審査委員会会議の実施（事務局マニュアル⑨）	28
⑨審査結果の報告（事務局マニュアル⑩）	28
(4) 制度モデル（案）に基づく県版制度モデル（案）の試行（まとめ）	29
①都道府県協議会登録規程案の作成・提出（事務局マニュアル①）	29
②登録審査委員会の設置（事務局マニュアル③）	29
③申請書類の確認作業（事務局マニュアル④）	29
④審査報告様式（個票）への入力作業（事務局マニュアル⑤）	29
⑤実地審査の準備（事務局マニュアル⑥）	29
⑥実地審査の実施（事務局マニュアル⑦）	29

⑦審査報告様式（個票）への入力作業（事務局マニュアル⑧）	29
⑧登録審査委員会会議の実施（事務局マニュアル⑨）	29
⑨審査結果の報告（事務局マニュアル⑩）	30
（5）制度モデル（案）に基づく県版制度モデル（案）の検証	30
①県版制度モデル（案）の試行に要した経費	30
②制度モデルの導入に要する経費の試算	31
③制度モデルの運用に要する経費の試算	32
（6）制度モデル（案）に基づく県版制度モデル（案）がもたらす効果の検証	33
①クラブに対する効果（一覧）	33
②行政への効果（一覧）	34
2．認証に関わる試行・検証	35
（1）認証に関する制度（案）の策定	35
1）タイプ別認証規程（案）の策定	35
2）介護予防タイプ認証要項（案）の策定	36
①介護予防タイプ認証要項（案）の骨子の作成	36
②介護予防タイプ認証要項（案）における認証基準（案）の設定	36
③介護予防タイプ認証要項（案）における申請書類（案）の作成	40
④介護予防タイプ認証要項（案）におけるその他必要な書類の作成	40
（2）認証に関する制度（案）の試行	40
1）介護予防タイプ認証要項（案）における申請書類（案）の提出	40
2）介護予防タイプ認証要項（案）における書類審査	42
（3）認証に関する制度（案）の検証	43
1）介護予防タイプ認証要項（案）における認証基準	43
2）介護予防タイプ認証要項（案）における制度の運用体制	43
3）タイプ別認証要項策定手順細則の策定	43
（4）認証に関する制度（案）がもたらす効果の検証	44
1）クラブに対する効果（一覧）	44
2）行政への効果（一覧）	45
V．制度モデル（案）の試行・検証を踏まえた制度モデルの確立に向けた方向性	46
1．制度モデル（案）の試行・検証において確認された課題への対応策	46
（1）登録に関わる課題への対応策	46
1）登録基準	46
①登録基準細則（案）	46
②登録審査細則（案）	48
2）制度の運用体制	49
①都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会基本規程（ひな形案）	49
②登録規程（案）	49
③登録審査細則（案）第3条第2項	50
④登録審査細則（案）第6条第3項	51
3）制度の導入や運用に要する経費	52
①制度の導入経費	52
②制度の運用経費	52
③登録料の徴収有無	52

(2) 認証に関わる課題への対応策	53
1) 制度の運用体制	53
①具体的な運用方法の検討	53
②登録との一体的運用	53
2) 制度の運用に要する経費	53
3) 制度がもたらす効果	54
2. 国が策定した制度の枠組みとの整合性	55
VI. 事業の成果に関する検証（制度モデル）	59
1. 制度モデル	59
2. 制度モデルに基づく制度の整備に要する経費の想定	127
(1) 登録に関する制度の整備に要する経費の想定	127
①制度の導入に要する経費の想定	127
②制度の運用に要する経費の想定	127
(2) 認証に関する制度の整備に要する経費の想定	127
VII. 制度モデルがもたらす効果の検証（有識者等へのヒアリング）	128
1. ヒアリング結果（一覧）	128
2. ヒアリング結果まとめ	132
(1) 総合型クラブへの効果	132
①認知度の向上	132
②信頼性の向上	132
(2) 地域住民への効果	132
①利便性の向上	132
②安心感の醸成	132
(3) 公的機関・関係機関等への効果	132
①利便性の向上	132
②安心感の醸成	133
VIII. 制度モデルに基づく制度の整備に向けて	134
1. 制度の整備に向けた在り方	134
(1) 制度の整備に当たり各支援主体に求められる役割	134
①日本スポーツ協会	134
②都道府県体協	134
③全国協議会	134
④都道府県協議会	134
⑤都道府県行政（広域スポーツセンターを含む）	135
⑥市町村行政	135
(2) 制度と中間支援組織との関係	136
(3) 制度と学校運動部活動との関係	137
2. 制度の整備に向けた課題	137
(1) 登録・認証の基準に関する課題	137
①登録基準	137
②認証基準	137

(2) 制度がもたらす効果に関する課題	138
①総合型クラブへの効果	138
②地域住民への効果	138
③公的機関・関係機関等への効果	138
(3) 制度の運用体制に関する課題	138
①運用体制の在り方	138
②登録・認証等の手続（審査）方法	139
③登録・認証等の更新手続（審査）方法	139
(4) 制度の整備に要する経費に関する課題	139
①必要となる経費	139
②登録料徴収の有無	139
(5) その他の課題	140
①登録基準に満たないクラブへの対応	140
②紛争処理手続の確立	140

資料編

1. 制度モデル（案）	143
2. 都道府県体育・スポーツ協会委託事業 報告書	
(1) 新潟県スポーツ協会	187
(2) 兵庫県体育協会	225
3. 認証に関わる試行・検証	265
4. 「総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度の整備について」 (平成31年2月12日スポーツ庁)	313
5. 制度がもたらす効果の検証（有識者等へのヒアリング）	317

I. 事業概要

1. 目的

我が国では、平成30年7月までに3,599の総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ（全般を指す）」又は「クラブ（個別の団体を指す）」という。）が育成され、全市町村の80.8%(1,407市町村)に育成されている。その一方で、近年、創設クラブ数が減少するとともに、廃止・統合等により、総合型クラブのクラブ数や育成されている市町村数の増加のペースは緩やかになってきている。

総合型クラブには、地域コミュニティの核として、地域スポーツ環境の充実や、スポーツを通じた地域課題解決などの公益的な取組を通じて、地域住民から求められる役割を果たしていくことが期待されている。しかしながら、地域課題解決のための方策等について市町村行政と連携して事業を実施しているクラブの割合は16.3%*にとどまっているのが現状である。

こうした中、更に総合型クラブが公的機関・組織とパートナーシップを構築し、地域課題解決を促進させるため、行政等が公的な支援を行うべき対象となる総合型クラブを明確化する必要が生じている。

しかし、現状では個々のクラブによって活動実態や運営形態、ガバナンス等の状態が様々であり、公的機関・組織等がパートナーシップの構築や支援を行う際の情報、判断基準がないことが阻害要因の一つになっている。

このため、総合型クラブが、行政等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくために、活動実態や運営形態、ガバナンス等についての基準を備えた登録・認証の制度を整備することを目的として、「総合型クラブ登録・認証制度」モデルの策定・試行・検証を行った。

※「平成30年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果概要」
(平成31年3月スポーツ庁)

2. 方法

以下の事業を実施した。

(1) 制度モデル（案）の策定及び試行・検証の実施

①制度モデル（案）の策定

平成29年度「総合型クラブの登録・認証等の制度整備に関する調査研究」に基づいた「総合型クラブの登録・認証制度」モデル（以下「制度モデル」という。）（案）の策定

②制度モデル（案）の試行・検証

制度モデル（案）に基づき都道府県版総合型クラブ登録・認証制度モデル（以下「県版制度モデル」という。）の策定及び試行・検証

(2) 「総合型クラブの登録・認証制度」モデルの試行により得られた課題等の検証

上記（1）の取組と国が策定する制度の枠組みを踏まえた制度モデル（案）の修正や制度モデル（案）が第2期スポーツ基本計画に記載のある中間支援組織の整備に資するものであるかについての検証

(3) 登録・認証制度がもたらす効果の検証

平成29年度「総合型クラブの登録・認証等の制度整備に関する調査研究」で示された登録・認証制度がもたらすクラブや行政に対する効果の検証

(4) 事業の成果に関する検証

47都道府県の実情に応じて運用可能となる制度モデルの確立及び検証

3. 体制

本事業を担当するに当たり、①都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体協」という。）関係者、②都道府県行政関係者、③市町村行政関係者、④総合型クラブ関係者、⑤学識経験者等により構成する以下の「平成30年度スポーツ活動支援事業（総合型クラブの質的充実に向けた支援事業）プロジェクト」（以下「中央プロジェクト」という。）を設置した。

また、制度モデルの試行・検証を行うために、都道府県体協に本事業の一部を再委託し、当該都道府県版制度モデルの策定及び試行・検証を行った。再委託先については、既に総合型クラブの登録・認証等の制度が整備されている都道府県として新潟県スポーツ協会を、整備されていない都道府県として兵庫県体育協会を選定し、両協会において、「都道府県総合型クラブ登録・認証制度整備プロジェクト」（以下それぞれ「新潟県版プロジェクト」「兵庫県版プロジェクト」という。）を設置した。

○中央プロジェクト メンバー ※所属は委嘱時点（2018年7月20日）

役職	氏名	所属
委員長	二宮 雅也	文教大学 人間科学部 人間科学科
委員	金子 保敏	公益財団法人千葉県体育協会
委員	松原 伸司	公益財団法人愛知県体育協会
委員	相澤 和江	NPO 法人スポーツ・サンクチュアリ・川口
委員	伊端 隆康	るもいスポーツクラブ「このゆびとまれ」
委員	西村 知泰	徳島県県民環境部県民スポーツ課
委員	井上 栄司	山形県中山町教育委員会教育課生涯学習グループ
委員	赤井澤 潤	日本規格協会 規格開発センター サービス標準化ユニット サービス標準化チーム
委員	飯田 研吾	兼子・岩松法律事務所
委員	稲垣 公雄	株式会社三菱総合研究所 経営イノベーション本部
委員	行實 鉄平	久留米大学 人間健康学部 スポーツ医科学科

○新潟県版プロジェクト メンバー ※所属は委嘱時点（2018年8月20日）

役職	氏名	所属
委員長	阿部 徹	公益財団法人新潟県スポーツ協会 専務理事
委員	田浪 崇暢	新潟県県民生活・環境部スポーツ課 企画係 副参事（企画係長）
委員	西原 康行	新潟医療福祉大学 健康科学部 健康スポーツ学科長・教授
委員	本多 政則	一般財団法人燕市スポーツ協会 専務理事
委員	見田 賢一	新発田市スポーツ推進課 スポーツ・カルチャーツーリズム推進専門官兼課長補佐
委員	渡邊 優子	新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長

○兵庫県版プロジェクト メンバー ※所属は委嘱時点（2018年8月8日）

役職	氏名	所属
委員長	森田 啓之	国立大学法人兵庫教育大学 生活・健康・情報系教育コース 准教授
委員	伊藤 克広	公立大学法人兵庫県立大学 経済学部 応用経済学科 准教授
委員	田村 泰啓	スポーツクラブ21しかま 理事長
委員	井原 一久	NPO 法人アスロン 理事長
委員	漁 修生	兵庫県教育委員会事務局 スポーツ振興課 副課長兼競技生涯スポーツ班長
委員	大山 貴史	加古川市教育委員会事務局 社会教育・スポーツ振興課 担当課長
委員	永井 邦治	公益財団法人兵庫県体育協会 専務理事

4. 期間

それぞれのプロジェクトについて、以下のスケジュールで実施した。

実施時期		実施事項		
		(1)中央プロジェクト	(2)新潟県版プロジェクト	(3)兵庫県版プロジェクト
2018年	7月	委員の委嘱（7/20） 第1回会議（7/30）		
	8月		委員の委嘱（8/20）	委員の委嘱（8/8）
	9月			第1回会議（9/6） 県版制度モデル （案）の策定
	10月	第2回会議（10/16）	第1回会議（10/4） 県版制度モデル （案）の策定	書類審査（3クラブ） 実地審査（2クラブ）
	11月		書類審査（3クラブ） 実地審査（3クラブ）	実地審査（1クラブ） 審査結果の報告 第2回会議（11/14） 登録審査 効果の検証
	12月	第3回会議（12/13）	第2回会議（12/10） 登録審査 効果の検証 審査結果の報告	
2019年	1月		第3回会議（1/25） 県版制度モデルの 策定 効果の検証	第3回会議（1/25） 県版制度モデルの 策定 効果の検証
	2月			
	3月	第4回会議（3/8）		

II. 平成 29 年度スポーツ庁政策調査研究（総合型地域スポーツクラブの登録・認証等の制度整備に関する調査研究）の概要

平成 29 年度スポーツ庁政策調査研究（総合型地域スポーツクラブの登録・認証等の制度整備に関する調査研究）（以下「平成 29 年度調査研究」という。）では、都道府県における総合型クラブに対する登録・認証等の制度に関する調査等を踏まえ、総合型クラブが行政等とのパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくために必要と考えられる、活動実態や運営形態、ガバナンス等についての基準を備えた新たな登録・認証等制度の方向性を下記のとおり示した。

1. 登録・認証等の基準

(1) 「登録」・「認証」の定義

案 1	「登録」と「認証」を区分けせず、総合型クラブからの申請に基づき、「登録基準」に合致した場合に、総合型クラブとしての名簿に記載するとともに、当該クラブに対して、総合型クラブとしての認定証を発行する。
案 2	「登録」と「認証」を区分けし、「登録」とは、総合型クラブからの申請に基づき、「登録基準」に合致した場合に、総合型クラブとしての名簿に記載する手続とする。一方、「認証」とは、当該クラブが登録手続を完了した後に、タイプ別に用意した「認証基準」のいずれかのタイプに当該クラブをあてはめ、タイプに応じた認定証を当該クラブに対し発行する。

(2) 「登録基準」・「認証基準」の在り方

① 「登録基準」について

これまで国が総合型クラブの特徴として示してきた「多種目」「多世代」「多志向※」「地域住民により自主的・主体的に運営」等だけでなく、ガバナンスに関する要件・基準も必要と思われる。

また、制度の運用主体が地域の実情に応じて基準の適用範囲を判断できるようにすることや、独自の基準を加えることを可能にするなどの対応が求められる。

分類	要件・基準等
ア) 活動実態に関する内容	・多種目（複数種目）の実施 ・多世代（複数世代）を対象 ・適切なスポーツ指導者の配置
イ) 運営形態に関する内容	・地域住民主体の運営
ウ) ガバナンスに関する内容	・規約に基づく運営をしている ・年間活動計画の作成 ・年間収支計画の作成

※「多志向」については、調査の前提とした従前国が示している総合型クラブの特徴には含まれているが、今回の調査結果を踏まえ、要件・基準等には含めていない。

② 「認証基準」について

総合型クラブを活動内容の特徴等によりタイプ別に分ける際の判断基準を示すものとする。なお、タイプごとに設ける「認証基準」は、タイプを明確にした際に別途検討する必要がある。

（タイプ例）障害者スポーツ普及タイプ
介護予防・健康増進タイプ
学校運動部活動連携タイプなど

2. 制度がもたらす効果

(1) クラブへの効果

① 地域住民に対する認知度向上

国が主体となり、登録・認証等を受けた総合型クラブを広報することにより、より一層当該クラブの社会的な認知度向上が図られることが期待される。

②公的機関との連携

都道府県行政と市町村行政との連携を制度上で示すことにより、結果的に登録・認証等を受けた総合型クラブの公益的な取組につながることを期待される。

③クラブの質的充実の促進

登録・認証等を受けた総合型クラブが、行政等との連携により公益的な取組を進めることで、当該クラブの質的充実に寄与するだけでなく、制度の運用主体による事業等を通じたクラブの質的充実も図られることが期待される。

(2) 行政への効果

都道府県行政が登録・認証等がなされたクラブの活動状況を把握することや、クラブに対する補助事業等を通じて地域課題の解決に向けた取組が促進されるとともに、都道府県行政から市町村行政に対して、総合型クラブとの連携を働きかけるための根拠となることや、都道府県庁内各部署が所管する各種事業と総合型クラブを連携させる際の根拠として活用が可能な制度となることが望まれる。

3. 制度の運用体制

(1) 運用体制の在り方

日本スポーツ協会が総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）を基盤として整備することが合理的と考えられる。

ただし、全国協議会における加入基準の統一化や、組織運営に関わる関係者の権利と義務等を明らかにするなど、ガバナンスを確立することが必要である。

都道府県単位での運用体制の在り方としては、都道府県体協が都道府県総合型クラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）を組織内組織とし、その事務局を担うことが考えられるが、都道府県体協が都道府県協議会と十分協議し、制度に関わる権利と義務等を明らかにするなどガバナンスを確立することが必要である。

市町村単位での運用体制の在り方としては、市町村内に設置された総合型クラブの数自体が少ないことから、当面は、市町村体育・スポーツ協会（以下「市町村体協」という。）が市町村行政と連携し制度の運用体制を構築することが望まれる。

(2) 登録・認証等の手続（審査）方法

都道府県単位で行うこととし、その客観性を担保することを目的に、制度の運用主体であるスポーツ団体（都道府県体協）が、都道府県行政等第三者を含む会議体「総合型クラブ登録・認証等評価委員会（仮称）」を設置し、当該会議体等において行うことが考えられる。

なお、審査は、書類審査及び当該クラブを訪問して行う実地審査の2段階とする。

①書類審査

書類審査に必要な書類を以下のとおり示す。

- ア) 基礎情報書類（クラブ概要等）
- イ) 規約・定款等
- ウ) 役員名簿
- エ) クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算
- オ) クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算
- カ) クラブ状況の自己チェック結果

「総合型クラブ登録・認証等評価委員会（仮称）」は、クラブから提出された各書類を総合的に評価し、その結果を制度の運用主体（都道府県体協）に提供する。

制度の運用主体（都道府県体協）は、都道府県・市町村等行政と連携し、評価結果を当該県内における総合型クラブの活動実態や課題の把握に活用するとともに、各クラブの実状に沿った支援に資することにより、当該クラブの質的充実に寄与することが期待される。

②実地審査

クラブから提出された書類内容を実地で客観的に確認することを目的として行う。

(3) 登録・認証等の更新手続(審査)方法

更新手続を毎年度行うこととし、その手続は、前項「(2) 登録・認証等の手続(審査)方法」の手続を準用することが考えられる。

4. 制度の運用に係る経費

(1) 必要となる経費

制度の運用に係る具体的な経費の算出はできないものの、制度の運用主体(都道府県体協)が全ての経費を負担することは極めて困難であることから、都道府県行政を始めとした公的機関により必要な経費が賄われることが重要であると考えられる。

(2) 登録料徴収の有無

制度の導入から当面の間は、制度の周知・浸透を図る期間としてクラブから登録料を徴収しないという考え方を選択肢の一つとし、その際は、制度の導入によって具体的なメリットがより多く実感される状況になっていると判断される時点から、登録料の徴収について具体的な検討を進める必要があると考えられる。

Ⅲ. 制度モデル（案）の策定

本事業では、制度モデルとは、制度の根拠となる諸規程により構成されるものと定義し、その確立に向けた取組として、まず、制度モデル（案）を策定することとした。

なお、平成 29 年度調査研究では、登録・認証制度は、日本スポーツ協会が全国協議会を基盤として整備することが合理的と考えられると示していることから、本事業においては、全国協議会に関する諸規程により構成される制度モデル（案）を策定することとした。

1. 制度モデル（案）策定の考え方

制度モデル（案）のうち、登録に関する制度については、その手続を都道府県単位で行うこととし、地域の実情に応じて登録基準の適用範囲を判断できるようにすることや、独自の基準を加えることを可能とする等、都道府県が地域の実情に応じて運用が可能となるものとして策定することとした。

一方、認証に関する制度については、登録されたクラブの中で、地域課題の解決につながる活動が顕著であり、その効果が特定の分野において明らかなものを、活動分野別（タイプ別）に認証することとし、タイプごとに基準を設けることとした。その際、タイプ名称が同じにも関わらず、基準が各都道府県で異なると、当該タイプに関係する全国組織や中央省庁との制度上の連携が難しくなるため、その手続は主に全国協議会が行うものとして策定することとした。

2. 制度モデル（案）

前項の考え方に基づき、第 1 回中央プロジェクトにおいて、制度モデル案を策定した。

併せて、都道府県協議会での運用を可能とするために、具体的な登録手続を示した事務局マニュアル（案）を作成した。

制度モデル（案）を構成する全国協議会の諸規程（案）等の体系図を次ページに示す。（諸規程（案）等の全文は資料編 143 ページから 186 ページ参照）

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会 諸規程の体系図 (案)

※本体系図において、総合型地域スポーツクラブは総合型クラブと表記する。

総合型クラブ全国協議会基本規程

3条

都道府県総合型クラブ連絡協議会規程

4条 提出物(申請時)

4条 提出物(報告時)

- (1) 協議会基本規程
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 役員の名簿及び業務分担表
- (5) 執行機関及び議決機関の議事録

5条

総合型クラブ全国協議会登録規程

3条 登録基準細則

4条 登録審査細則

6条 申請書類等

6条 審査様式

5条 登録認定細則

2条 登録認定リスト (未作成)

5条 登録認定証 (未作成)

7条 登録更新審査細則

9条 総合型クラブ関係標準の使用に関する規程 (未作成)

11条 登録クラブ処分基準(仮称) (未作成)

- (1) 事業報告書
- (2) 財務諸表及び収支計算書
- (3) 執行機関及び議決機関の議事録

- 申請書類① 登録基準確認用紙
- 申請書類② 基礎情報書類(データ)(クラブ概要等)
- 申請書類③ 規約・会則・定款等
- 申請書類④ 役員名簿
- 申請書類⑤ 当該年度事業計画・予算
- 申請書類⑥ 前年度事業報告・決算
- 申請書類⑦ 評価指標を用いた自クラブ(データ)の自己点検・評価の結果
- 申請書類⑧ 申請書類③⑤⑥を議決した際の議事録
- 申請書類⑨ 都道府県協議会が定める提出物

- 審査様式① 報告様式(個票)
- 審査様式② 報告様式(集計表)

6条

総合型クラブ全国協議会タイプ別認証規程

4条 タイプ別認証要項策定手順細則 (未作成)

〇〇タイプ認証要項 (未作成)

■各都道府県総合型クラブ連絡協議会が定める諸規程

〇〇県総合型クラブ連絡協議会基本規程

●●県総合型クラブ連絡協議会登録規程に基づく事務局マニュアル

〇〇県総合型クラブ連絡協議会登録規程

登録基準細則

登録審査細則

登録認定細則

登録更新審査細則

登録クラブ処分基準(仮称)

IV. 制度モデル（案）の試行・検証

Ⅲ. において策定した制度モデル（案）について、登録に関わる試行・検証と、認証に関わる試行・検証に区分けして、それぞれ以下のとおり実施した。

1. 登録に関わる試行・検証

新潟県スポーツ協会及び兵庫県体育協会それぞれに県版プロジェクトを設置し、中央プロジェクトが示した制度モデル（案）を基に、当該プロジェクトにおいて当該県版制度モデル（案）の策定及び試行・検証を行った。（詳細は資料編 187 ページから 263 ページ参照）

○新潟県版プロジェクト実施概要

項目	第 1 回	第 2 回	第 3 回
期日	平成 30 年 10 月 4 日（木） 14 時～16 時 30 分	平成 30 年 12 月 10 日（月） 14 時～16 時 30 分	平成 31 年 1 月 25 日（金） 14 時～16 時 30 分
会場	デンカビッグスワン スタジアム 会議室	ハードオフエコスタジアム 新潟 会議室	デンカビッグスワン スタジアム 会議室
出席者	プロジェクト委員 6 名 オブザーバー 8 名	プロジェクト委員 5 名 オブザーバー 10 名	プロジェクト委員 5 名 オブザーバー 9 名
協議 事項	1. 新潟県版プロジェクトに おける共通認識について 2. 事業計画案について 3. 新潟県版規程等について 4. 試行対象クラブの選定等 について	1. 登録審査（審査委員会） について 2. 新潟県版制度モデル（案） の検証について 3. 新潟県版制度モデルによ ってもたらされる効果と課 題の検証について	1. 新潟県版プロジェクト 報告書について

○兵庫県版プロジェクト実施概要

項目	第 1 回	第 2 回	第 3 回
期日	平成 30 年 9 月 6 日（木） 14 時～16 時	平成 30 年 11 月 14 日（水） 10 時～12 時	平成 31 年 1 月 25 日（金） 16 時～18 時
会場	兵庫県民会館 会議室	兵庫県民会館 会議室	兵庫県私学会館 会議室
出席者	プロジェクト委員 7 名 オブザーバー 6 名	プロジェクト委員 7 名 オブザーバー 7 名	プロジェクト委員 7 名 オブザーバー 7 名
協議 事項	1. 事業計画、収支予算につ いて 2. 登録・認証制度モデル （案）の策定について 3. 登録・認証制度モデル （案）の試行・検証について	1. 登録審査について 2. 登録制度モデル（案）の 修正について 3. 登録制度モデルによ ってもたらされる効果の検証 について	1. 登録・認証制度モデル （案）の修正について 2. 兵庫県内での登録・認証 制度の運用に向けた課題に ついて 3. 兵庫県版プロジェクト 報告書について 4. 事業決算報告について

(1) 制度モデル(案)に基づく県版制度モデル(案)の策定

第1回県版プロジェクト会議において策定した県版制度モデル(案)は以下のとおりとなった。

【制度モデル(案)と県版制度モデル(案)対比表】

※下線部は、制度モデル(案)からの変更点

①都道府県協議会基本規程

中央プロジェクトが示した 制度モデル(案)	新潟県 県版制度モデル(案)	兵庫県 県版制度モデル(案)
<p>第1章 総則 第1条(総則) 本規程は、公益●●法人●●(県)(体育・スポーツ)協会(以下「本会」という。)定款第●●条の規定に基づいて設置された●●(県)総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「(県)協議会」という。)に関する基本原則を定める。</p> <p>2. 県協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会規程に定める団体として、総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)を構成するものとする。</p>	<p>第1章 総則 第1条(総則) <u>本規程は、公益●●法人●●(県)(体育・スポーツ)協会(以下「本会」という。)</u> <u>定款第●●条の規定に基づいて設置された</u> <u>新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「県協議会」という。)</u>に関する基本原則を定める。</p> <p><u>2. 県協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会規程に定める団体として、総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)を構成するものとする。</u></p>	<p>第1章 総則 第1条(総則) 本規程は、公益財団法人兵庫県体育協会(以下「本会」という。)定款第●●条の規定に基づいて設置された兵庫県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「県協議会」という。)に関する基本原則を定める。</p> <p>2. 県協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会規程に定める団体として、総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)を構成するものとする。</p>
<p>第2条(基本理念及び目的) 《参考例》 県協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)が参集し、基本理念を体現する取組を行うことを通じて「スポーツ宣言日本」が表明するスポーツが果たすべき使命の達成に貢献することにより、総合型クラブが公益性の高く持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。</p>	<p>第2条(基本理念及び目的) 県協議会は、<u>県内で活動する総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)</u>の円滑な運営及び活動の定着と発展を促進し、<u>地域住民のクラブライフを通じた健康・生きがいづくり、地域づくりに寄与するとともに</u>、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型クラブが参集し、基本理念を体現する取組を行うことを通じて「スポーツ宣言日本」が表明するスポーツが果たすべき使命の達成に貢献することにより、総合型クラブが公益性の高く持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。</p>	<p>第2条(基本理念及び目的) 県協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)が参集し、基本理念を体現する取組を行うことを通じて「スポーツ宣言日本」が表明するスポーツが果たすべき使命の達成に貢献することにより、<u>推進することにより</u>、総合型クラブが公益性の高く持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。</p>
<p>第3条(組織構成) 県協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。 《参考例》 2. 県協議会は、本会定款第●●条第●●号に定める加盟市区町村体育協会等が設置した市区町村総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「市区町村協議会」という。)をもって構成する。</p>	<p>第3条(組織構成) 県協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する<u>県内の総合型クラブ</u>を代表する組織体とする。 2. 県協議会は、<u>本会定款第●●条第●●号に定める加盟市区町村体育協会等が設置した市区町村総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「市区町村協議会」という。)</u>をもって構成する。</p>	<p>第3条(組織構成) 県協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。 2. 県協議会は、<u>本会定款第●●条第●●号に定める加盟市区町村体育協会等が設置した市区町村総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「市区町村協議会」という。)</u>をもって構成する。</p>
<p>第2章 事業 第4条(事業) 県協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 総合型クラブの情報交換と交流 (2) 総合型クラブの活動支援 (3) 総合型クラブの財源確保に対する</p>	<p>第2章 事業 第4条(事業) 県協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 総合型クラブの情報交換と交流 (2) 総合型クラブの活動支援 (3) 総合型クラブの財源確保に対する</p>	<p>第2章 事業 第4条(事業) 県協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 総合型クラブの情報交換と交流 (2) 総合型クラブの活動支援 (3) 総合型クラブの財源確保に対する</p>

<p>支援 (4) 総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動 (5) 総合型クラブ育成に関する調査研究 (6) 総合型クラブの顕彰に関する研究 (7) 市区町村協議会並びに本会加盟団体等との連携</p> <p>(8) そのほか目的達成に必要な事業</p>	<p>支援 (4) 総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動 (5) 総合型クラブ育成に関する調査研究 (6) 総合型クラブの顕彰に関する研究 (7) 市区町村協議会並びに本会加盟団体等総合型クラブと県・市町村並びに関係団体との連携・協働の推進 <u>(8) 総合型クラブの地域連携組織との協力連携</u> <u>(9) 総合型クラブの研修活動</u> (10) そのほか目的達成に必要な事業</p>	<p>支援 (4) 総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動 (5) 総合型クラブ育成に関する調査研究 (6) 総合型クラブの顕彰に関する研究 (7) 市区町村協議会並びに本会加盟団体等との連携</p> <p>(8) そのほか目的達成に必要な事業</p>
<p>第3章 登録 第5条 (登録) 県協議会への加入は、登録をもって行う。 2. 登録に関しては、別に定める。</p>	<p>第3章 登録 第5条 (登録) 県協議会への加入は、登録をもって行う。 2. 登録に関しては、別に定める。</p>	<p>第3章 登録 第5条 (登録) 県協議会への加入は、登録をもって行う。 2. 登録に関しては、別に定める。</p>
<p>第4章 役員 第6条 (種類及び定数) 県協議会に、次の役員を置く。 (1) 幹事長 1名 (2) 副幹事長 3名以内 (3) 常任幹事 ●名以上●名以内 (4) 委員 ●名以内</p>	<p>第4章 役員 第6条 (種類及び定数) 県協議会に、次の役員を置く。 (1) 幹事長 1名 (2) 副幹事長 3名以内 (3) 常任幹事 6名以上 <u>11名以内</u> <u>(4) 委員 ●名以内</u> <u>(4) 監事 2名以内</u></p>	<p>第4章 役員 第6条 (種類及び定数) 県協議会に、次の役員を置く。 (1) 幹事長 1名 (2) 副幹事長 3名以内 (3) 常任幹事 <u>7名以上 12名以内</u> (4) 委員 <u>41名以内</u></p>
<p>第7条 (委員の選出) 委員は、第5条に基づき登録したクラブ(以下「登録クラブ」という。)の役員から選出する。</p>	<p>第7条 (委員の選出) 委員は、第5条に基づき登録したクラブ(以下「登録クラブ」という。)から <u>1名</u>を選出する。 <u>2. 委員が役員に選出された場合はその者が属するクラブから欠員を補充する。</u></p>	<p>第7条 (委員の選出) 委員は、第5条に基づき登録したクラブ(以下「登録クラブ」という。)の役員から選出する。</p>
<p>第8条 (幹事長の委嘱及び職務) 幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。 2. 幹事長は、県協議会を代表し、業務を統括する。</p>	<p>第8条 (幹事長の委嘱及び職務) 幹事長は、副幹事長、常任幹事及び監事は、総会で選出する。総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。 2. 幹事長は、県協議会を代表し、業務を統括する。 <u>2. 常任幹事は登録クラブ、新潟県及び公益財団法人新潟県スポーツ協会から選出し、その選出方法は次のとおりとする。</u> <u>(1) クラブ</u> <u>各地区(上越、中越、下越)から総会で選出する。</u> <u>(2) 新潟県</u> <u>新潟県県民生活・環境部スポーツ課から1名選出する。</u> <u>(3) 公益財団法人新潟県スポーツ協会</u> <u>公益財団法人新潟県スポーツ協会から1名選出する。</u> <u>3 前項の他、幹事長が特に必要と認めた場合は3名以内の常任幹事を委嘱することができる。</u></p>	<p>第8条 (幹事長の委嘱及び職務) 幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会理事長が委嘱する。 2. 幹事長は、県協議会を代表し、業務を統括する</p>
<p>第9条 (副幹事長の委嘱及び職務) 副幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。</p>	<p>第9条 (副幹事長の委嘱及び職務) 副幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。</p>	<p>第9条 (副幹事長の委嘱及び職務) 副幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会理事長が委嘱する。</p>

	要事項で幹事長の付議した事項	
第16条（開催） 総会は、毎年1回開催する。	第15条（開催） 総会は、毎年1回以上開催する。	第16条（開催） 総会は、毎年1回開催する。
第17条（招集） 総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。 2. 前項のほか常任幹事会が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。	第16条（招集） 総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。 2. 前項のほか常任幹事会が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。	第17条（招集） 総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。 2. 前項のほか常任幹事会が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。
第18条（出席） 総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。 2. 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する登録クラブの役員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。	第17条（出席） 総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。 2. 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属するクラブの役員及び職員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。	第18条（出席） 総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。 2. 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する登録クラブの役員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。
第19条（決議） 総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。 2. 前項の規定にかかわらず、常任幹事及び委員の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。 3. 総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録の同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。	第18条（決議） 総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。 2. 前項の規定にかかわらず、常任幹事役員及び委員の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。 3. 総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録の同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。	第19条（決議） 総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。 2. 前項の規定にかかわらず、常任幹事及び委員の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。 3. 総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録の同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。
第5章 常任幹事会 第20条（構成） 常任幹事会は、第6条に定める幹事長、副幹事長及び常任幹事をもって構成する。	第5章 常任幹事会 第19条（構成） 常任幹事会は、第6条に定める幹事長、副幹事長及び常任幹事役員をもって構成する。	第5章 常任幹事会 第20条（構成） 常任幹事会は、第6条に定める幹事長、副幹事長及び常任幹事をもって構成する。
第21条（権限） 常任幹事会は、次の事項について決議する。 （1） 県協議会の業務執行の決定 （2） 常任幹事の職務執行の監督	第20条（権限） 常任幹事会は、次の事項について決議する。 （1） 県協議会の業務執行の決定 （2） 常任幹事の職務執行の監督	第21条（権限） 常任幹事会は、次の事項について決議する。 （1） 県協議会の業務執行の決定 （2） 常任幹事の職務執行の監督
第22条（開催） 常任幹事会は、年に●回開催する。	第21条（開催） 常任幹事会は、年に●回必要に応じて開催する。	第22条（開催） 常任幹事会は、年に3回開催する。
第23条（招集） 常任幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。	第22条（招集） 常任幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。	第23条（招集） 常任幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。
第24条（出席） 常任幹事会は、構成員の2分の1以上	第23条（出席） 常任幹事会は、構成員の2分の1以上	第24条（出席） 常任幹事会は、構成員の2分の1以上

<p>が出席しなければ開会することができない。</p> <p>2. 構成員が常任幹事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。</p>	<p>が出席しなければ開会することができない。</p> <p>2. 構成員が常任幹事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。</p>	<p>が出席しなければ開会することができない。</p> <p>2. 構成員が常任幹事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。</p>
<p>第25条（決議）</p> <p>常任幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。</p>	<p>第24条（決議）</p> <p>常任幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。</p>	<p>第25条（決議）</p> <p>常任幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。</p>
<p>第6章 専門部会</p> <p>第26条（設置）</p> <p>県協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。</p> <p>2. 専門部会は、第4条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申する。</p>	<p>第6章 専門部会</p> <p>第25条（設置）</p> <p>県協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。</p> <p>2. 専門部会は、第4条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申する。</p>	<p>第6章 専門部会</p> <p>第26条（設置）</p> <p>県協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。</p> <p>2. 専門部会は、第4条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申する。</p>
<p>第27条（構成）</p> <p>専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。</p> <p>2. 専門部会の部会長及び部会員は、県協議会役員、県協議会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、常任幹事会の承認を経て幹事長が委嘱する。</p>	<p>第26条（構成）</p> <p>専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。</p> <p>2. 専門部会の部会長及び部会員は、県協議会役員、県協議会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、常任幹事会の承認を経て幹事長が委嘱する。</p>	<p>第27条（構成）</p> <p>専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。</p> <p>2. 専門部会の部会長及び部会員は、県協議会役員、県協議会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、常任幹事会の承認を経て幹事長が委嘱する。</p>
<p>第28条（任期）</p> <p>専門部会の部会長及び部会員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>2. 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任任期とする。</p>	<p>第27条（任期）</p> <p>専門部会の部会長及び部会員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>2. 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任任期とする。</p>	<p>第28条（任期）</p> <p>専門部会の部会長及び部会員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>2. 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任任期とする。</p>
<p>第29条（招集）</p> <p>専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。</p>	<p>第28条（招集）</p> <p>専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。</p>	<p>第29条（招集）</p> <p>専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。</p>
<p>—</p>	<p>第29条（会計及び会費）</p> <p><u>県協議会の経費は、会費、助成金、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。</u></p> <p><u>2. クラブは年会費五千円を納めなければならない。</u></p> <p><u>3. 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。</u></p>	<p>—</p>
<p>第30条（細則）</p> <p>本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。</p>	<p>第30条（細則）</p> <p>本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。</p>	<p>第30条（細則）</p> <p>本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。</p>

第7章 事務局 第31条(事務局) 県協議会の事務は、本会事務局において処理する。	第7章 事務局 第31条(事務局) 県協議会の事務は、本会事務局において処理する。	第7章 事務局 第31条(事務局) 県協議会の事務は、本会事務局において処理する。
第32条(事務局に関する規程) 本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。	第32条(事務局に関する規程) 本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。	第32条(事務局に関する規程) 本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。
第8章 改定 第33条(改定) 本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。	第8章 改定 第33条(改定) 本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。	第8章 改定 第33条(改定) 本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

②都道府県協議会登録規程

中央プロジェクトが示した 制度モデル(案)	新潟県 県版制度モデル(案)	兵庫県 県版制度モデル(案)
第1条(総則) 本規程は、基本規程第5条第2項に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「県協議会」という。)の登録に関することについて定める。	第1条(総則) 本規程は、基本規程第5条第2項に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「県協議会」という。)の登録に関することについて定める。	第1条(総則) 本規程は、基本規程第5条第2項に基づき、公益財団法人兵庫県体育協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「県協議会」という。)の登録に関することについて定める。
第2条(目的) 登録は、基本規程第2条にのっとり、県協議会に加入することを目的として行うものとする。	第2条(目的) 登録は、基本規程第2条にのっとり、県協議会に加入することを目的として行うものとする。	第2条(目的) 登録は、基本規程第2条にのっとり、県協議会に加入することを目的として行うものとする。
第3条(登録申請) 登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、県協議会を通じ、全国協議会へ各クラブ単位で申請する。	第3条(登録申請) 登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、県協議会を通じ、全国協議会へ各クラブ単位で申請する。	第3条(登録申請) 登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、県協議会を通じ、全国協議会へ各クラブ単位で申請する。
第4条(登録審査) 公益●●法人●●県体育・スポーツ協会(以下「本会」という。)は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。登録審査については、別に定める。	第4条(登録審査) 公益財団法人新潟県スポーツ協会(以下「本会」という。)は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。登録審査については、別に定める。	第4条(登録審査) 公益財団法人兵庫県体育協会(以下「本会」という。)は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。登録審査については、別に定める。
第5条(認定) 県協議会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。認定については、別に定める。	第5条(認定) 県協議会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。認定については、別に定める。	第5条(認定) 県協議会は、前条に定める登録審査を経たて、登録料を支払ったクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。認定については、別に定める。
第6条(有効期間) 登録の有効期間は、登録の決定を受けた日から、その年度末までとする。	第6条(有効期間) 登録の有効期間は、登録の決定を受けた日から、その年度末までとする。	第6条(有効期間) 登録の有効期間は、登録の決定を受けた日から、その年度末までとする。
第7条(登録更新審査) 登録は、年度ごとにこれを更新する。登録更新審査については別に定める。	第7条(登録更新審査) 登録は、年度ごとにこれを更新する。登録更新審査については別に定める。	第7条(登録更新審査) 登録は、年度ごとにこれを更新する。登録更新審査については別に定める。
第8条(権利) 登録クラブは、次の権利を有する。 (1) 県協議会の組織単位としてその施策に関与すること。	第8条(権利) 登録クラブは、次の権利を有する。 (1) 県協議会の組織単位としてその施策に関与すること。	第8条(権利) 登録クラブは、次の権利を有する。 (1) 県協議会の組織単位としてその施策に関与すること。

<p>(2) 全国協議会、及び県協議会が主催する事業に参加すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。</p> <p>(3) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。</p>	<p>(2) 全国協議会、及び県協議会が主催する事業に参加すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。</p> <p>(3) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。</p>	<p>(2) 全国協議会、及び県協議会が主催する事業に参加すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。</p> <p>(3) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。</p>
<p>第9条（登録料）＜調整中＞</p> <p>○全国協議会が徴収する登録料の有無については、今後検討。</p> <p>○県協議会は県協議会登録規程において登録料の徴収について定めることができるものとする。（当該登録料とは、既に当該県協議会が徴収している加入料等を指す。）</p>	<p>第9条（登録料）＜調整中＞</p> <p>○全国協議会が徴収する登録料の有無については、今後検討。</p> <p>○県協議会は県協議会登録規程において登録料の徴収について定めることができるものとする。（当該登録料とは、既に当該県協議会が徴収している加入料等を指す。）</p>	<p>第9条（登録料）</p> <p>登録料は、クラブの規模に応じて徴収するものとする。</p> <p><u>2 前項の登録料については、別に定める。</u></p>
<p>第10条（処分）</p> <p>県協議会は、登録の認定を受けたクラブの役員が、本会倫理規程第●条に違反する行為の疑いがあるとき、別に定める処分基準に基づき対応を行うものとする。</p>	<p>第10条（処分）</p> <p>県協議会は、登録の認定を受けたクラブの役員が、本会倫理規程第●条に違反する行為の疑いがあるとき、別に定める処分基準に基づき対応を行うものとする。</p>	<p>第10条（処分）</p> <p>県協議会は、登録の認定を受けたクラブの役員が、本会倫理規程第4条に違反する行為の疑いがあるとき、別に定める処分基準に基づき対応を行うものとする。</p>
<p>第11条（個人情報の扱い）</p> <p>本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。</p>	<p>第11条（個人情報の扱い）</p> <p>本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。</p>	<p>第11条（個人情報の扱い）</p> <p>本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。</p>
<p>第12条（改定）</p> <p>＜参考例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。 ・本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。 	<p>第12条（改定）</p> <p>本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。</p>	<p>第12条（改定）</p> <p>本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。</p>

③都道府県協議会登録基準細則

中央プロジェクトが示した 制度モデル（案）	新潟県 県版制度モデル（案）	兵庫県 県版制度モデル（案）
<p>第1条（総則）</p> <p>本細則は、登録規程第3条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。</p>	<p>第1条（総則）</p> <p>本細則は、登録規程第3条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。</p>	<p>第1条（総則）</p> <p>本細則は、登録規程第3条に基づき、公益財団法人兵庫県体育協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。</p>
<p>第2条（基本基準）</p> <p>登録可能と判断する基本的な基準は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第2条に準ずるものとする。</p>	<p>第2条（基本基準）</p> <p>登録可能と判断する基本的な基準は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第2条に準ずるものとする。</p>	<p>第2条（基本基準）</p> <p>登録可能と判断する基本的な基準は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第2条に準ずるものとする。</p>
<p>第3条（基本基準の適用範囲）</p> <p>＜参考例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第3条に準ずるものとする。 ・基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第3条に定めるものの他、県協議会として、以下に定める適用範囲（運用ルール）を加えるものとする。 	<p>第3条（基本基準の適用範囲）</p> <p>基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第3条に準ずるものとする。</p>	<p>第3条（基本基準の適用範囲）</p> <p>基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第3条に定めるものの他、県協議会として、以下に定める適用範囲（運用ルール）を加えるものとする。</p>

<p>(1) 活動実態に関する基準</p> <p>①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。 	<p>(1) 活動実態に関する基準</p> <p>①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。 	<p>(1) 活動実態に関する基準</p> <p>①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。 ・<u>会員のうち、複数のプログラム及びサークルに参加している割合が10%以上である。</u>
<p>②多世代(複数世代)を対象としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年期、壮年期、高齢期※2の3世代又はいずれか2世代の会員※3がいる。 	<p>②多世代(複数世代)を対象としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年期、壮年期、高齢期※2の3世代又はいずれか2世代の会員※3がいる。 	<p>②多世代(複数世代)を対象としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年期、壮年期、高齢期※2の3世代又はいずれか2世代の会員※3がいる。 ・<u>青少年期、壮年期、高齢期の3世代又はいずれか2世代の会員が交流できるイベントを、年に1回以上、継続して開催している。</u>
<p>③適切なスポーツ指導者を配置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的なスポーツ活動のうち、少なくとも半数の活動においては、公認資格※4を有するスポーツ指導者が配置されている。 	<p>③適切なスポーツ指導者を配置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的なスポーツ活動のうち、少なくとも半数の活動においては、公認資格※4を有するスポーツ指導者が配置されている。 	<p>③適切なスポーツ指導者を配置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的なスポーツ活動のうち、少なくとも半数の活動においては、公認資格※4を有するスポーツ指導者が配置されている。 ・<u>クラブマネジメントに関する資格※5を有する専門的な人材を配置している。</u>
<p>(2) 運営形態に関する基準</p> <p>④地域住民が主体的に運営している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村※5の住民である。 ・非営利組織である。※6 	<p>(2) 運営形態に関する基準</p> <p>④地域住民が主体的に運営している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村※5の住民である。 ・非営利組織である。※6 	<p>(2) 運営形態に関する基準</p> <p>④地域住民が主体的に運営している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村※5の住民である。 ・非営利組織である。※6 ・<u>会員の30%以上が年に1回以上クラブ運営に参画している。※8</u>
<p>(3) ガバナンスに関する基準</p> <p>⑤規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約等※7の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。 	<p>(3) ガバナンスに関する基準</p> <p>⑤規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約等※7の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。 	<p>(3) ガバナンスに関する基準</p> <p>⑤規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約等※7の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
<p>⑥事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている 	<p>⑥事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。 	<p>⑥事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。
<p>※1: 定期的とは、年間で24回以上実施することを示す。</p>	<p>※1: 定期的とは、年間で24回以上実施することを示す。</p>	<p>※1: 定期的とは、年間で24回以上実施することを示す。</p>
<p>※2: 青少年期とは、「未就学児(0歳)～高校生(～18歳)」、壮年期とは「19歳～59歳」、高齢期とは「60歳～」を示す。</p>	<p>※2: 青少年期とは、「未就学児(0歳)～高校生(～18歳)」、壮年期とは「19歳～59歳」、高齢期とは「60歳～」を示す。</p>	<p>※2: 青少年期とは、「未就学児(0歳)～高校生(～18歳)」、壮年期とは「19歳～59歳」、高齢期とは「60歳～」を示す。</p>
<p>※3: 会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として現時点では申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。</p>	<p>※3: 会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として現時点では申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。</p>	<p>※3: 会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として現時点では申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。</p>
<p>※4: 公認資格とは、公認資格制度が整備されている競技・種目資格を示す。</p>	<p>※4: 公認資格とは、公認資格制度が整備されている競技・種目資格を示す。</p>	<p>※4: 公認資格とは、公認資格制度が整備されている競技・種目資格を示す。</p>

		※5：(公財) 日本スポーツ協会公認クラブマネージャー及びアシスタントマネージャーの他、これらの資格と同等であると本会が認める資格
※5：特別区は市町村に準ずる。	※5：特別区は市町村に準ずる。	※56：特別区は市町村に準ずる。
※6：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。	※6：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。	※67：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。
—	—	※8：スポーツ指導や教室の運営補助、総会への出席、イベント時のボランティア等を指す。
※7：規約・会則・定款等を指す。	※7：規約・会則・定款等を指す。	※79：規約・会則・定款等を指す。
第4条（県協議会独自基準） 《参考例》 登録可能と判断する県協議会独自基準は以下の通りとする。	第4条（県協議会独自基準） 登録可能と判断する県協議会独自基準は以下の通りとする。	第4条（県協議会独自基準） 登録可能と判断する県協議会独自基準は以下の通りとする。
	<u>(1) 活動実態に関する基準</u> ア.活動拠点が確保されている。 ・定期的に活動する場所を確保している。	<u>(1) 運営評価及び改善に関する基準</u> ①クラブの将来像であるビジョン（計画）を策定している。 ・クラブの将来像であるビジョン（計画）が策定されている。
		②クラブの事業（教室事業、イベント事業等）について、運営の改善に取り組んでいる。 ・クラブが主催する教室事業又はイベント事業について、年に1回以上PDCAサイクルによる運営改善に取り組んでいる。
		③次世代のクラブ運営を担う人材の育成に取り組んでいる。 ・クラブマネジメントに関する研修会の参加に対する支援を行っている。
	<u>(2) 運営形態に関する基準</u> ア.地域に開かれたクラブ運営をしている。 ・地域住民に対して、クラブの活動内容の広報や会員の募集を年間を通じて常時行っている。	<u>(2) 危機管理に関する基準</u> ④危機管理対策に取り組んでいる。 ・クラブ活動を安全に行うための危機管理マニュアルを備えている。
		<u>(3) 公益性の追求に関する基準</u> ⑤地域課題解決に取り組んでいる。 ・地域の課題解決を目的とした事業を年1回以上、継続して実施している。
第5条（改定） 《参考例》 ・本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。 ・本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。	第5条（改定） 本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。	第5条（改定） 本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

④都道府県協議会登録審査細則

中央プロジェクトが示した 制度モデル(案)	新潟県 県版制度モデル(案)	兵庫県 県版制度モデル(案)
<p>第1条(総則) 本細則は、登録規程第4条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会(以下「本会」という。)が実施する登録審査に関することについて定める。</p>	<p>第1条(総則) 本細則は、登録規程第4条に基づき、公益財団法人新潟県スポーツ協会(以下「本会」という。)が実施する登録審査に関することについて定める。</p>	<p>第1条(総則) 本細則は、登録規程第4条に基づき、公益財団法人兵庫県体育協会(以下「本会」という。)が実施する登録審査に関することについて定める。</p>
<p>第2条(登録審査委員会) 本会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会(以下「登録審査委員会」という。)」を設置する。</p>	<p>第2条(登録審査委員会) 本会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会(以下「登録審査委員会」という。)」を設置する。</p>	<p>第2条(登録審査委員会) 本会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会(以下「登録審査委員会」という。)」を設置する。</p>
<p>第3条(登録審査委員会の構成) 登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。</p> <p>2. 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を本会会長が委嘱する。</p> <p>①都道府県体協担当者 ②都道府県行政担当者 ③都道府県協議会担当者 ④市町村行政担当者(※一部の市町村) ⑤学識経験者(大学教員、弁護士、中小企業診断士など)</p>	<p>第3条(登録審査委員会の構成) 登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。</p> <p>2. 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を本会会長が委嘱する。</p> <p>①都道府県スポーツ協会担当者 ②都道府県行政担当者 ③都道府県協議会担当者 ④市町村行政担当者(※一部の市町村) ⑤学識経験者(大学教員、弁護士、中小企業診断士など)</p>	<p>第3条(登録審査委員会の構成) 登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。</p> <p>2. 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を本会理事長が委嘱する。</p> <p>①都道府県体協担当者 ②都道府県行政担当者 ③都道府県協議会担当者 ④市町村行政担当者(※一部の市町村) ⑤学識経験者(大学教員、弁護士、中小企業診断士など)</p>
<p>第4条(委員の任期) 登録審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2. 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員任期はほかの役員の残任期間とする。</p> <p>3. 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。</p>	<p>第4条(委員の任期) 登録審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2. 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員任期はほかの役員の残任期間とする。</p> <p>3. 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。</p>	<p>第4条(委員の任期) 登録審査委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2. 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員任期はほかの役員の残任期間とする。</p> <p>3. 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。</p>
<p>第5条(登録審査委員会の招集) 登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. 登録審査委員会の議事は、委員の合意により決定する。</p>	<p>第5条(登録審査委員会の招集) 登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. 登録審査委員会の議事は、委員の合意により決定する。</p>	<p>第5条(登録審査委員会の招集) 登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. 登録審査委員会の議事は、委員の合意により決定する。</p>

<p>第6条（審査方法） 登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。</p> <p>2. 書類審査は、クラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。 申請書類①.登録基準確認用紙 申請書類②.基礎情報書類（クラブ概要等）【様式1】 申請書類③.規約・会則・定款等 申請書類④.役員名簿【様式2】 申請書類⑤.クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算 申請書類⑥.クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧.上記③⑤⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨.※県協議会登録基準細則第3条で定めた県協議会が定める運用ルール及び第4条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物</p> <p>3. 実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員2名以上が実施する。</p>	<p>第6条（審査方法） 登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。</p> <p>2. 書類審査は、クラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。 申請書類①.登録基準確認用紙 申請書類②.基礎情報書類（クラブ概要等）【様式1】 申請書類③.規約・会則・定款等 申請書類④.役員名簿【様式2】 申請書類⑤.クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算 申請書類⑥.クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧.上記③⑤⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨.県協議会登録基準細則第4条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物 <u>（様式などは任意とし、ウェブサイト等での確認も可とする）</u> ・事業計画、行事予定表などでの施設等の確保状況の確認 ・会報、ポスター、チラシ等の広報物及びウェブサイト、SNS等での確認</p> <p>3. 実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員2名以上が実施する。</p>	<p>第6条（審査方法） 登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。</p> <p>2. 書類審査は、クラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。 申請書類①.登録基準確認用紙 申請書類②.基礎情報書類（クラブ概要等）【様式1】 申請書類③.規約・会則・定款等 申請書類④.役員名簿【様式2】 申請書類⑤.クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算 申請書類⑥.クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算 申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧.上記③⑤⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨.県協議会独自登録基準確認表</p> <p>3. 実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員2名以上が実施する</p>
<p>第7条（審査結果の報告） 登録審査委員会は、前条による審査結果を審査実施当該年度の（8）月までに別に定める様式により本会及び●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）に審査結果を提出するものとする。</p>	<p>第7条（審査結果の報告） 登録審査委員会は、前条による審査結果を審査実施当該年度の8月までに別に定める様式により本会及び新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）に審査結果を提出するものとする。</p>	<p>第7条（審査結果の報告） 登録審査委員会は、前条による審査結果を審査実施当該年度の8月までに別に定める様式により本会及び兵庫県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）に審査結果を提出するものとする。</p>
<p>第8条（改定） 《参考例》 ・本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。 ・本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。</p>	<p>第8条（改定） 本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。</p>	<p>第8条（改定） 本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。</p>

⑤都道府県協議会登録認定細則

中央プロジェクトが示した 制度モデル(案)	新潟県 県版制度モデル(案)	兵庫県 県版制度モデル(案)
<p>第1条(総則)</p> <p>本細則は、登録規程第5条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「県協議会」という。)が実施する登録認定に関することについて定める。</p>	<p>第1条(総則)</p> <p>本細則は、登録規程第5条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「県協議会」という。)が実施する登録認定に関することについて定める。</p>	<p>第1条(総則)</p> <p>本細則は、登録規程第5条に基づき、公益財団法人兵庫県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(以下「県協議会」という。)が実施する登録認定に関することについて定める。</p>
<p>第2条(登録認定リストの作成)</p> <p>県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた審査結果を基に、●●県総合型クラブ登録認定リスト(以下「登録認定リスト」という。)を作成する。</p>	<p>第2条(登録認定リストの作成)</p> <p>県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた審査結果を基に、新潟県総合型クラブ登録認定リスト(以下「登録認定リスト」という。)を作成する。</p>	<p>第2条(登録認定リストの作成)</p> <p>県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた審査結果を基に、兵庫県総合型クラブ登録認定リスト(以下「登録認定リスト」という。)を作成する。</p>
<p>第3条(登録認定リストの提出)</p> <p>県協議会は、前条で作成した登録認定リストを(10)月までに、総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)に提出する。</p>	<p>第3条(登録認定リストの提出)</p> <p>県協議会は、前条で作成した登録認定リストを10月までに、総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)に提出する。</p>	<p>第3条(登録認定リストの提出)</p> <p>県協議会は、前条で作成した登録認定リストを(10)月までに、総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)に提出する。</p>
<p>第4条(認定証の発行)</p> <p>県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載のクラブに対して認定証を発行する。</p> <p>2. 県協議会は、諸事情により認定証を発行しなかったクラブが生じた場合には、速やかに全国協議会に報告するものとする。</p>	<p>第4条(認定証の発行)</p> <p>県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載のクラブに対して認定証を発行する。</p> <p>2. 県協議会は、諸事情により認定証を発行しなかったクラブが生じた場合には、速やかに全国協議会に報告するものとする。</p>	<p>第4条(認定証の発行)</p> <p>県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載のクラブに対して認定証を発行する。</p> <p>2. 県協議会は、諸事情により認定証を発行しなかったクラブが生じた場合には、速やかに全国協議会に報告するものとする。</p>
<p>第5条(改定)</p> <p>《参考例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。 ・本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。 	<p>第5条(改定)</p> <p>本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。</p>	<p>第5条(改定)</p> <p>本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。</p>

⑥都道府県協議会登録更新審査細則

中央プロジェクトが示した制 度モデル(案)	新潟県 県版制度モデル(案)	兵庫県 県版制度モデル(案)
<p>第1条(総則)</p> <p>本細則は、登録規程第7条に基づき、登録更新審査に関することについて定める。</p>	<p>第1条(総則)</p> <p>本細則は、登録規程第7条に基づき、登録更新審査に関することについて定める。</p>	<p>第1条(総則)</p> <p>本細則は、登録規程第7条に基づき、登録更新審査に関することについて定める。</p>
<p>第2条(登録更新審査委員会)</p> <p>登録更新審査は、登録審査細則に定める登録審査委員会において行う。</p>	<p>第2条(登録更新審査委員会)</p> <p>登録更新審査は、登録審査細則に定める登録審査委員会において行う。</p>	<p>第2条(登録更新審査委員会)</p> <p>登録更新審査は、登録審査細則に定める登録審査委員会において行う。</p>
<p>第3条(登録更新審査方法)</p> <p>登録更新審査は、書類審査及び当該クラブを訪問して行う実地審査とする。</p> <p>《参考例》</p> <p>2.登録更新審査は、年度ごとに行う。</p> <p>2.登録更新審査は、年度ごとに行う。なお、実地審査は登録審査委員会が必要と</p>	<p>第3条(登録更新審査方法)</p> <p>登録更新審査は、書類審査及び当該クラブを訪問して行う実地審査とする。</p> <p>2.登録更新審査は、年度ごとに行う。なお、実地審査は登録審査委員会が認</p>	<p>第3条(登録更新審査方法)</p> <p>登録更新審査は、書類審査及び当該クラブを訪問して行う実地審査とする。</p> <p>2.登録更新審査は、年度ごとに行う。なお、実地審査は登録審査委員会が必要と認められたクラブのみ行う。</p>

<p>認められたクラブのみ行う。</p> <p>3. 書類審査はクラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。 申請書類①.登録基準確認用紙 申請書類②.基礎情報書類（クラブ概要等） 申請書類③.規約・会則・定款等 申請書類④.役員名簿 申請書類⑤.当該年度事業計画・予算 申請書類⑥.前年度事業報告・決算 申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧.上記③⑤⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨.※県協議会登録基準細則第3条で定めた県協議会が定める運用ルール及び第4条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物</p> <p>4. 実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために行う。</p>	<p><u>められた場合は省略できる。</u></p> <p>3. 書類審査はクラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。 申請書類①.登録基準確認用紙 申請書類②.基礎情報書類（クラブ概要等） 申請書類③.規約・会則・定款等 申請書類④.役員名簿 申請書類⑤.当該年度事業計画・予算 申請書類⑥.前年度事業報告・決算 申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧.上記③⑤⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨.県協議会登録基準細則第4条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物 <u>（様式などは任意とし、ウェブサイト等での確認も可とする）</u> ・事業計画、行事予定表などでの施設等の確保状況の確認 ・会報、ポスター、チラシ等の広報物及びウェブサイト、SNS等での確認</p> <p>4. 実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために行う。</p>	<p>3. 書類審査はクラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。 申請書類①.登録基準確認用紙 申請書類②.基礎情報書類（クラブ概要等） 申請書類③.規約・会則・定款等 申請書類④.役員名簿 申請書類⑤.当該年度事業計画・予算 申請書類⑥.前年度事業報告・決算 申請書類⑦.総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果 申請書類⑧.上記③⑤⑥を議決した際の議事録 申請書類⑨. <u>県協議会独自登録基準確認表</u></p> <p>4. 実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために行う。</p>
<p>第4条（登録更新審査結果の報告） 登録更新審査委員会は、●月までに●●県体育・スポーツ協会及び●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に審査結果を提出するものとする。</p>	<p>第4条（登録更新審査結果の報告） 登録更新審査委員会は、8月までに公益財団法人新潟県スポーツ協会及び新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に審査結果を提出するものとする。</p>	<p>第4条（登録更新審査結果の報告） 登録更新審査委員会は、8月までに兵庫県体育協会及び兵庫県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に審査結果を提出するものとする。</p>
<p>第5条（改定） 《参考例》 ・本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。 ・本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。</p>	<p>第5条（改定） 本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。</p>	<p>第5条（改定） 本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。</p>

(2) 制度モデル(案)に基づく県版制度モデル(案)の策定(まとめ)

前項(1)について、中央プロジェクトが策定した制度モデル(案)との主な変更点を以下のとおり示す。

※県版制度モデル(案)は、新潟県版プロジェクト、兵庫県版プロジェクトそれぞれでの試行において明らかになった課題等を踏まえて内容が修正され、県版制度モデルとして策定されている(新潟県版制度モデルは資料編 211 から 219 ページ、兵庫県版制度モデルは資料編 251 から 261 ページ参照)。

① 都道府県協議会基本規程

第1条(総則)、第8条(幹事長の委嘱及び職務)、第9条(副幹事長の委嘱及び職務)、第10条(常任幹事の委嘱)について、新潟県版制度モデル(案)(以下本項では「新潟県」という。)は大幅に変更した。これは、現行の県協議会会則では、役員人事は県協議会内での手続で完結しており、仮に制度モデル(案)に準じる場合は、県協議会との合意が必要になるため、本事業においては現行の県協議会会則に準じたものとしたためである。

一方で、兵庫県版制度モデル(案)(以下本項では「兵庫県」という。)は、当該条文についておおむね制度モデル(案)を踏襲した。これは、兵庫県は、既存の県協議会とは別組織を制度モデル(案)に準じて新たに設置することを想定したことが理由である。

第4条(事業)について、新潟県、兵庫県共に市区町村協議会との連携について削除した。これは、現状では困難なことが理由である。

なお、新潟県は、制度モデル(案)には定めなかった「会計及び会費」の条文を第29条として追加しているが、これも既存の県協議会の会則に準じたことが理由である。

このほかの条文については、新潟県、兵庫県共におおむね制度モデル(案)を踏襲した。

② 都道府県協議会登録規程

第5条(認定)及び第9条(登録料)について、兵庫県は登録料の徴収を定め、クラブへのメリットと共に検討することとした。

このほかの条文については、新潟県、兵庫県共におおむね制度モデル(案)を踏襲した。

③ 都道府県協議会登録基準細則

第3条(基本基準の適用範囲)について、兵庫県は適用範囲(運用ルール)を追加で定め、ほか、第4条(県協議会独自基準)について、新潟県、兵庫県共に追加で定めた。

新潟県は、平成27年に新潟県行政が策定した「新潟県総合型地域スポーツクラブの指針」で定める項目のうち、制度モデル(案)で示された項目に含まれない項目を県協議会独自基準として追加している。

兵庫県は、クラブの質的充実を目指した基準の在り方を協議した上で、「持続可能な総合型地域スポーツクラブを目指して」(平成27年3月公益財団法人日本体育協会)において示されている「総合型地域スポーツクラブの評価指標」等を参考に、適用範囲(運用ルール)及び県協議会独自基準を追加した。

このほかの条文については、新潟県、兵庫県共におおむね制度モデル(案)を踏襲した。

④ 都道府県協議会登録審査細則

第6条(審査方法)について、新潟県、兵庫県共に「③都道府県協議会登録基準細則」で追加した基準に対応するための申請書類の提出を追加した。

このほかの条文については、新潟県、兵庫県共におおむね制度モデル(案)を踏襲した。

⑤ 都道府県協議会登録認定細則

新潟県、兵庫県共におおむね制度モデル(案)を踏襲した。

⑥ 都道府県協議会登録更新審査細則

第3条(登録更新審査方法)について、新潟県、兵庫県共に「③都道府県協議会登録基準細則」で追加した基準に対応するための申請書類の提出を追加した。

このほかの条文については、新潟県、兵庫県共におおむね制度モデル(案)を踏襲した。

(3) 制度モデル(案)に基づく県版制度モデル(案)の試行

県版制度モデル(案)に基づき、新潟県版プロジェクト及び兵庫県版プロジェクトがそれぞれ3クラブを対象に実施した試行結果の概要を以下のとおり示す。

なお、試行する作業は、あらかじめ中央プロジェクトが示した事務局マニュアル(案)(資料編182から186ページ参照)に基づくものとし、経費の算出に当たっては、人件費(主担当)のみ中央プロジェクトにおいて単価を指定した(1日当たり17,000円※)。

※平成30年度スポーツ振興くじ助成金「クラブアドバイザー配置事業」における基準単価を準用

①都道府県協議会登録規程案の作成・提出(事務局マニュアル①)

項目	新潟県	兵庫県
1. マニュアル(案)上の実施主体	都道府県協議会	
2. 期日	平成30年7月18日～10月4日	平成30年8月30日～9月13日
3. 具体的作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県版制度モデル(案)の検討 ・ 日本スポーツ協会(中央プロジェクト)との事前確認、調整 ・ 第1回県版プロジェクト会議開催準備・事前打合せ ・ 第1回県版プロジェクト会議 ・ 登録規程案を日本スポーツ協会(中央プロジェクト)へ提出 	
4. 係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費 主担当(17,000円/日) @17,000円×15日=255,000円 アルバイト(1,000円/h) @1,000×69h=69,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費 主担当(17,000円/日) @17,000円×17日=289,000円 アルバイト(1,000円/h) @1,000×80h=80,000円 ・ 謝金(PJ委員) @10,000円×4名=40,000円 ・ PJ委員旅費 1式5,700円 ・ 会場使用料 @4,500円×1回=4,500円 ・ 通信運搬費 @82×7名×2回=1,148円 ・ 会議費 @108円×15名=1,620円 ・ 振込手数料 @540×7名×1回=3,780円
5. 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既に県が策定した「新潟県総合型クラブの指針」や、県協議会(任意団体)の会則もあることから、中央プロジェクトが提示した制度モデル(案)との整合性を確保する検討作業に時間を要した。 ・ 新潟県スポーツ協会の定款に総合型クラブを明確に位置付けていないため、県版制度モデル(案)は定款に紐づかないものとした。 ・ 実際に制度を運用する場合は、県協議会加盟クラブの理解・合意が必要となる。したがって、県版制度モデル(案)のとおり導入することができるかは不透明である。 ・ 現時点では、県が策定した「新潟 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度モデル(案)は、登録した総合型クラブによって構成される「県協議会」を兵庫県体育協会内に組織するものと仮定して作成した。 しかし、実際に兵庫県体育協会内に組織するためには、理事会・評議員会での承認が必要となるほか、各団体との交渉・調整等の業務が増大し、人件費等の必要経費が増えることに留意すべきである。

	<p>県総合型クラブの指針」と制度モデル（案）は趣旨が異なるので当該指針と併用することは可能との判断に至ったが、今後の中央プロジェクト会議での検討などにより、当該報告書での制度モデル案の期待される効果が備わる制度となった場合、クラブにとっては実質的に二重制度となるので、制度導入時には改めて検討が必要となる。また、併用する場合でも運用面でクラブ負担の軽減を図る工夫が必要となる。</p>	
--	---	--

②登録審査委員会の設置（事務局マニュアル③）

項目	新潟県	兵庫県
1. マニュアル(案)上の実施主体	登録審査委員会	
2. 期日	平成 30 年 8 月 20 日	平成 30 年 9 月 6 日
3. 具体的作業	<ul style="list-style-type: none"> ・登録審査委員（県版プロジェクト委員）の人選 ・登録審査委員（県版プロジェクト委員）候補者への依頼、委嘱 ・登録審査委員会（県版プロジェクト）日程調整・開催通知 	
4. 係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 主担当(17,000 円/日) @17,000 円×3 日=51,000 円 アルバイト(1,000 円/ h) @1,000×6.5h=6,500 円 ・打ち合わせ旅費 1,276 円×1 回=1,276 ・謝金（PJ 委員） @10,000×2 名=20,000 円 ・旅費（PJ 委員） 一式 5,000 円 ・会場使用料 @3,700×1 回=3,700 円 ・会議費 @90×13 名=1,170 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 主担当(17,000 円/日) @17,000 円×3 日=51,000 円 アルバイト(1,000 円/ h) @1,000×8h=80,000 円
5. 課題	<ul style="list-style-type: none"> ・登録審査細則に基づく人選自体はスムーズに行い、各委員からも好意的に就任承諾を得ることができたが、多忙な委員の会議日程調整が困難であった。委員は、適任者であればあるほど、日程調整が難しくなることが見込まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録審査委員会委員（兵庫県版プロジェクト委員）への説明と委嘱と行った。しかしながら、実際に兵庫県体育協会に委員会を設置するためには、理事会の決議が必要となるため、準備作業等を行うための人件費が必要である。

③申請書類の確認作業（事務局マニュアル④）

項目	新潟県	兵庫県
1. マニュアル(案)上の実施主体	登録審査委員会	
2. 期日	平成 30 年 11 月 14 日～22 日	平成 30 年 10 月 10 日～22 日
3. 具体的作業	<ul style="list-style-type: none"> ・試行クラブの選定と協力依頼（説明） ・試行クラブへの書類作成・提出依頼 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類の内容確認・不足資料の提出依頼 ・審査用資料作成 	
4.係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 主担当(17,000 円/日) @17,000 円×7 日=119,000 円 アルバイト(1,000 円/ h) @1,000×12h=12,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 主担当(17,000 円/日) @17,000 円×9 日=153,000 円 アルバイト(1,000 円/ h) @1,000×30h=30,000 円
5.課題	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な申請手続のために、申請の手続及び申請書類作成方法を記載した「申請書類作成マニュアル」があるとよい。 ・効率的に実地審査を行うため、事務局での書類審査結果をまとめた「事務局における書類審査の結果及び解説」をあらかじめ審査委員へ配布した。有効な手段ではあったが、審査クラブ数が増えた場合は事務局業務が増加する。 ・効果的な書類審査の適否判断等に当たっては、「総合型クラブ」に対する一定程度の知識・経験が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・書類審査にて登録基準を満たさなかったクラブに対する審査結果通知及び改善を求める業務が必要となる。

④審査報告様式（個票）への入力作業（事務局マニュアル⑤）

項目	新潟県	兵庫県
1.マニュアル(案)上の実施主体	登録審査委員会	
2.期日	平成 30 年 11 月 14 日～22 日	平成 30 年 10 月 11 日～23 日
3.具体的作業	・登録審査報告様式（個票）への入力	
4.係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 主担当(17,000 円/日) @17,000 円×1 日=17,000 円 アルバイト(1,000 円/ h) @1,000 円×4 時間=4,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 主担当(17,000 円/日) @17,000 円×0.5 日=8,500 円
5.課題	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類の一つである議事録の内容が、登録基準を満たしていない場合の対応に苦慮した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実地審査を公正・公平に行うための審査マニュアルが必要である。

⑤実地審査の準備（事務局マニュアル⑥）

項目	新潟県	兵庫県
1.マニュアル(案)上の実施主体	登録審査委員会	
2.期日	平成 30 年 10 月 25 日～11 月 8 日	平成 30 年 10 月 12 日～24 日
3.具体的作業	<ul style="list-style-type: none"> ・実地審査の日程調整、通知 ・試行クラブとの事前打合せ ・実地審査書類準備（運営資料・審査様式等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・実地審査の日程調整、通知 ・実地審査書類準備（運営資料・審査様式等）
4.係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 主担当(17,000 円/日) @17,000 円×6 日=102,000 円 アルバイト(1,000 円/ h) @1,000 円×16h=16,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 主担当(17,000 円/日) @17,000 円×3.5 日=59,500 円 アルバイト(1,000 円/ h) @1,000 円×12h=12,000 円 ・通信運搬費 @205 円×6 名=1,230 円

5.課題	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ・審査委員・事務局の日程調整が難しい。 ・クラブの状況により、会場確保や審査人数の調整が必要となる。 	—
------	---	---

⑥実地審査の実施（事務局マニュアル⑦）

項目	新潟県	兵庫県
1.マニュアル(案)上の実施主体	登録審査委員会	
2.期日	平成30年11月20日、21日、30日	平成30年10月27日～11月2日
3.具体的作業	<ul style="list-style-type: none"> ・実地審査の実施（3クラブ） ・実地審査の記録作成（発言要旨、結果等） 	
4.係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 主担当(17,000円/日) @17,000円×6日=102,000円 アルバイト(1,000円/時間) @1,000円×22時間=22,000円 ・旅費（実地審査） 1式 75,002円 ・謝金（実地審査）3か所 (10,000円/1か所) @10,000円×5人(延べ)=50,000円 ・会場使用料（実地審査）1回 @1,050円×1回=1,050円 ・通信運搬費 レターパック・切手 7,000円 ・会議費（実地審査）3回 @90×29本=2,610円 	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 主担当(17,000円/日) @17,000円×5日=85,000円 ・旅費(実地審査) 1式 20,820円 ・謝金(実地審査) (10,000円/1か所) @10,000円×2名×3か所=60,000円 ・振込手数料 @540×6名×1回=3,240円
5.課題	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブの所在地により審査委員の負担(体力的な負担、拘束時間の増加)が増加するため、これが理由で委員の委嘱が難しくなることが想定される。 ・クラブ側に監査のような印象をあたえ信頼関係を損ねることや、多忙を理由に実地審査に協力的でないクラブが現れることも想定される。 ・実地審査に同席する事務局の負担が大きい。 	—

⑦審査報告様式（個票）への入力作業（事務局マニュアル⑧）

項目	新潟県	兵庫県
1.マニュアル(案)上の実施主体	登録審査委員会	
2.期日	平成30年11月21日～12月4日	平成30年10月28日～11月13日
3.具体的作業	<ul style="list-style-type: none"> ・委員への登録審査報告様式の作成依頼・回収 ・登録審査報告様式(個票)への入力及び確定 	
4.係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 主担当(17,000円/日) @17,000×1日=17,000円 アルバイト(1,000円/h) @1,000円×4h=4,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 主担当(17,000円/日) @17,000×1.5日=25,500円 アルバイト(1,000円/h) @1,000円×9h=9,000円
5.課題	<ul style="list-style-type: none"> ・登録審査報告様式(個票)「実地審査所見」欄の必要性及び所見に記載すべき内容の検討が必要。 ・「運用ルール」及び「独自基準」の 	—

	「合致の可否」の欄に、判断に迷う場合や書類の一部が要件を満たさないだけの場合に備え、△(保留/条件付で可)等の評価があってもよいのではないか。	
--	---	--

⑧登録審査委員会会議の実施（事務局マニュアル⑨）

項目	新潟県	兵庫県
1.マニュアル(案)上の実施主体	登録審査委員会	
2.期日	平成30年12月10日	平成30年11月14日
3.具体的作業	<ul style="list-style-type: none"> ・登録審査委員会会議(第2回県版PJ)の開催準備 ・登録審査委員会会議(第2回県版PJ)の開催 ・最終的な適否の確定 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録審査委員会会議(第2回県版PJ)の開催準備 ・登録審査委員会会議(第2回県版PJ)の開催
4.係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 主担当(17,000円/日) @17,000円×4日=68,000円 アルバイト(1,000円/h) @1,000円×41h=41,000円 ・委員謝金(10,000円/1回) @10,000円×2名=20,000円 ・旅費 1式2,694円 ・会場使用料 @2,500円×1回=2,500円 ・会議費 @90×15名×1回=1,350円 	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 主担当(17,000円/日) @17,000円×3日=51,000円 アルバイト(1,000円/h) @1,000円×18h=18,000円 ・委員謝金(10,000円/1回) @10,000円×4名=40,000円 ・旅費 1式5,700円 ・会場使用料 @2,400円×1回=2,400円 ・会議費 @108×14名×1回=1,512円 ・振込手数料 @540×7名×1回=3,780円
5.課題	<ul style="list-style-type: none"> ・審査委員の意見が一致しなかった場合は審査に時間を要する。 ・審査委員を県内の地域ごとに選出した場合、人数が増え、日程調整・会場確保が困難になる可能性がある。また、開催経費の増加が予想される。 ・審査委員の人数が多くなった場合、登録審査委員会が形式的なものになる恐れがある。 	—

⑨審査結果の報告（事務局マニュアル⑩）

項目	新潟県	兵庫県
1.マニュアル(案)上の実施主体	登録審査委員会	
2.期日	平成30年12月11日	平成30年11月14日
3.具体的作業	<ul style="list-style-type: none"> ・県体育・スポーツ協会及び県連絡協議会への審査結果報告 	
4.係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 主担当(17,000円/日) @17,000円×1日=17,000円 アルバイト(1,000円/h) @1,000円×4h=4,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 主担当(17,000円/日) @17,000円×1日=17,000円 アルバイト(1,000円/h) @1,000円×6h=6,000円
5.課題	—	—

(4) 制度モデル(案)に基づく県版制度モデル(案)の試行(まとめ)

前項(3)のまとめを以下のとおり示す。

①都道府県協議会登録規程案の作成・提出(事務局マニュアル①)

新潟県版プロジェクト、兵庫県版プロジェクト共におおむね同様の作業を行った。

ただし、新潟県版プロジェクトは、既存の「県の総合型クラブの指針」との整合性を図り、更に県協議会の会則に準じた規程案を策定した一方で、兵庫県版プロジェクトは、既存の県協議会とは別組織を制度モデル(案)に準じて新たに設置することを想定した規程案を策定した。

なお、課題として、新潟県版プロジェクト、兵庫県版プロジェクト共に、県スポーツ協会・県体協内での機関決定手続や、関係する各種団体等との調整業務等の負担を挙げた。

②登録審査委員会の設置(事務局マニュアル③)

新潟県版プロジェクト、兵庫県版プロジェクト共におおむね同様の作業を行った。

なお、課題として、新潟県版プロジェクトは、委員が多忙であることによる会議日程調整の難しさを挙げ、兵庫県版プロジェクトは、登録審査委員会を県体協に設置するための決議等準備作業を行うための人件費の確保を挙げた。

③申請書類の確認作業(事務局マニュアル④)

新潟県版プロジェクト、兵庫県版プロジェクト共におおむね同様の作業を行った。

なお、課題として、新潟県版プロジェクトは、審査の事務処理を効率化するためのマニュアルや審査委員に向けた書類作成の負担等を挙げ、兵庫県版プロジェクトは、登録基準を満たさなかったクラブに対する通知や改善を求める業務の必要性を挙げた。

④審査報告様式(個票)への入力作業(事務局マニュアル⑤)

新潟県版プロジェクト、兵庫県版プロジェクト共におおむね同様の作業を行った。

なお、課題として、新潟県版プロジェクトは、申請書類の一つである議事録の内容が登録基準を満たしていない場合への対応を挙げ、兵庫県版プロジェクトは、実地審査を公正・公平に行うための審査マニュアルの必要性を挙げた。

⑤実地審査の準備(事務局マニュアル⑥)

新潟県版プロジェクトが、試行クラブと事前打ち合わせを行った以外は、新潟県版プロジェクト、兵庫県版プロジェクト共におおむね同様の作業を行った。

なお、課題として、新潟県版プロジェクトは、クラブ、審査委員、事務局との日程調整の難しさや、クラブ側で会議室等のスペースを確保できなかった場合の対応策を挙げた。

⑥実地審査の実施(事務局マニュアル⑦)

新潟県版プロジェクト、兵庫県版プロジェクト共に概ね同様の作業を行った。

なお、課題として、新潟県版プロジェクトは、クラブの所在地により審査委員の負担が増すことから審査委員の委嘱が難しくなるとの想定や、全対象クラブを訪問する事務局の負担の大きさを挙げるとともに、クラブ側に監査のような印象をあたえ信頼関係を損ねることも想定される等を挙げた。

⑦審査報告様式(個票)への入力作業(事務局マニュアル⑧)

新潟県版プロジェクト、兵庫県版プロジェクト共におおむね同様の作業を行った。

なお、課題として、新潟県版プロジェクトは、審査報告様式(個票)の一部項目における記入方法等の再検討が必要である旨の指摘をした。

⑧登録審査委員会会議の実施(事務局マニュアル⑨)

新潟県版プロジェクト、兵庫県版プロジェクト共におおむね同様の作業を行った。

なお、課題として、新潟県版プロジェクトは、審査委員の意見が一致しなかった場合は審査

に時間を要することや、審査委員の人数が多くなった場合は審査委員会が形式的なものになる恐れがあること等を挙げた。

⑨審査結果の報告（事務局マニュアル⑩）

新潟県版プロジェクト、兵庫県版プロジェクト共におおむね同様の作業を行った。

（５）制度モデル（案）に基づく県版制度モデル（案）の検証

新潟県版プロジェクト、兵庫県版プロジェクト共に以下の内容について検証を行った。

①県版制度モデル（案）の試行に要した経費

本章１．（３）制度モデル（案）に基づく県版制度モデル（案）の試行において要した経費は以下のとおりとなった。

新潟県版プロジェクト、兵庫県版プロジェクトそれぞれの合計額に大きな差異はなかったが、謝金は兵庫県版プロジェクトの方が５万円高く、旅費は新潟県版プロジェクトの方が約５万円高かった。これは、謝金については支払い対象人数の違いによるもの、旅費については実地審査場所までの距離の違いが主な理由である。

項目	新潟県	兵庫県	差異
人件費	926,500 円 ・主担当@17,000 円×1 人×44 日 （マニュアル①③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩） ・アルバイト @1,000 円×1 人×178.5 時間 （マニュアル①③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩）	902,500 円 ・主担当@17,000 円×1 人×43.5 日 （マニュアル①③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩） ・アルバイト @1,000 円×1 人×163 時間 （マニュアル①③④⑥⑧⑨⑩）	24,000 円
謝金	90,000 円 ・会議出席@10,000 円×2 人×2 回 （マニュアル③⑨） ・実地審査@10,000 円×5 人 （マニュアル⑦）	140,000 円 ・会議出席@10,000 円×4 人×2 回 （マニュアル①⑨） ・実地審査@10,000 円×2 人×3 日 （マニュアル⑦）	50,000 円
旅費	82,696 円 ・会議出席@7,694 円×1 式 （マニュアル③⑨） ・実地審査@75,002 円×1 式 （マニュアル⑦）	32,220 円 ・会議出席@5,700 円×2 回 （マニュアル①⑨） ・実地審査@20,820 円×1 式 （マニュアル⑦）	50,476 円
借損料	7,250 円 ・会議@6,200 円×1 式 （マニュアル③⑨） ・実地審査@1,050 円×1 式 （マニュアル⑦）	6,900 円 ・会議@6,900 円×1 式 （マニュアル①⑨）	350 円
会議費	5,130 円 ・会議@90 円×28 人 （マニュアル③⑨） ・実地審査@90 円×29 人 （マニュアル⑦）	3,132 円 ・会議@108 円×29 人 （マニュアル①⑨）	1,998 円
通信運搬費	7,000 円 ・各種郵便@7,000 円×1 式 （マニュアル⑦）	2,378 円 ・各種郵便@2,378 円×1 式 （マニュアル①⑥）	4,672 円
雑役務費		10,800 円 ・振込手数料@540 円×20 回 （マニュアル①⑦⑨）	10,800 円
合計	1,118,576 円	1,097,930 円	20,646 円

②制度モデルの導入に要する経費の試算

本章1.(3)制度モデル(案)に基づく県版制度モデル(案)の試行を参考として、制度モデルの導入時にかかると想定される経費を試算した結果は以下のとおりとなった。

新潟県版プロジェクト、兵庫県版プロジェクトそれぞれの合計額に大きな差異があった。

これは、兵庫県版プロジェクトは、既存の県協議会とは別の新たな県協議会を制度モデル(案)に準じて新たに設置することを想定したことから、既存の県協議会や行政等との協議を行うことなどを見込んだ一方で、新潟県版プロジェクトは、既存の県協議会を基に制度モデルを導入することを想定するとともに、平成27年4月に新潟県行政が策定した「新潟県総合型クラブの指針」において、県協議会及び県スポーツ協会が当該指針の策定に協力する等、既に県内の主要な総合型クラブ関係団体が総合型クラブをめぐる基準作りの実績を有していることが主な理由として考えられる。

項目	新潟県	兵庫県	差異
人件費	625,000 円 ・ 主担当 @17,000 円×1 人×35 日 (規程整備等の業務、会議運営、 各種調整作業等) ・ アルバイト @1,000 円×1 人×30 時間 (会議対応、庶務等)	3,064,500 円 ・ 主担当 @17,000 円×1 人×139.5 日 (県協議会組織体制の構築、 県連絡協議会への制度の周知及 び意見聴取、行政及び地区・市町連 絡協議会への登録制度の周知、クラ ブへの登録制度の周知) ・ アルバイト @1,000 円×1 人×693 時間 (県協議会組織体制の構築、県連絡 協議会への制度の周知及び意見聴 取、行政及び地区・市町連絡協議会 への登録制度の周知)	2,439,500 円
旅費		638,300 円 ・ 主担当@2,000 円×1 人×112 日 (通勤旅費) ・ アルバイト @2,000 円×1 人×99 日 (通勤旅費) ・ 出張旅費@58,150 円×2 式 (行政及び地区・市町連絡 協議会への登録制度の周知) ・ 出張宿泊費@10,000 円×10 日 (行政及び地区・市町連絡 協議会への登録制度の周知)	638,300 円
通信運 搬費		25,000 円 ・ 各種郵便@25,000 円×1 式 (行政及び地区・市町連絡 協議会への登録制度の周知)	25,000 円
合計	625,000 円	3,727,800 円	3,102,800 円

③制度モデルの運用に要する経費の試算

本章1.(3)制度モデル(案)に基づく県版制度モデル(案)の試行を参考として、制度モデルの運用時にかかると想定される経費を試算した結果は以下のとおりとなった。

試算に当たっては、主担当とアルバイトそれぞれ1名が1クラブあたりに要する作業日数を算出することとした。

なお、新潟県版プロジェクトと兵庫県版プロジェクトとの間での差異については、書類審査及び登録審査委員会における、それぞれの県版プロジェクトでの事務処理手続・会議運営方法の違いや、実地審査における県内移動距離や交通機関の違いによる移動時間の差などが、その理由として考えられる。

制度モデルの運用に要する作業※1	1クラブ当たりの作業日数・時間		差異
	新潟県	兵庫県	
・書類審査 ④申請書類の確認作業※2 ⑤審査報告様式(個票)への入力作業※3	主担当 1.6日 アルバイト 3.1時間	主担当 1.7日 アルバイト 5.3時間	0.1日 2.2時間
・実地審査 ⑥実地審査の準備※3,4 ⑦実地審査の実施 ⑧審査報告様式(個票)への入力作業※3	主担当 2.6日 アルバイト 9.1時間	主担当 2.2日 アルバイト 2.3時間	0.4日 6.8時間
・登録審査委員会 ⑨登録審査委員会会議の実施※5 ⑩審査結果の報告	主担当 1.7日 アルバイト 11.5時間	主担当 1.0日 アルバイト 6.0時間	0.7日 5.5時間
合計	主担当 5.9日 アルバイト 23.7時間	主担当 4.9日 アルバイト 13.6時間	1.0日 10.1時間
1クラブ当たりの経費(人件費)試算	主担当 @17,000円×5.9日 =103,000円 アルバイト @1,000円×23.7時間 =23,700円	主担当 @17,000円×4.9日 =83,300円 アルバイト @1,000円×13.6時間 =13,600円	

※1 本章1.(3)制度モデル(案)に基づく県版制度モデル(案)の試行のうち、制度モデルの運用時にのみ要する作業を抜き出した(丸囲み数字は、本章1.(3)制度モデル(案)に基づく県版制度モデル(案)の試行で示した事務手続の事務局マニュアル番号である)。

※2 ④の作業のうち、本事業でのみ要した作業(新潟県版プロジェクトにおいては「試行クラブの選定と協力依頼、クラブに対して書類作成・提出を依頼、クラブに実地審査の協力を依頼」、兵庫県版プロジェクトにおいては「試行クラブの選定と協力依頼」)は、この算出からは除外した。

※3 ⑤⑥⑧の作業は、制度モデルの運用時には効率化が図られると想定し、本事業で要した日数の1/3として算出した。

※4 ⑥の作業のうち、本事業でのみ要した作業(新潟県版プロジェクトにおける「クラブとの事前打合せ」)は、この算出からは除外した。

※5 ⑨の作業の一部(登録審査委員会会議開催)はクラブ数によって大きく変動する作業ではないため、この算出からは除外した。

<留意事項(上記表に未記載の作業③⑩⑬⑭について)>

③の作業は、制度モデルの運用時に要する作業ではあるものの、クラブ数によって大きく変動する作業ではないため、この算出からは除外した。また、⑩⑬⑭の作業は、本事業では実施していないためこの算出からは除外した。

(6) 制度モデル(案)に基づく県版制度モデル(案)がもたらす効果の検証

第2回及び第3回県版プロジェクト会議において、登録手続の試行結果を踏まえ、平成29年度調査研究で示されたクラブや行政に対する効果が得られるかどうかの検証を行った。

なお、クラブに対する効果については、平成29年度調査研究の結果を踏まえて、下表のとおり、ア)地域住民に対する認知度向上、イ)公的機関との連携、ウ)クラブの質的向上に分類し検証を行った。

①クラブに対する効果(一覧)

分類	新潟県	兵庫県
ア) 地域住民に対する認知度向上	<ul style="list-style-type: none"> ・「公益性のアピール」により、認知度が向上する効果が期待される。 ・「安全・安心」な団体であることは、行政が住民に団体を紹介する際に重要な観点であることから、紹介の判断基準になることが期待される。 ・総合型クラブの社会的信用力が増せば、認知度の向上も期待できる。また、認知度の向上により信用力が更に向上することが期待される。 ・新たな会員確保につながることを期待される。 ・子供を預ける場合の安心感につながることを期待される。 ・「公共的な団体で安心できる」や「優良な指導者がいる」等のよいイメージを地域住民が持つことが期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本スポーツ協会の登録基準を満たしたクラブとして、社会的な信頼度の向上や公益的な組織として認知されやすい等の効果が期待される。 ・クラブが情報発信をする際に、「日本スポーツ協会認定クラブ」と名乗ることにより、社会的な信頼度・認知度の向上が期待される。
イ) 公的機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村との連携が強化される仕組みになることが期待される。 ・登録・認証手続に行政が関与することにより、行政の総合型クラブへの理解が深まることが期待される。 ・学校運動部活動との連携促進が期待される。 ・部活動との連携が契機となり、市町村から他事業の委託につながることを期待される。 ・スポーツ以外の分野の公的機関との連携につながることを期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブの信頼度向上から、公的機関との連携促進(学校施設の利用許可、行政からの事業受託、学校運動部活動との連携、クラブ広報への協力)が期待される。
ウ) クラブの質的充実の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・登録申請書類作成や実地審査による外部有識者からのヒアリングにより、自クラブを見つめ直す契機となり、質的向上につながることを期待される。 ・自クラブの欠点・課題を抽出するきっかけになることが期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合型クラブとして満たすべき基準を示すことにより、総合型クラブの方向性が明確になり、クラブの組織強化につながることを期待される。 ・クラブの信頼度・社会的認知度の向上により、クラブの活動に賛同し、支援をする民間企業やスポーツ団体・個人が増えることが期待される。 ・登録認定を受けたクラブがクラブの模範として活動することで、近隣のクラブへよい影響を与えることが期待される。

<①クラブに対する効果まとめ>

ア) 地域住民に対する認知度向上

新潟県版プロジェクト、兵庫県プロジェクト共に、期待される効果として、登録基準を満たすことにより社会的な信頼性が向上することや公益的な組織として認知され、社会的な認知度の向上につながることを挙げた。

また、新潟県版プロジェクトは、登録基準を満たし「安心・安全」な団体であると認められることにより、行政は地域住民に対してクラブを広報する際の判断材料にできること、地域住民はクラブに子供を預ける際の安心感を持つなど、クラブに対し良いイメージを持つことにつながることも期待される効果として挙げた。

イ) 公的機関との連携

新潟県版プロジェクト、兵庫県版プロジェクト共に、期待される効果として、クラブへの信頼性向上による学校運動部活動やスポーツ以外の分野との公的機関との連携の促進を挙げた。

また、新潟県版プロジェクトは、登録審査手続（書類審査・実地審査・登録審査委員会）に行政関係者が関与することによるクラブと行政の連携を、兵庫県版プロジェクトは、行政のクラブへの信頼度向上により、学校施設の使用許可や行政からクラブの広報への協力を得られることを期待される効果として挙げた。

ウ) クラブの質的充実の促進

新潟県版プロジェクトは、期待される効果として、登録申請手続が自クラブを見つめなおし、課題等を見つける契機となり、質的向上につながることを挙げた。

また、兵庫県版プロジェクトは、クラブの信頼性や社会的認知度が向上することによるクラブを支援する企業・団体・個人の増加や、登録クラブが他のクラブに対して好影響を与えることで、総合型クラブ全体に対する好影響が出ることを期待される効果として挙げた。

②行政への効果（一覧）

分類	新潟県	兵庫県
ア) 行政への効果	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブが行政の各部署と連携することにより、行政内の他分野連携の横串の役割となることが期待される。 ・市町村行政のクラブへの信頼度向上につながることを期待される。 ・行政内部（スポーツ所管部門以外）においても総合型クラブの認知度が向上することにより、クラブが行政の事業受託を受けやすくなること等が期待される。 ・市町村行政とクラブが協議する場の設定につながることを期待される。 ・登録審査委員に市町村行政担当者が就任することにより、行政内におけるクラブの認知度向上が期待される。 ・登録・認証制度が行政として住民に対しクラブを紹介する根拠となることを期待される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村行政のクラブへの信頼度向上につながることを期待される。 ・行政内部（スポーツ所管部門以外）においても総合型クラブの認知度が向上することにより、クラブが行政の事業受託を受けやすくなること等が期待される。 ・市町のスポーツ推進計画の目標達成にクラブが貢献することが期待される。

<②行政への効果まとめ>

ア) 行政への効果

新潟県版プロジェクト、兵庫県版プロジェクト共に、期待される効果として、登録審査に行政関係者が関与し、クラブに対する信頼性・認知度が向上することにより、行政内部のスポーツ所管部門以外においても総合型クラブの認知度向上につながり、行政と連携した取組が促進されることを挙げた。

また、新潟県版プロジェクトは、登録クラブであることが行政の地域住民に対する広報の基準になること、兵庫県版プロジェクトは、市町のスポーツ推進計画の目標達成に総合型クラブが貢献することも期待される効果として挙げた。

2. 認証に関わる試行・検証

Ⅲ. で示した制度モデル（案）策定の考え方では、制度モデル（案）のうち、認証に関する制度の手続は主に全国協議会が行うものとして策定することとしている。

このため、本事業では、中央プロジェクトが全国協議会の役割を担うものと想定し、中央プロジェクトにおいて認証に関する制度（案）の策定及び試行・検証を一括して行うこととした。

なお、認証に関する制度は、平成 29 年度調査研究に基づきタイプ別に設けることとし、本事業で策定及び試行・検証する具体的なタイプとしては、平成 29 年度調査研究でタイプ例として提示し、かつ調査対象とした介護予防タイプを設定することとした。

また、これらの作業は、中央プロジェクトの委員である赤井澤潤氏が所属する一般財団法人日本規格協会において第三者認証に関する実績を有することから、同氏を中心に行った。

（1）認証に関する制度（案）の策定

中央プロジェクトでは、まず、認証に関する制度の根幹となる「タイプ別認証規程（案）」を策定し、その上で、当該規程（案）に付随する「タイプ別認証要項策定手順細則」、さらに当該手順細則に付随する「タイプ認証要項（本事業では介護予防タイプ）」を策定することとした。

1) タイプ別認証規程（案）の策定

第 1 回中央プロジェクトにおいて、全国協議会基本規程（案）第 6 条に定めるタイプ別の認証に関する内容について定めたタイプ別認証規程（案）を以下のとおり策定した。※太字網掛下線部は本報告書用に加工

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会 タイプ別認証規程（案）

第 1 条（総則）

本規程は、基本規程第 6 条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）のタイプ別の認証（以下「タイプ別認証」という。）に関することについて定める。

第 2 条（目的）

タイプ別認証は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の特徴を可視化することにより、総合型クラブが公的機関を始め様々な地域組織との連携を促進することを目的として行うものとする。

第 3 条（種類）

タイプ別認証の種類は、全国協議会常任幹事会の議決により設定する事ができる。

2. **タイプ別認証は、別に定めるタイプ別認証要項策定手順細則に基づく当該タイプ認証要項により規定する。**

第 4 条（タイプ別認証検討部会の設置）

新たなタイプ別認証要項を設定する場合は、全国協議会常任幹事会がタイプ別認証検討部会（仮称）を設置し、当該部会において、タイプ別認証要項策定手順細則に基づき、タイプ別認証要項の原案を作成する。

第 5 条（タイプ別認証検討部会の構成）

タイプ別認証検討部会（仮称）は、以下の委員をもって構成する。

- （1）全国協議会常任幹事のうち全国協議会常任幹事会が指名した者
- （2）当該タイプに対する知見を有する者
- （3）弁護士（（1）の者と重複する場合は、兼ねることができる）
- （4）学識経験者
- （5）その他全国協議会常任幹事会が必要と認めた者

第 6 条（特記事項）

本規程に定めるほか、タイプ別認証に関して必要な事項は、全国協議会常任幹事会の議を経て、別に定める。

第 7 条（改定）

本規程は、全国協議会常任幹事会の承認を得て変更することができる。

附則 1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

2) 介護予防タイプ認証要項（案）の策定

「タイプ認証要項」は、①1) で策定した「タイプ別認証規程（案）」では、「タイプ別認証要項策定手順細則」に基づき策定することとなっている。

しかしながら、中央プロジェクトにおいては、「タイプ別認証要項策定手順細則」を策定するためには、具体的な「タイプ認証要項（本事業では介護予防タイプを設定）」を策定する過程を経験した上で、どのタイプでも適用可能な手順細則とすることが必要であると判断し、まずは「介護予防タイプ認証要項（案）」を策定することとした。（詳細は資料編 289 から 308 ページ参照）

なお、策定に当たっては、まず骨子を作成し、その骨子に基づき以下のような作業を行った。

①介護予防タイプ認証要項（案）の骨子の作成

ア) 認証の目的

市町村の健康増進・介護予防部門に向けて、業務委託先として基本的な要件を備えた登録クラブを可視化し、促進させることを目的とする。

イ) 認証の評価軸と評価項目

市町村行政が実施する一般介護予防事業の委託における、市町村行政の公募要件での記載事項や、既存の健康運動サービス分野における認証制度である「アクティブレジャー認証」の認証基準を参考に、以下のとおり設定した。

認証の評価軸	評価項目
i) 取引先としての信頼性	財務状況の健全性、事業計画等
ii) 協働先としての適格性	政策課題や制度の理解力、当該領域での活動実績等
iii) 専門性（サービス企画・提供能力）	専門人材、プログラム内容等
iv) 運営管理・改善	安全管理、個人情報の管理、継続的改善等

ウ) 審査方法

書類審査とする。

エ) 有効期間及びサーベイランス（更新審査）

初回認証からの有効期間を規定する必要があるが、期間については現時点では未規定とする。また、サーベイランス（更新審査）を実施することとする。

オ) 申請、認証の付与、公表の方法

登録されたクラブが、クラブ単位で申請し、クラブごとに認証を付与する。

認証クラブをWEBサイトで公表する。2年目以降は、行政との協働実績などを公表することが考えられる。

②介護予防タイプ認証要項（案）における認証基準（案）の設定

認証基準（案）の設定に当たり、①のイ) 認証の評価軸及び評価項目の検証をするため、2市（A市、B市）の行政担当者に対して調査を行った。（表1. 認証の評価軸及び評価項目の検証結果参照）

なお、認証の評価軸「i) 取引先としての信頼性」に関わる評価項目は、登録における登録基準に当たるものとみなすことができるため、認証基準（案）は、ii) ～ iv) についての認証の評価軸、評価項目を基に検討した。

調査の結果、評価項目の例に不要な項目は無かったため、評価項目の例を基に類似項目を整理し認証基準（案）を設定した。（表2. 評価項目の例と認証基準（案）の対比表、及び表3. 認証基準（案）参照）

【表 1. 認証の評価軸及び評価項目の検証結果】

(「評価項目として取り上げる必要性」における「必須」「不要」「加点要素」の欄に2市(A市、B市)の行政担当者が選択した項目を「A」「B」で示す。)

No.	認証の評価軸	評価項目の例	評価項目として取り上げる必要性		
			必須	不要	加点要素 [※]
1	ii) 協働先としての適格性	地域の高齢者の保健・介護予防に取り巻く状況等を理解しているか。(地域の現状・課題、介護保険制度等を理解しているか)	A B		
2		(運動教室などの)委託事業終了後に、参加者を継続支援するしくみがあるか。	A B		
3		老人クラブやサロンなど、住民主体の介護予防活動の場に、運動指導者を派遣する体制があるか。	A		B
4		高齢者の保健・介護予防分野に関連する事業活動実績を有しているか	A B		
5	iii) 運営管理・改善能力	高齢者の保健・介護予防に関する業務を受託した場合、実施体制・人員配置は適切に行えるか。	A B		
6		クラブ運営における継続的な改善の仕組みはあるか	A B		
7		クラブ運営におけるクレーム管理の仕組みがあるか	A B		
8		クラブ運営におけるプロモーション活動・契約手続は適切か	A B		
9		緊急事態への対応の仕組みや準備はあるか	A B		
10		高齢者の保健・介護予防に関する業務を受託した場合、安全管理・衛生管理がなされ、重大なリスクに対する予防の仕組みがあるか。	A B		
11		個人情報保護の取扱いを定め、適切に管理しているか	A B		
12		補償に備えた保険に加入しているか	A B		
13	iv) 専門性(サービス企画・提供能力)	高齢者の保健・介護予防に関して、効果的なプログラム企画提案するノウハウ(企画提案の経験)	A B		
14		高齢者の保健・介護予防を目的としたプログラムの提供実績があるか。(高齢者向けの生活習慣病予防向け、介護予防向けプログラムを保有しているか)	A B		
15		サービス提供を、確実に行うための仕組みがあるか	A		B
16		高齢者の保健・介護予防を目的としたプログラム運営に、必要な人材育成が計画的に行われているか	A B		
17		クラブ運営における、アウトソース先の評価・管理を適切に実施しているか	B		A
18		クラブ運営において、必要な物的資源(施設・設備・機器)が確保され、適切に管理する仕組み(点検記録等)があるか	A B		
19		高齢者の保健・介護予防を目的としたプログラムの提供に必要な人的資源の確保・管理(高齢者に対する運動指導人材が確保されているか)	A B		
20		クラブ運営における知的資源の確保・管理(クラブとして必要なノウハウ・記録が管理されているか)	B		A

※当該市町村行政にて実施している委託事業等における審査の評価時に加点要素となりうる項目

【表 2. 評価項目の例と認証基準（案）の対比表】

No.	評価軸	評価項目の例	認証基準（案）
1	ii) 協働先としての適格性	地域の高齢者の保健・介護予防に取り巻く状況等を理解しているか。(地域の現状・課題、介護保険制度等を理解しているか)	クラブは、行政との効果的な協働の実現にむけた基本的な活動として、地域の介護予防に関する現状を把握しなければならない。
2		(運動教室などの)委託事業終了後に、参加者を継続支援するしくみがあるか。	クラブは、介護予防に関する事業活動として、地域の高齢者が運動を通じて介護予防を実施するための場(運動教室等)を提供してなければならない。
3		老人クラブやサロンなど、住民主体の介護予防活動の場に、運動指導者を派遣する体制があるか。	No.19 の認証基準に含む。
4		高齢者の保健・介護予防分野に関連する事業活動実績を有しているか。	クラブは、行政との効果的な協働の実現にむけた基本的な活動として、市町村の福祉部との連携・協働などの実績を有してなければならない。
5	iii) 運営管理・改善能力	高齢者の保健・介護予防に関する業務を受託した場合、実施体制・人員配置は適切に行えるか。	クラブは、確実なクラブ運営のために、各スタッフの役割を明確にし、必要な人員を配置し、必要な指示や連絡がいつでも受けられるような体制をもたなければならない。
6		クラブ運営における継続的な改善の仕組みはあるか。	クラブは、クラブ運営の在り方を継続的に改善するための仕組みを構築し、運用しなければならない。
7		クラブ運営におけるクレーム管理の仕組みがあるか。	No.6 の認証基準に含む。
8		クラブ運営におけるプロモーション活動・契約手続は適切か。	クラブは、新規入会申込み前に、クラブ利用に関する重要事項(あらかじめ合意を得ることが必要な事項)について、十分な説明を行わなければならない。
9		緊急事態への対応の仕組みや準備はあるか。	クラブは、少なくとも緊急事態の発生時の対応として、火災、地震、事故発生についての対応手順を定め、緊急事態を想定した訓練を実施しなければならない。
10		高齢者の保健・介護予防に関する業務を受託した場合、安全管理・衛生管理がなされ、重大なリスクに対する予防の仕組みがあるか。	クラブは、事業活動に関するリスクを洗い出し、リスクの影響を踏まえて、リスク回避又は低減をするための対応策を検討し、実施しなければならない。
11		個人情報保護の取扱いを定め、適切に管理しているか。	クラブは、事業活動に関連して取得する、個人情報の取扱いの手順を決定しなければならない。
12		補償に備えた保険に加入しているか。	クラブは、賠償責任を果たすための備えとして、少なくともクラブの事業活動又は会員を適用対象とする保険(賠償保険、傷害保険など)の契約を行わなければならない。
13	iv) 専門性(サービス企画・提供能力)	高齢者の保健・介護予防に関して、効果的なプログラム企画提案するノウハウ(企画提案の経験)。	クラブは、介護予防を目的とした教室の実施内容・運営方法の決定において、市町村事業において介護予防教室等の企画提案実績をもつ健康運動指導士相当の専門家に、効果・安全性について、妥当性の確認をうけられる体制を持たなければならない。
14		高齢者の保健・介護予防を目的としたプログラムの提供実績があるか。 (高齢者向けの生活習慣病予防向け、介護予防向けプログラムを保有しているか)	No.4 の認証基準に含む。
15		サービス提供を、確実にを行うための仕組みがあるか。	クラブは、会員に向けた確実なサービスの提供のために、自らが主催する教室やサークルに関して、基本的な運営手順をクラブ内部で共有化するための仕組み(例えば業務手順書、マニュアルなどの作成)を持たなければならない。

16	高齢者の保健・介護予防を目的としたプログラム運営に、必要な人材育成が計画的に行われているか。	クラブは、スタッフのスキルや知識の維持や向上の必要性を把握し、必要な教育・訓練を計画的に実施しなければならない。
17	クラブ運営における、アウトソース先の評価・管理を適切に実施しているか	クラブは、運営するサークル・教室等の指導者業務を外部のパートナーに依頼する場合は、 ①確実な業務提供を得られるようにするために、依頼にあたり相手先が必要な能力を持っていることを確認し、依頼内容を確実に伝えなければならない。 ②また、依頼した業務の結果を確認できる仕組みを持たなければならない。
18	クラブ運営において、必要な物的資源(施設・設備・機器)が確保され、適切に管理する仕組み(点検記録等)があるか。	No.10 の認証基準に含む。
19	高齢者の保健・介護予防を目的としたプログラムの提供に必要な人的資源の確保・管理。(高齢者に対する運動指導人材が確保されているか)	クラブは、安全かつ効果的な介護予防プログラムを提供するために、専門的な技術・知識を持ったインストラクターを確保しなければならない。
20	クラブ運営における知的資源の確保・管理。(クラブとして必要なノウハウ・記録が管理されているか)	No.15 の認証基準に含む。

【表 3. 認証基準 (案)】

評価基準の区分	No.	評価基準の内容
協働先としての適格性	1	クラブは、行政との効果的な協働の実現にむけた基本的な活動として、地域の介護予防に関する現状を把握しなければならない。
	2	クラブは、行政との効果的な協働の実現にむけた基本的な活動として、市町村の福祉部との連携・協働などの実績を有していなければならない。
	3	クラブは、介護予防に関する事業活動として、地域の高齢者が運動を通じて介護予防を実施するための場(運動教室等)を提供していなければならない。
運営管理・改善能力	4	クラブは、確実なクラブ運営のために、各スタッフの役割を明確にし、必要な人員を配置し、必要な指示や連絡がいつでも受けられるような体制をもたなければならない。
	5	クラブは、クラブ運営の在り方を継続的に改善するための仕組みを構築し、運用しなければならない。
	6	クラブは、新規入会申込み前に、クラブ利用に関する重要事項(あらかじめ合意を得ることが必要な事項)について、十分な説明を行わなければならない。
	7	クラブは、少なくとも緊急事態の発生時の対応として、火災、地震、事故発生についての対応手順を定め、緊急事態を想定した訓練を実施しなければならない。
	8	クラブは、事業活動に関するリスクを洗い出し、リスクの影響を踏まえて、リスク回避又は低減をするための対応策を検討し、実施しなければならない。
	9	クラブは、事業活動に関連して取得する個人情報の取扱いの手順を決定しなければならない。
	10	クラブは、賠償責任を果たすための備えとして、少なくともクラブの事業活動又は会員を適用対象とする保険(賠償保険、傷害保険など)の契約を行わなければならない。
専門性(サービス企画・提供能力)	11	クラブは、介護予防を目的とした教室の実施内容・運営方法の決定において、市町村事業において介護予防教室等の企画提案実績をもつ健康運動指導士相当の専門家に、効果・安全性について、妥当性の確認をうけられる体制を持たなければならない。
	12	クラブは、会員に向けた確実なサービスの提供のために、自らが主催する教室やサークルに関して、基本的な運営手順をクラブ内部で共有化するための仕組み(例えば業務手順書、マニュアルなどの作成)を持たなければならない。
	13	クラブは、スタッフのスキルや知識の維持や向上の必要性を把握し、必要な教育・訓練を計画的に実施しなければならない。
	14	クラブは、運営するサークル・教室等の指導者業務を外部のパートナーに依頼する場合は、 ①確実な業務提供を得られるようにするために、依頼にあたり相手先が必要な能力を持っていることを確認し、依頼内容を確実に伝えなければならない。 ②また、依頼した業務の結果を確認できる仕組みを持たなければならない。
	15	クラブは、安全かつ効果的な介護予防プログラムを提供するために、専門的な技術・知識を持ったインストラクターを確保しなければならない。

③介護予防タイプ認証要項（案）における申請書類（案）の作成

審査は、書類審査で実施することとしていることから、クラブからの申請書類（案）を作成した。

書類審査では、申請クラブが各認証基準の意図やねらいを理解し、申請書類に適切な情報を記載できていることの確認が必要になることから、申請書類（案）には、各認証基準のねらい・意図を説明する「審査の判断基準」の欄を設けるとともに、「エビデンス例」の欄を設け、どのようなエビデンスが該当し得るかの参考情報を示すこととした（申請書類（案）は資料編 288 ページ参照）。

④介護予防タイプ認証要項（案）におけるその他必要な書類の作成

認証基準（案）及び申請書類（案）の他に必要な書類として考えられる「審査報告書」、「審査結果詳細版」、「是正処置依頼書/是正処置報告書」のイメージを作成し、「介護予防タイプ認証要項（案）」とした（要項（案）の全文は資料編 289 から 296 ページ参照）。

（2）認証に関する制度（案）の試行

前項で策定した「介護予防タイプ認証要項（案）」の実行性を検証するため、既に介護予防に関する事業を行政から受託した実績を有する 2 つの総合型クラブ（C クラブ、D クラブ）を対象に中央プロジェクトが実施した試行結果を以下のとおり示す。

1）介護予防タイプ認証要項（案）における申請書類（案）の提出

中央プロジェクトは、対象クラブに対し、各種要求事項が記載された申請書類（案）を提示した。

対象クラブは、当該書類において空白となっている「4. 要求事項を満たしていることの説明欄」及び「5. 説明の根拠となる資料名の記入欄」へ自クラブとして申請することを想定して記入し中央プロジェクトへ提出した。なお、提出時には「5. 説明の根拠となる資料名の記入欄」に記載された資料を添付した。（詳細は資料編 309 から 312 ページ参照）

【2 クラブから提出された申請書類概要】

（凡例：(C) …C クラブ (D) …D クラブ）

No.	1. 認証基準		2. 審査の判断基準	申請クラブ記入欄 (申請時に記入)	
	要求事項の区分	申請クラブに対する要求事項		4. 要求事項を満たしていることの説明欄	5. 説明の根拠となる資料名の記入欄
1	協働先としての適性	クラブは、行政との効果的な協働の実現にむけた基本的な活動として、地域の介護予防に関する現状を把握しなければならない。	高齢者の健康づくり、介護予防に関するニーズや課題など、地域の現状を把握する活動の実施を裏付けるエビデンスが提示されること。	・行政会議の委員としての参画 (C) ・D 市 G 地区高齢者づくり事業への参画 (D)	・市スポーツ振興計画 (C) ・市との打合せ資料 (D)
2			把握した地域の現状(高齢者の健康づくり、介護予防に関する、具体的なニーズや課題など)の把握結果について、エビデンスが提示されること。	・介護予防(一次予防)達成のための項目を契約書内に記載 (C) ・市の現状を考慮した介護予防事業実施 (D)	・市との契約書 (C) ・助成事業完了報告書 (D)
3		クラブは、行政との効果的な協働の実現にむけた基本的な活動として、市町村の福祉部との連携・協働などの実績を有していなければならない。	介護予防にかかわらず、市町村の福祉部の活動に、クラブとして参画した実績をしめす、エビデンスが提示されること。	・健康づくり推進会議への参加 (C) ・市介護予防事業を実施 (D)	・会議記録 (C) ・事業申請書、報告書 (D)
4	運動教室等を提供していない	クラブは、介護予防に関する事業活動として、地域の高齢者が運動を通じて介護予防を実施するための場(運動教室等)を提供していない	運動教室などを主催するなど、地域の高齢者が運動を通じて介護予防を実施するための場を提供していることのエビデンスが提示されること。	・市内会場の利用申請書に記載 (C) ・介護予防関連 12 教室実施 (D)	・利用申請書 (C) ・クラブ内広報 (D)
5			提供実績のある、高齢者を対象とした介護予防向けプログラム内容について、エビデンスが提示されること。	・専門誌に掲載 (C) ・2 ステップテスト(運動器チェック) (D)	・専門誌 (C) ・2 ステップテスト記録 (D)
6	運営管理・改善能力	クラブは、確実なクラブ運営のために、各スタッフの役割を明確にし、必要な人	クラブ運営の実施体制として、スタッフの役割及び指示系統、スタッフ間の連絡方法について、決定されて	・プログラム担当の明確化 (C) ・常勤スタッフ、クラブ	・プログラム担当 (C) ・緊急時電子連

	員を配置し、必要な指示や連絡がいつでも受けられるような体制をもたなければならない。	いることを示す、エビデンスが提示されること。	ドクターとの連携体制の構築 (C) ・組織図及び安全管理マニュアルに記載 (D)	絡システム (C) ・団体組織図、安全管理マニュアル (D)
7	クラブは、クラブ運営の在り方を継続的に改善するための仕組みを構築し、運用しなければならない。	クラブ会員からの声、満足度などを把握し、改善に活用していることについて、エビデンスが提示されること。	・アンケートを年 1 回実施 (C) ・定期的に運営会議を実施 (D)	・アンケート結果 (C) ・アンケート結果 (D)
8		日々のクラブ運営結果について、クラブ運営側で報告・共有する仕組み (例えば記録様式、報告・共有手順など)があり、改善に活用していることについて、エビデンスが提示されること。	・プログラム別に業務日報を作成 (C) ・月間業務報告書を作成し共有 (D)	・プログラム別業務日報 (C) ・業務報告書 (D)
9		事故、業務上の不具合、クレーム等の発生した不具合事象について、再発防止にむけた仕組み (不具合内容の記録様式、処理手順など)があり、改善に活用していることについて、エビデンスが提示されること。	・プログラム別にスタッフが対応 (C) ・対応者が、苦情対応ファイルに記入し共有 (D)	・スタッフミーティング記録 (C) ・苦情対応ファイル (D)
10	クラブは、新規入会申込み前に、クラブ利用に関する重要事項 (あらかじめ合意を得ることが必要な事項) について、十分な説明を行わなければならない。	新規入会申込み前に、クラブ利用に関する重要事項の説明事項を行っていることについて、エビデンスが提示されること。	・プログラム別に申込時に説明 (C) ・指導者、運営スタッフにて対応 (D)	・入会申込書 (C) ・入会申込書等 (D)
11	クラブは、少なくとも緊急事態の発生時の対応として、火災、地震、事故発生についての対応手順を定め、緊急事態を想定した訓練を実施しなければならない。	緊急連絡体制、連携している医療機関、及び火災、地震、事故発生についての対応手順を定めたエビデンスが提示されること。	・非常時は各施設の管理者に指示を仰ぐ (C) ・年 2 回の対応手順確認 (D)	・No.6 に準ずる。 ・安全管理マニュアル (D)
12		緊急事態を想定した訓練の内容・実施を示したエビデンスが提示されること。	・避難訓練は指定管理施設では年 2 回実施 (C) ・CPR 講習は定期的実施 (C) ・年 1 回 CPR 研修会、施設ごと AED 確認 (D)	・訓練実施表 (C) ・研修記録、AED 配置図 (D)
13	クラブは、事業活動に関するリスクを洗い出し、リスクの影響を踏まえて、リスク回避又は低減をするための対応策を検討し、実施しなければならない。	会員に関する次のリスク事象について、洗い出しを行い必要な安全管理対策が取られていることを示す、エビデンスの提示がされること。 - 身体的安全に関するリスク (例えば怪我の発生) - 財産的安全に関するリスク (例えば盗難、個人情報の漏洩) - 衛生に関するリスク (例えば感染症、食中毒)	・問診票、参加承諾書の提出 (C) ・プログラム実施時に体調チェック (C) ・健康チェック及び問診の実施 (D)	・問診票、参加承諾書、体調チェック表 (C) ・入会時の問診、安全管理マニュアル (D)
14		クラブの活動において使用する施設、設備及び用具に関する点検及び維持管理方法を示す、エビデンスが提示されること。	・施設設備は行政財産を使用 (C) ・クラブ内備品確認 (D)	・C 市保有リスト (C) ・備品リスト、(D)
15	クラブは、事業活動に関連して取得する個人情報の取扱いの手順を決定しなければならない。	個人情報に関する次の事項が、決定され管理されていることを示すエビデンスが提示されること。 - 管理すべき個人情報を含む媒体として、管理対象となるもの - 個人情報の取得及び使用についての同意を得る方法 - 個人情報の漏えい、改ざんを防ぐための管理方法 - 個人情報が流出した場合の対応方法	・プライバシーポリシーを整備 (C) ・研修会の実施 (D)	・プライバシーポリシー (C) ・個人情報保護方針 (D)
16	クラブは、賠償責任を果たすための備えとして、少なくともクラブの事業活動又	少なくともクラブの事業活動、又は会員を適用対象とする保険への加入を示すエビデンスが提示されるこ	・イベント保険やスポーツ安全保険を併用 (C)	・保険証書 (C)

		は会員を適用対象とする保険(賠償保険、傷害保険など)の契約を行わなければならない。	と。	・賠償保険、傷害保険に加入 (D)	・保険契約書 (D)
17	専門性 (サービス企画・提供能力)	クラブは、介護予防を目的とした教室の実施内容・運営方法の決定において、市町村事業において介護予防教室等の企画提案実績をもつ健康運動指導士相当の専門家に、効果・安全性について、妥当性の確認をうけられる体制を持たなければならない。	・効果・安全性について、妥当性の確認を実施する健康運動指導士等の氏名、所属及び市町村事業において介護予防プログラムの企画提案実績を示すエビデンスが提示されること。	・健康運動指導士等 (C) ・有資格者が指導に当たっている (D)	・資格証 (C) ・資格証、企画提案書 (D)
18		クラブは、会員に向けた確実なサービスの提供のために、自らが主催する教室やサークルに関して、基本的な運営手順をクラブ内部で共有化するための仕組み (例えば業務手順書、マニュアルなどの作成) を持たなければならない。	少なくとも自らが主催する教室やサークルに関して、基本的な運営手順を示したエビデンスが提示されること。	・プログラム別に日報に記載 (C) ・運営手順シート等を作成し共有 (D)	・プログラム別日報 (C) ・運営手順シート (D)
19		クラブは、スタッフのスキルや知識の維持や向上の必要性を把握し、必要な教育・訓練を計画的に実施しなければならない。	クラブの運営のスタッフに関して、少なくとも接遇、安全講習に関する教育・訓練の実施計画/記録を示す、エビデンスが提示されること。	・内部研修、外部研修共に実施 (C) ・内部研修の実施 (D)	・各種研修記録 (C) ・スタッフ研修計画 (D)
20		クラブは、運営するサークル・教室等の指導者業務を外部のパートナーに依頼する場合は、 ① 確実な業務提供を得られるようにするために、依頼にあたり相手先が必要な能力をもっていることを確認し、依頼内容を確実に伝えなければならない。 ② また、依頼した業務の結果を確認できる仕組みを持たなければならない。	① の判断基準 クラブが運営するサークル・教室等の指導者のうち直接雇用していない指導者について、依頼にあたりクラブが能力を把握していることを示すエビデンス、及び依頼内容を確実に伝えていることを示すエビデンスが提示されること。 ② の判断基準 クラブが、依頼した業務結果を確認するしくみがあることを示すエビデンスが提示されること。	・外部指導者は公的機関を通して依頼している。(C) ・外部パートナーは、特になし。個人事業主レベルの契約指導者は、契約書有 (D)	・依頼先である公的機関への確認 (C) ・指導者業務委託契約書 月別集計報告書 (D)
21		クラブは、安全かつ効果的な介護予防プログラムを提供するために、専門的な技術・知識を持ったインストラクターを確保しなければならない。	下記①と②の両方を満たす人員が少なくとも1名以上いること。 ① 保有する運動指導資格や修了した研修(安全管理・運動生理学・運動プログラム作成等の研修科目を含むもの) 【該当例は省略】 ② 介護予防向けの運動指導業務経験、実績等	・No.17 の指導者が平成15年から行政から受託し実施 (C) ・スタッフの経歴資料の保管 (D)	・行政との各種事業委託契約書 (C) ・有資格者の資格証の写し経歴まとめ (D)

2) 介護予防タイプ認証要項 (案) における書類審査

中央プロジェクトにおいて、対象となった2クラブから提出された申請書類 (案) を基に書類審査を実施した。

その結果、2クラブそれぞれの記入結果を踏まえると、両クラブ共に認証基準 (案) を理解し、申請書類 (案) に適切な情報が記載されていることが確認できた。

(3) 認証に関する制度（案）の検証

中央プロジェクトにおいて、以下の内容について検証を行った。

1) 介護予防タイプ認証要項（案）における認証基準

試行では、介護予防タイプ認証の活用者として想定する市町村行政担当者や、認証対象となる総合型クラブ関係者に対する検証により、認証基準（案）を設定し、認証基準の設定の在り方として取りまとめることができた。

2) 介護予防タイプ認証要項（案）における制度の運用体制

試行では、「介護要望タイプ認証要項（案）」で示されたスキームオーナー、認証機関、審査機関の役割を、全て中央プロジェクトが担った。【表. 制度の運用体制と役割】

実際の制度の整備に当たっては、それぞれの機関の役割を担う組織を定め、具体的な運用に向けて、認証基準や審査方法以外の有効期間、サーベイランス（更新審査）、申請、認証付与、公表の方法などを検討する必要があると考えられる。

【表. 制度の運用体制と役割】

機関名称	役割
スキームオーナー	認証の運用体制を取りまとめる組織として運営委員会を設置
認証機関	審査、判定、公表、維持管理、異議申立、クレームへの対応を行うために、判定委員会を設置
審査機関	申請受理、認証審査の契約、審査の実施、判定委員会への審査結果の報告

3) タイプ別認証要項策定手順細則の策定

中央プロジェクトでは、「介護予防タイプ認証要項（案）」を策定する過程を通じて、介護予防タイプ以外のタイプでも適用できる「タイプ別認証要項策定手順細則」を策定した。（81ページ参照）

(4) 認証に関する制度（案）がもたらす効果の検証

(1)における市町村行政担当者への調査及び(2)における総合型クラブ関係者への試行を通して、平成29年度調査研究で示されたクラブや行政に対する効果が得られるかどうかの検証を行った。

1) クラブに対する効果（一覧）

	市町村行政担当者	総合型クラブ関係者
ア) 地域住民に対する認知度向上	・「放課後児童クラブ」「放課後子ども教室」「学校運動部活動」などの地域課題解決に寄与することで地域住民の認知度が向上する可能性がある。(B市)	・認証により行政との連携が促進され、より多くの地域住民を対象とした事業の実施が考えられ、認知度が向上する可能性がある。(Cクラブ)
イ) 公的機関との連携	・総合型クラブが認証を目指すために、市町村行政の実施する研修(介護予防事業等)に総合型クラブ職員の参加が促進され、行政との信頼関係が構築される可能性がある。(B市)	・クラブの強みを認証されることによって、行政と連携できる可能性がある。(Cクラブ、Dクラブ)
ウ) クラブの質的充実の促進	・認証基準に満たないクラブに対して、改善を求め認証できるよう指導することでクラブの質的向上につながる考えられる。(A市) ・総合型クラブの自主財源確保につながる制度になる可能性がある。(A市)	・認証されるための研修を運用主体が実施することで、クラブの質的向上につながり、メリットになると考えられる。(Cクラブ)

<1) クラブに対する効果まとめ>

ア) 地域住民に対する認知度向上

市町村行政担当者及び総合型クラブ関係者ともに、認証によって市町村行政との連携が促進され、総合型クラブの活動が地域課題の解決に寄与することで、地域住民に対する認知度の向上が期待できるとのことであった。

イ) 公的機関との連携

市町村行政担当者は、クラブが認証を目指し、市町村行政が実施する地域課題に関する研修会等への参加を通してクラブの質的向上や、市町村行政との連携促進が期待できるとのことであった。

総合型クラブ関係者は、クラブの強みが認証されることによって市町村行政からの信頼を得ることで市町村行政との連携促進が期待できるとのことであった。

ウ) クラブの質的充実の促進

市町村行政担当者及び総合型クラブ関係者ともに、認証を目指すことによりクラブの質的向上が期待できるとのことであった。

また、総合型クラブ関係者からは、認証主体による認証取得に向けた研修会等が開催されることは、クラブにとって質的向上の機会が増えることになり、メリットになるとのことであった。

2) 行政への効果 (一覧)

	市町村行政担当者	総合型クラブ担当者
ア) 行政への効果	<ul style="list-style-type: none"> ・総合型クラブが認証を目指すために、市町村行政の実施する研修(介護予防事業等)に総合型クラブ職員の参加が促進され、行政との信頼関係が構築される。(A市)(再掲) ・総合型クラブと安心して連携できる。(B市) ・クラブに対する事業委託の根拠として認証が活用できる可能性がある。(A市) 	<ul style="list-style-type: none"> ・認証を受けたクラブが、スポーツを通して、行政が取り組むべき地域課題の解決に貢献する事が考えられる。(Cクラブ)

<②行政への効果まとめ>

ア) 行政への効果

市町村行政担当者及び総合型クラブ関係者ともに、認証によって行政との連携が促進され、総合型クラブの活動が地域課題の解決に寄与することが期待されるとのことであった。

また、市町村行政担当者は、認証基準を満たしていることで、安心して連携が可能になることや、クラブに対する事業委託の根拠として活用できる可能性があるとのことであった。

V. 制度モデル（案）の試行・検証を踏まえた制度モデルの確立に向けた方向性

IV. において確認された課題への対応と、国（スポーツ庁）が策定した制度の枠組みと制度モデル（案）との整合性を確認することにより、制度モデルの確立に向けた方向性を以下のとおり示す。

1. 制度モデル（案）の試行・検証において確認された課題への対応策

IV. において確認された課題について、中央プロジェクトにおいて、その対応策を登録に関わる課題と認証に関わる課題とに区分けし、以下のとおり取りまとめた。

（1）登録に関わる課題への対応策

1）登録基準

本項に該当する内容で確認された課題の内容への対応策について、次のとおり取りまとめた。

①登録基準細則（案）

第3条において定めている「基本基準」及び基本基準の適用範囲である「必ず満たすべき運用ルール」に関して確認された課題の有無を表1.に取りまとめた上で、それぞれの課題への対応策をまとめた。

【表1. 登録基準細則（案）第3条（基本基準の適用範囲）に関する課題一覧】

基本基準		必ず満たすべき運用ルール	課題の有無
分類	個別基準		
(1) 活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・定期的 ^{※1} なスポーツ活動を2種目以上実施している。	—
	②多世代（複数世代）を対象としている。	・青少年期、壮年期、高齢期 ^{※2} の3世代又はいずれか2世代の会員 ^{※3} がいる。	○ 課題①
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・定期的なスポーツ活動のうち、少なくとも半数の活動においては、公認資格 ^{※4} を有するスポーツ指導者が配置されている。	○ 課題②
			○ 課題③
(2) 運営形態に関する基準	④地域住民が主体的に運営している。	・意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村 ^{※5} の住民である。 ・非営利組織である。 ^{※6}	○ 課題④
(3) ガバナンスに関する基準	⑤規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等 ^{※7} の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。	—
	⑥事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。	○ 課題⑤

※1：定期的とは、年間で24回以上実施することを示す。

※2：青少年期とは、「未就学児（0歳～）～高校生（～18歳）」、壮年期とは「19歳～59歳」、高齢期とは「60歳～」を示す。

※3：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として現時点では申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

※4：公認資格とは、公認資格制度が整備されている競技・種目資格を示す。

※5：特別区は市町村に準ずる。

※6：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

※7：規約・会則・定款等を指す。

<課題への対応策>

「i) 課題の内容」における()内の標記は、当該課題が確認された場を示す。
 なお、(新潟県)は新潟県版プロジェクトを、(兵庫県)は兵庫県版プロジェクトを示す。

課題①

i) 課題の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・※2で示されている年齢区分の名称(青少年期、壮年期、高齢期)は、それぞれの区分の対象年齢に対して適切とは言えないのではないか。(中央プロジェクト) ・年齢区分の対象年齢が広いため、いずれか1世代であっても多世代と言えるのではないか。(中央プロジェクト)
ii) 原案の趣旨	<p>仮説として設定したものであり、関係者から一定の理解が得られる必要があるものとする。</p>
iii) 対応策	<p>年齢区分の名称を見直すとともに、実際の制度の整備に当たっては、関係者からの意見聴取を踏まえて決定する必要があるものとする。</p>

課題②

i) 課題の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公認資格を有するスポーツ指導者の基準が曖昧である。(兵庫県) ・「※4公認資格とは、公認資格制度が整備されている競技・種目資格を示す。」とあるが、総合型クラブには、競技・種目資格だけでなく健康分野の資格を保有する指導者も必要である。(兵庫県)
ii) 原案の趣旨	<p>安全かつ正しく、楽しくスポーツ活動を行うためには、一定の知識と技能を有した公認資格を有するスポーツ指導者が確保されている必要があるとの趣旨から設定した。</p>
iii) 対応策	<p>公認資格の定義を日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格とした上で、定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者を養成している競技・種目については、当該公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されていることを義務付けることとする。</p> <p>ただし、当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしないこととする。</p>

課題③

i) 課題の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクマネジメントに関する個別基準が必要ではないか。(兵庫県)
ii) 原案の趣旨	<p>平成29年度調査研究においては、リスクマネジメントに関する要件・基準等が示されなかったため、原案に反映をしなかった。</p>
iii) 対応策	<p>スポーツ活動における安全面の確保は重要であり、具体的な基準を設けることとする。</p>

課題④

i) 課題の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず満たすべき運用ルールにおいて、「意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村の住民である。」とあるが、一般社団法人は、議決権を有する社員2名以上で法人を設立することができるため、社員が3名の場合、2名が地域住民であれば、運用ルールを満たすこととなる。それでも「地域住民が主体的に運営している」と言えるのか。議決権を有する者の人数に関する規定が必要ではないか。(兵庫県)
ii) 原案の趣旨	<p>基準の適合可否を判断する際には一定の値が必要なため、原案としてはその値を過半数とした。</p> <p>法人格の有無をはじめクラブの組織形態は様々であるため、意思決定機関の議決権を有する者の人数をより具体的に規定することは難しい。</p>
iii) 対応策	<p>原案の趣旨に基づき対応する(修正は行わない)。</p>

課題⑤

i) 課題の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・任意団体の議事録様式が定まっていない中で、議事録への出席者明記を求めることは要求水準が高いものとする。(新潟県)
ii) 原案の趣旨	<p>当該クラブの活動計画・報告が適切な方法によって議決されていることを確認するために設定した。</p>
iii) 対応策	<p>一般的に、出席者が分からない議事録は議事録として適切とは言えないものと判断し、原案の趣旨に基づき対応する(修正は行わない)。</p>

	クラブ側の理解を得られるよう、当該基準の事前周知に努めることとする。
--	------------------------------------

②登録審査細則（案）

第6条において定めている申請書類に関して確認された課題の有無を表2.に取りまとめた上で、それぞれの課題への対応策をまとめた。

【表2. 登録審査細則（案）第6条（審査方法）第2項に関する課題一覧】

申請書類	名称	様式	課題の有無
①	登録基準確認用紙	有	—
②	基礎情報書類 (クラブ概要等)	有	—
③	規約・会則・定款等	無	—
④	役員名簿	有	○ 課題①
⑤	当該年度事業計画・予算	無	—
⑥	前年度事業報告・決算	無	—
⑦	評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果	有	—
⑧	申請書類③⑤⑥を議決した際の議事録	無	○ 課題②
⑨	都道府県協議会が定める提出物	無	—

<課題への対応策>

課題①

i) 課題の内容	・役員名簿の職業記入欄は、クラブにおいて役員の職業を把握していない場合があるため、職業を記載することができない。(兵庫県)
ii) 原案の趣旨	登録基準細則第3条(基本基準の適用範囲)分類「(2)運営形態に関する基準」の個別基準「④地域住民が主体的に運営している」の必ず満たすべき運用ルール「非営利組織である。」を確認するためには、役員の職業を把握する必要があるため規定した。
iii) 対応策	原案の趣旨に基づき対応する(修正は行わない)。 クラブ側の理解を得られるよう、当該基準の事前周知に努めることとする。

課題②

i) 課題の内容	・「申請書類⑧:申請書類③⑤⑥を議決した際の議事録」のうち、申請書類③(規約・会則・定款等)を議決した際の議事録は、設立後長年経過しているクラブは廃棄等で提出できない場合もあり得る。(新潟県、中央プロジェクト)
ii) 原案の趣旨	登録基準細則第3条(基本基準の適用範囲)分類「(3)ガバナンスに関する基準」の個別基準「⑤規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している」を確認するための資料として規定した。
iii) 対応策	申請書類⑧のうち、「申請書類③を議決した際の議事録」は削除する。

2) 制度の運用体制

本項に該当する内容で確認された課題の内容への対応策について、次のとおり取りまとめた。

①都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会基本規程（ひな形案）

都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会基本規程（ひな形案）において課題が確認された条文を表 3. に示した上で、その課題への対応策をまとめた。

【表 3. 都道府県総合型クラブ連絡協議会基本規程（ひな形案）に関して確認された課題の該当箇所】

条番号	条文
第 1 条（総則）	本規程は、公益●●法人●●（県）（体育・スポーツ）協会（以下「本会」という。）定款第●条の規定に基づいて設置された●●（県）総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「（県）協議会」という。）に関する基本原則を定める。

<課題への対応策>

i) 課題の内容	・新潟県総合型クラブ連絡協議会を新潟県スポーツ協会の定款に基づき設置することは、新潟県スポーツ協会としての当該協議会の位置づけ（加盟団体ではない）と当該協議会側の意向・意識（自主独立した協議会組織であって県スポーツ協会の傘下ではない）の両面において根本的な問題となる。（新潟県）
ii) 原案の趣旨	都道府県協議会と都道府県体協における制度に関わる権利と義務等を明らかにするなどガバナンスを確立するために、都道府県体協の定款に基づいて都道府県協議会を設置することとした。
iii) 対応策	<p>原案の趣旨に基づき対応することとするが、定款への位置付けについては、都道府県体協の組織運営に関わることであるため、都道府県体協の定款上に固有名詞として都道府県協議会を記載することが困難な場合は、例えば、「生涯スポーツの推進等の事業」を記載した上で、当該都道府県協議会の基本規程第 1 条には、当該都道府県体協の定款に定める事業を遂行するために設置した旨を記載するなどの対応をする必要がある（具体的には、弁護士等への確認が必要）。</p> <p>なお、都道府県体協の定款と都道府県協議会の基本規程との関係性を明確にすることは、制度のガバナンスの確立をする上では不可欠なものと考えられる。これは、制度の運営等に何らかの問題が発生した際に、都道府県体協が都道府県協議会に対して管理権限を有していなければ、ガバナンスを確立しているとは言い難いためである。</p> <p>第 2 期スポーツ基本計画に基づきスポーツ庁が策定した登録・認証等の制度の枠組み（資料編 313 から 315 ページ参照）では、登録・認証制度の整備主体を日本スポーツ協会とし、都道府県における運用の体制については、都道府県体協と都道府県協議会を主体とする旨を示している。都道府県体協は日本スポーツ協会が定める加盟団体規程に基づく加盟団体として、ガバナンスを確立しているが、都道府県協議会がこのガバナンスの範囲外になることは、登録・認証制度は日本スポーツ協会の組織内組織である総合型地域スポーツクラブ全国協議会を基盤として整備するにも係らず、都道府県単位においては組織運営に係る関係者の権利と義務が不明確になるという問題が生じる。</p>

②登録規程（案）

登録規程第 11 条(処分)において定めている「処分基準」に関して確認された課題の内容への対応策を次のとおりまとめた。

<課題への対応策>

i) 課題の内容	・登録規程第 11 条(処分)に定める処分基準が未作成となっているが、あらかじめ作成する必要がある。（中央プロジェクト）
ii) 原案の趣旨	試行では登録クラブに対する処分が発生しないことから、制度モデル(案)では作成していなかった。
iii) 対応策	中央プロジェクトにおいて検討し、制度モデルで示すこととする。

③登録審査細則（案）第3条第2項

第3条において定めている「登録審査委員会の構成」に関して確認された課題の有無を表4.に取りまとめた上で、それぞれの課題への対応策をまとめた。

【表4. 登録審査細則（案）第3条（登録審査委員会の構成）第2項に関する課題一覧】

登録審査委員会の構成		課題の有無
①	都道府県体協担当者	—
②	都道府県行政担当者	—
③	都道府県協議会担当者	—
④	市町村行政担当者（※一部市町村）	○ 課題①
⑤	学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士など）	—
		○ 課題② 課題③

<課題への対応策>

課題①

i) 課題の内容	<ul style="list-style-type: none"> 登録審査委員会の構成員に市町村行政担当者（※一部の市町村）が含まれているが、都道府県体協が一部の市町村行政担当者を選出することは困難である。（中央プロジェクト） 市町村行政担当者が他の市町村にある総合型クラブを評価することで当該クラブと当該市町村行政との連携につながるとは限らない。（中央プロジェクト）
ii) 原案の趣旨	総合型クラブと市町村行政との連携促進を図るために、登録審査委員会の構成員に市町村行政担当者を含めた。
iii) 対応策	<p>一部の市町村行政担当者を選出することは困難であるため、登録審査委員会の構成員から市町村行政担当者を削除する。</p> <p>ただし、登録審査委員会にオブザーバーを設けることで、都道府県の実情に応じて市町村行政担当者が参画できるようにする。</p> <p>なお、総合型クラブと市町村行政の連携促進を図るため、登録クラブの情報を都道府県行政が市町村行政に通知する仕組みの構築等を検討する必要があると考えられる。</p>

課題②

i) 課題の内容	総合型クラブ創設にスポーツ推進委員が携わってきた地域もあるため、登録審査委員会の構成員としてスポーツ推進委員を表記する必要があるのではないかと。（中央プロジェクト）
ii) 原案の趣旨	平成29年度調査研究においては、登録審査にあたる構成員を「都道府県行政等第三者を含む」と示し、スポーツ推進委員の明記まではなされていなかったため、原案では記載していなかった。
iii) 対応策	スポーツ推進委員と総合型クラブの関係性は地域ごとに異なるため、必ず置かなければならない構成員としてではなく、学識経験者の例示として加えることとする。

課題③

i) 課題の内容	・総合型クラブの実情を把握しているクラブアドバイザーを登録審査委員会の構成員として表記する必要があるのではないか。(中央プロジェクト)
ii) 原案の趣旨	登録審査委員会の構成員は、公的な資格や一定の基準を満たしている方として設定した。
iii) 対応策	<p>クラブアドバイザーは、日本スポーツ振興センターによるスポーツ振興くじ助成金「クラブアドバイザー配置事業」のほか、都道府県が独自に配置する場合など、その基準や位置づけが統一されたものではないことや、一般的な活動としてクラブを育成支援する立場であるため、第三者的な立場での審査を行うことは難しいと考えられる。このため、原案の趣旨に基づき対応するものとする。</p> <p>ただし、登録審査委員会にオブザーバーを設けることで、都道府県の実情に応じてクラブアドバイザーが参画できるようにする。</p>

④登録審査細則（案）第6条第3項

第6条第3項において定めている「実地審査」に関して確認された課題の内容への対応策を次のとおりまとめた。

<課題への対応策>

i) 課題の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実地審査は、登録審査委員2名以上が実施することとなっているが、日程調整が困難である。(新潟県) ・実地審査対象のクラブが遠方になると移動時間が長くなり、委員の労力が大きい。(新潟県) ・書類審査で基準が満たされない場合、実地審査に進めないことは厳しい。書類審査で疑義があった点について、実地審査を行う形が良いのではないか。(新潟県)
ii) 原案の趣旨	実地審査は、提出された書類内容を客観的に確認するために行うこととしているため、書類審査の段階で基準に満たないクラブに対する実地審査は行わないものとした。
iii) 対応策	実情に則した制度の運用を図るため、2019年度時点で全国協議会に加入しているクラブは、制度創設初年度は、登録審査委員会の判断で実地審査を省略することができるようにすることとした。

3) 制度の導入や運用に要する経費

本項に該当する内容で確認された課題の内容への対応策について、次のとおり取りまとめた。

①制度の導入経費

<課題への対応策>

i) 課題の内容	・都道府県協内に都道府県協議会を位置付けるための組織決定手続や関係団体への制度の周知に当たり、専門的な人材と業務を補佐する職員の配置が必要である（兵庫県）
ii) 対応策	日本スポーツ協会からスポーツ庁に対し、都道府県行政等から都道府県協への支援について、その在り方を提示する必要があると考えられる。

②制度の運用経費

<課題への対応策>

i) 課題の内容	・運用後の登録更新に要する経費の試算は行われていない（兵庫県） ・県内の全クラブを対象に本格実施する場合には、現状のマンパワーでの対応は極めて困難（新潟県）
ii) 対応策	委託事業においては、更新手続に関する試行を行っていないため、実施初年度以降の新規登録クラブ及び更新手続に要する経費の検討をする必要がある。 日本スポーツ協会からスポーツ庁に対し、都道府県行政等から都道府県協への支援について、その在り方を提示する必要があると考えられる。

③登録料の徴収有無

<課題への対応策>

i) 課題の内容	・登録料は必要であるものの、県協議会の運営体制や事業計画が明確でない現時点での登録料設定は困難（兵庫県） ・現状の県協議会とは異なる新たな県協議会を設置した場合、現状では県教育委員会が主導する育成事業（現状の県協議会）の年会費と登録料を二重で徴収することになる（兵庫県）
ii) 対応策	制度モデル案の試行を参考に算出する経費の試算を踏まえ、登録料の徴収について検討する必要がある。

(2) 認証に関わる課題への対応策

1) 制度の運用体制

本項に該当する内容で確認された課題の内容への対応策について、次のとおり取りまとめた。

①具体的な運用方法の検討

i) 課題の内容	・認証基準や審査方法以外は、具体的な運用方法の検討が行われておらず、更なる試行を行うことが必要である。(中央プロジェクト)		
ii) 原案の趣旨	試行では、策定するタイプ別認証要項(案)のうち、認証審査の中心となる認証基準や審査方法を中央プロジェクトにおいて検証することとした。		
iii) 対応策	認証の運用体制を以下のとおりとし、有効期間、サーベイランス(更新審査)、申請、認証付与、公表の方法など、それぞれの機関で具体的な検討をする必要があると考えられる。		
	【認証の運用体制(案)】		
	機関名称	役割	運用時
	スキームオーナー	認証の運用体制を取りまとめる組織として運営委員会を設置	全国協議会
	認証機関	審査、判定、公表、維持管理、異議申立て、クレームへの対応を行うために、判定委員会を設置	全国協議会常任幹事会
審査機関	申請受理、認証審査の契約、審査の実施、判定委員会への審査結果の報告	審査業務代行機関へ委託*	
※都道府県単位で運用する「登録に関する制度」とは異なり、タイプ別認証は第三者による審査を行うことや、全国協議会が一括して運用することとしているため、審査業務等を外部委託することが考えられる。			

②登録との一体的運用

i) 課題の内容	・タイプ別認証は、登録クラブに対する認証であるため、登録の運用と矛盾が生じないようにすることが必要である。(中央プロジェクト) ・申請する登録クラブや運用主体にとって一体的でスムーズな利用が可能となるような申請手続を検討することが必要である。(中央プロジェクト)
ii) 原案の趣旨	登録に関する制度を並行して検討する中での試行であったため、同時進行することとした。
iii) 対応策	登録の運用が確立された後、認証の運用について具体的に検討する必要があると考えられる。

2) 制度の運用に要する経費

本項に該当する内容で確認された課題の内容への対応策について、次のとおり取りまとめた。

i) 課題の内容	・具体的な運用を想定した申請受付や審査を試行し、制度の運用に要する経費を算出することが必要である。(中央プロジェクト)
ii) 原案の趣旨	試行では、策定するタイプ別認証要項(案)のうち、認証審査の中心となる認証基準や審査方法を検証することとした。
iii) 対応策	具体的な運用に向けて、更なる試行を行うなど、運用に要する経費を算出することが考えられる。

3) 制度がもたらす効果

本項に該当する内容で確認された課題の内容への対応策について、次のとおり取りまとめた。

i) 課題の内容	・認証の普及には、認証が活用される環境・条件(社会で認証が活用される必然性・メリット等)を整備する必要がある。(中央プロジェクト)
ii) 原案の趣旨	今回の試行では、市町村における介護予防事業の担当者による認証の活用を想定し、介護予防タイプを設定した。
iii) 対応策	スポーツ庁が、登録・認証制度の周知・活用促進のための仕組みづくり(政策への活用やメリット付与等)・働きかけ(認知向上の推進等)を、各方面に向けて積極的に実施することが重要である。 介護予防タイプを事例としたが、学校運動部活動や子育て支援、健康増進など様々な分野で総合型クラブへの期待が高まっており、スポーツ庁による登録・認証を活用した働きかけが考えられる。

2. 国が策定した制度の枠組みとの整合性

制度モデルは、スポーツ庁が策定した登録・認証等の制度の枠組み（以下「制度の枠組み」という。）（資料編 313 から 315 ページ参照）に基づき策定するものとしているため、中央プロジェクトでは、制度モデル（案）と制度の枠組みとの整合性に関して確認された課題の有無を表 1. に取りまとめ、課題の内容と対応策を次のとおり示す。

【表 1. 制度の枠組みと制度モデル（案）との整合性に関して確認された課題】

制度の枠組み（概要）	制度の枠組みに対応する制度モデル（案）の諸規程	課題の有無																					
1. 登録・認証の基準について																							
<p>(1) 登録・認証の定義</p>	<p>【登録規程】 第3条（登録申請） 登録は、全国協議会が別に定める登録基準を具備したものをもち、（中略）全国協議会へ各クラブ単位で申請する。 第5条（認定） 全国協議会及び都道府県協議会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。認定については、別に定める。</p> <p>【基本規程】 第6条（タイプ別の認証） 全国協議会は、前条に基づき登録したクラブ（以下「登録クラブ」という。）に対し、当該クラブにおける活動内容の特徴等により、タイプ別の認証を行うことができる。</p>	—																					
<p>(2) 登録基準の在り方</p>	<p>【登録基準細則】 第2条（基本基準）及び第3条（基本基準の適用範囲）に規定</p> <table border="1" data-bbox="608 1066 1385 1339"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="608 1066 1023 1099">基本基準</th> <th data-bbox="1023 1066 1385 1099">必ず満たすべき運用ルール</th> </tr> <tr> <th data-bbox="608 1099 719 1122">分類</th> <th data-bbox="719 1099 1023 1122">個別基準</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="608 1122 719 1346" rowspan="3">(1) 活動実態に関する基準</td> <td data-bbox="719 1122 1023 1167">①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。</td> <td data-bbox="1023 1122 1385 1167">・定期的^{※1}なスポーツ活動を2種目以上実施している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="719 1167 1023 1234">②多世代（複数世代）を対象としている。</td> <td data-bbox="1023 1167 1385 1234">・青少年期、壮年期、高齢期^{※2}いずれか2世代の会員^{※3}がいる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="719 1234 1023 1346">③適切なスポーツ指導者を配置している。</td> <td data-bbox="1023 1234 1385 1346">・定期的なスポーツ活動のうち、少なくとも半数の活動においては、公認資格^{※4}を有するスポーツ指導者が配置されている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1346 719 1458">(2) 運営形態に関する基準</td> <td data-bbox="719 1346 1023 1458">④地域住民が主体的に運営している。</td> <td data-bbox="1023 1346 1385 1458">・意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村^{※5}の住民である。 ・非営利組織である。^{※6}</td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1458 719 1653" rowspan="2">(3) ガバナンスに関する基準</td> <td data-bbox="719 1458 1023 1570">⑤規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。</td> <td data-bbox="1023 1458 1385 1570">・規約等^{※7}、事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="719 1570 1023 1653">⑥事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 定期的とは、年間で24回以上実施することを示す。 ※2: 青少年とは「未就学児（0歳～）～高校生（～18歳）」、壮年期とは「19歳～59歳」高齢期とは「60歳～」を示す。 ※3: 会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として現時点では申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。 ※4: 公認資格とは、公認資格制度が整備されている競技・種目資格を示す。 ※5: 特別区は市町村に準ずる。 ※6: 営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。 ※7: 規約・会則・定款等を指す。</p>	基本基準		必ず満たすべき運用ルール	分類	個別基準		(1) 活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・定期的 ^{※1} なスポーツ活動を2種目以上実施している。	②多世代（複数世代）を対象としている。	・青少年期、壮年期、高齢期 ^{※2} いずれか2世代の会員 ^{※3} がいる。	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・定期的なスポーツ活動のうち、少なくとも半数の活動においては、公認資格 ^{※4} を有するスポーツ指導者が配置されている。	(2) 運営形態に関する基準	④地域住民が主体的に運営している。	・意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村 ^{※5} の住民である。 ・非営利組織である。 ^{※6}	(3) ガバナンスに関する基準	⑤規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等 ^{※7} 、事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。	⑥事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。		○ 課題①
基本基準		必ず満たすべき運用ルール																					
分類	個別基準																						
(1) 活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・定期的 ^{※1} なスポーツ活動を2種目以上実施している。																					
	②多世代（複数世代）を対象としている。	・青少年期、壮年期、高齢期 ^{※2} いずれか2世代の会員 ^{※3} がいる。																					
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・定期的なスポーツ活動のうち、少なくとも半数の活動においては、公認資格 ^{※4} を有するスポーツ指導者が配置されている。																					
(2) 運営形態に関する基準	④地域住民が主体的に運営している。	・意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村 ^{※5} の住民である。 ・非営利組織である。 ^{※6}																					
(3) ガバナンスに関する基準	⑤規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等 ^{※7} 、事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。																					
	⑥事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。																						
<p>(2) 登録基準の在り方</p>	<p>②持続可能な運営体制や活動に見合った財源が確保されていること。</p>	○ 課題③																					
<p>(2) 登録基準の在り方</p>	<p>③公的機関・組織と連携した公益的な取組を促進するために必要となるガバナンスが確保されていること。</p>	—																					
<p>(3) 認証基準の</p>	<p>【タイプ別認証規程】 第2条（目的）</p>	—																					

在り方	な仕組み」として定着していくことを目指すため、スポーツを通じた地域の課題解決に向けた取組を基本的要件とする。	タイプ別認証は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の特徴を可視化することにより総合型クラブが公的機関を始め様々な地域組織との連携を促進することを目的として行うものとする。 第3条（種類） タイプ別認証の種類は、全国協議会常任幹事会の議決により設定することができる。	
2. 制度の運用体制について			
(1) 運用体制の在り方	①登録・認証制度は、日本スポーツ協会が総合型地域スポーツクラブ全国協議会を基盤として整備する。 ②総合型地域スポーツクラブ全国協議会における加入基準の統一化や、組織運営に関わる関係者の権利と義務等を明らかにするなど、ガバナンスを確立することが必要と考えられる。 ③都道府県における運用体制は、都道府県体育・スポーツ協会と都道府県総合型クラブ連絡協議会を主体とするが、都道府県の実情に応じた構築が必要と考えられる。	【基本規程】 第1条（総則） 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第●条の規定に基づいて設置された総合型地域スポーツクラブ全国協議会（SC全国ネットワーク）（以下「全国協議会」という。）に関する基本原則を定める。 【基本規程】 第3条（組織構成） 全国協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する全国の総合型クラブを代表する組織体とする。 【基本規程】 第3条（組織構成） （前略） 2. 全国協議会は、本会定款第6条第2号に定める加盟都道府県体育協会等※が設置した都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）をもって構成する。 ※本会定款第6条第2号に定める加盟都道府県体育協会等とは、都道府県体育協会又は都道府県スポーツ協会を指す。	— ○ 課題④
(2) 登録・認証の手続（審査）方法	①総合型クラブの申請に基づき都道府県単位で行う。 ②制度の運用主体であるスポーツ団体は、都道府県行政等の第三者を含む会議体を設置し、書類審査及び実地審査等により審査する	【登録規程】 第3条（登録申請） 登録は、全国協議会が別に定める登録基準を具備したのもをもって、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）を通じ、全国協議会へ各クラブ単位で申請する。 【登録審査細則】 第2条（登録審査委員会） 都道府県協会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。 第3条（登録審査委員会の構成） 登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。 2. 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ1名以上を都道府県協会の会長が委嘱する。 ①都道府県協会の担当者 ②都道府県行政担当者 ③都道府県協議会担当者 ④市町村行政担当者（※一部の市町村） ⑤学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士など） 第6条（登録審査方法） 登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。	○ 課題⑤ —
(3) 登録・認証の更新手続（審査）方法	①更新手続を毎年度行う。その手続は、前項「登録・認証の手続（審査）方法」を準用することが考えられる。	【登録更新審査細則】 第3条（登録更新審査方法） 登録更新審査は、書類審査及び当該クラブを訪問して行う実地審査とする。 2. 登録更新審査は、年度ごとに行う。ただし、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）が別に定める都道府県協議会登録規程に規定する場合は、それに準ずることができる。	—
	②更新手続を行うことで、総合型クラブによる自己点検・評価の実施を促進する。	【登録更新審査細則】 第3条（登録更新審査方法） （前略） 3. 書類審査はクラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。ただし、以下の書類に加え、都道府県協議会が別に定める当該都道府県協議会規程に規定する書類の提出をクラブに求めることがある。 （中略） 申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果（後略）	—

課題①

i) 課題の内容	制度の枠組みでは、「認証」とは、クラブからの申請に基づき手続を行うこととしているが、制度モデル（案）の規程上にはその旨の文言が記載されていない。
ii) 対応策	クラブからの申請に基づく旨を規程上に明記する。

課題②

i) 課題の内容	制度の枠組みに示された「多志向」に関する基準は、制度モデル（案）では設定していない。
ii) 対応策	<p>制度モデル（案）の前提である平成 29 年度調査研究では、既に登録・認証等の制度を整備し具体的な要件・基準等を設けている 12 県全てにおいて「多志向」についての要件・基準等は設定していなかったことが明らかになっている。これは、何を以て「多志向」なのかを判断することが難しいことが理由として推測される。</p> <p>このため、「多志向」の判断基準について関係者間で一定の理解が得られる内容が設けられるのかについて検討する必要があるものとする。</p> <p>なお、制度の運用においては、総合型クラブの特徴のひとつが「多志向」であることに変わりはない旨を周知することとする。</p>

課題③

i) 課題の内容	制度の枠組みに示された「持続可能な運営体制や活動に見合った財源が確保されていること。」に関する基準は、制度モデル（案）では設定していない。
ii) 対応策	<p>制度モデル（案）の前提である平成 29 年度調査研究では、既に登録・認証等の制度を整備し具体的な要件・基準等を設けている 12 県中 7 県において、会費の徴収については要件・基準等に設定しているが、活動に見合った財源の確保等、内容にまで踏み込んだ設定をしている県はなかったことが明らかになっている。</p> <p>このため、制度モデル（案）で設定している個別基準「⑥事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。」に基づいて制度の運用を行うことと併せ、制度の運用主体が登録クラブに対して日常的に行う支援の取組において、財源確保の在り方等を助言することが望ましいと考える。</p>

課題④

i) 課題の内容	制度の枠組みでは、「都道府県における運用体制は、都道府県体育・スポーツ協会と都道府県総合型クラブ連絡協議会を主体とするが、都道府県の実情に応じた構築が必要と考えられる。」と示しているが、制度の整備に当たっては「都道府県の実情」の範囲を定義する必要がある。
ii) 対応策	<p>制度の枠組みでは、「総合型地域スポーツクラブ全国協会における加入基準の統一化や、組織運営に関わる関係者の権利と義務等を明らかにするなど、ガバナンスを確立することが必要と考えられる。」と示している。</p> <p>このため、課題として認識した「都道府県の実情」の範囲は、制度のガバナンスが維持され得る範囲であることが望ましいと考える。</p> <p>このような考え方を踏まえ、制度モデル（案）では、都道府県体協と都道府県協会における制度に関わる権利と義務等を明らかにするなどガバナンスを確立するために、都道府県体協の定款に基づいて都道府県協会を設置することとしているが、都道府県の実情がこの形態に沿わない場合は、制度の運用上起こり得る紛争処理手続との関係や中間支援組織の整備等の状況を踏まえ、当該都道府県行政とも調整を図り対応する必要があると考えられる。</p>

課題⑤

i) 課題の内容	制度の枠組みでは、総合型クラブからの申請に基づき都道府県単位で行うこととしているが、制度モデル（案）では、認証については申請のとりまとめ以外は都道府県単位ではなく全国協会が行うこととしている。
----------	--

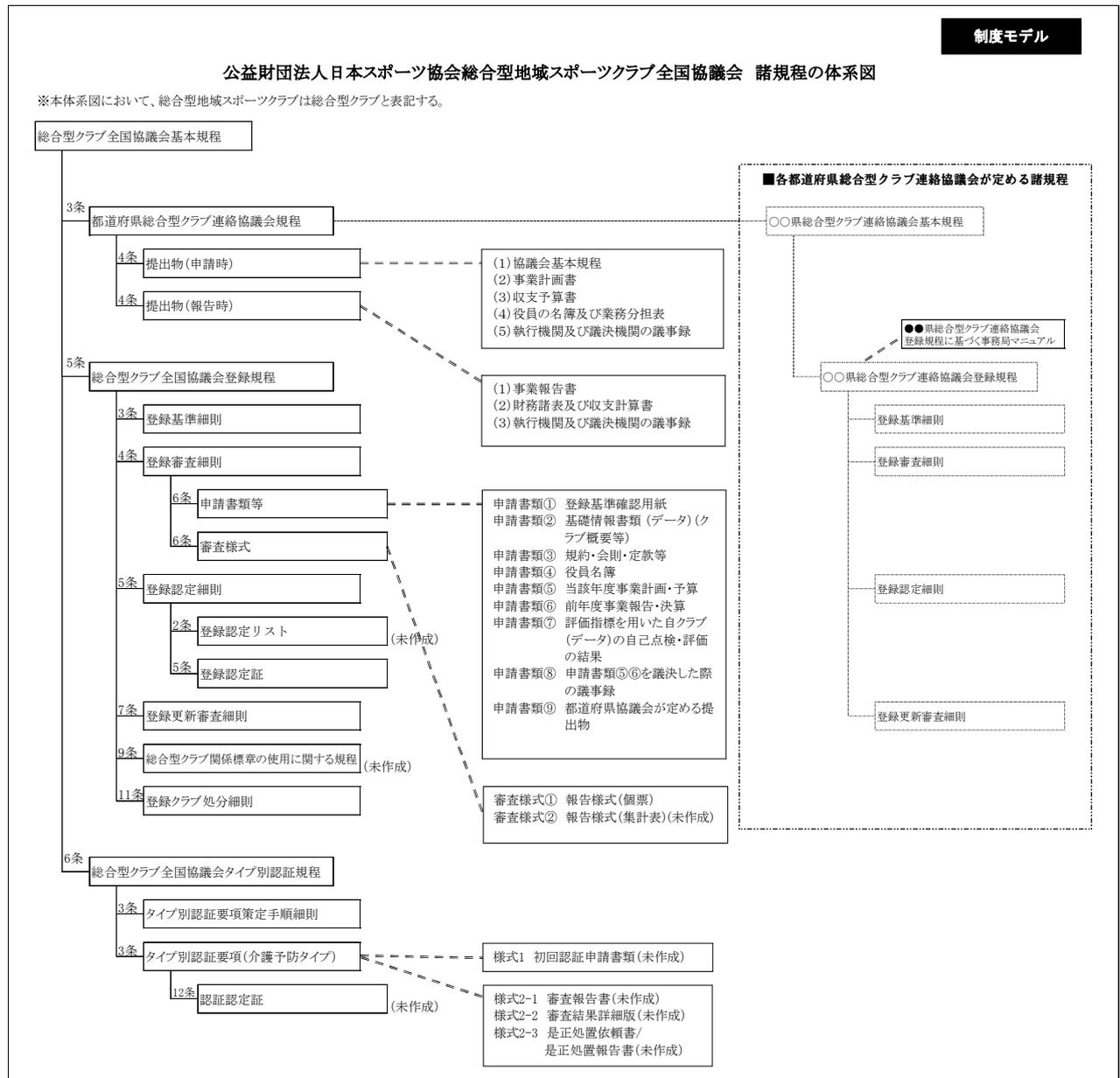
ii) 対応策	<p>認証は、第三者による客観的な審査を行う必要があるものと考えられることから、全国協議会が審査業務等を外部委託することを想定している。</p> <p>ただし、本章1.(2)に示したとおり、認証についてはより具体的な検討や試行が必要である。</p>
---------	--

VI. 事業の成果に関する検証（制度モデル）

V. で示された制度モデルの確立に向けた方向性を基に、制度モデル（案）を修正し、47 都道府県の実情に応じて運用可能となる制度モデルを策定した。

1. 制度モデル

制度モデルを構成する全国協議会の諸規程等の体系図を以下に示す。なお、次ページ以降に各諸規程等の全文及び各種様式を提示する。



公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会 基本規程

第1章 総則

第1条（総則）

本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第●条の規定に基づいて設置された総合型地域スポーツクラブ全国協議会（SC全国ネットワーク）（以下「全国協議会」という。）に関する基本原則を定める。

第2条（基本理念及び目的）

全国協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し、基本理念を体現する取組を行うことを通じて「スポーツ宣言日本」が表明するスポーツが果たすべき使命の達成に貢献することにより、総合型クラブが公益性の高く持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。

第3条（組織構成）

全国協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する全国の総合型クラブを代表する組織体とする。

2. 全国協議会は、本会定款第6条第2号に定める加盟都道府県体育協会等^{*}が設置した都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）をもって構成する。
3. 都道府県協議会に関しては、別に定める。

第2章 事業

第4条（事業）

全国協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総合型クラブの情報交換と交流
- (2) 総合型クラブの活動支援
- (3) 総合型クラブの財源確保に対する支援
- (4) 総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
- (5) 総合型クラブ育成に関する調査研究
- (6) 総合型クラブの顕彰に関する研究
- (7) 都道府県協議会並びに本会加盟団体等との連携
- (8) そのほか目的達成に必要な事業

第3章 登録

第5条（登録）

全国協議会への加入は、登録をもって行う。

2. 登録に関しては、別に定める。

第6条（タイプ別の認証）

全国協議会は、前条に基づき登録したクラブ（以下「登録クラブ」という。）に対し、当該クラブからの申出により、その活動内容の特徴等を踏まえ、タイプ別の認証を行うことができる。

2. タイプ別の認証に関しては、別に定める。

第4章 役員

第7条（種類及び定数）

全国協議会に、次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 3名以内
- (3) 常任幹事 12名以上18名以内
- (4) 代表委員 47名以内

第8条（代表委員の選出）

代表委員は、都道府県協議会が、その幹事長又は副幹事長の中から1名を選出する。

第9条（幹事長の委嘱及び職務）

幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2. 幹事長は、全国協議会を代表し、業務を統括する。

第10条（副幹事長の委嘱及び職務）

副幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2. 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。

第11条（常任幹事の委嘱）

常任幹事は、総会において、代表委員の中から、本会加盟団体規程に定める地域区分ごとに1名を選出し、幹事長が委嘱する。

2. 前項のほか、幹事長は総会に諮って本会理事及び学識経験者から、9名以内の常任幹事を委嘱することができる。

第12条（任期）

役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員任期は他の役員残任期間とする。

3. 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第13条（定年制）

幹事長及び副幹事長は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

第14条（解任）

常任幹事及び代表委員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

第5章 総会

第15条（構成）

総会は、第7条に定める役員をもって構成する。

第16条（権限）

総会は、次の事項について決議する。

- （1）幹事長及び副幹事長の推挙
- （2）常任幹事の選出及び解任
- （3）代表委員の解任
- （4）事業計画、予算、事業報告、決算その他全国協議会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項

第17条（開催）

総会は、毎年1回開催する。

第18条（招集）

総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。

2. 前項のほか常任幹事会が必要と認めたととき、又は代表委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。

第19条（出席）

総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一の目的事項について再度招集したときはこの限りではない。

2. 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する都道府県協議会の役員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。

第20条（決議）

総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

2. 前項の規定にかかわらず、常任幹事及び代表委員の解任を決議する際には、決議について特別の利

害関係を有する構成員を除く構成員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

3. 総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録による同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。

第6章 常任幹事会

第21条（構成）

常任幹事会は、第7条に定める幹事長、副幹事長及び常任幹事をもって構成する。

第22条（権限）

常任幹事会は、次の事項について決議する。

- (1) 全国協議会の業務執行の決定
- (2) 常任幹事の職務執行の監督
- (3) 専門部会の設置
- (4) 専門部会の部会長及び部会員の選任・解任
- (5) その他、全国協議会の諸規程において常任幹事会による決議が必要とされた事項

第23条（開催）

常任幹事会は、年に4回開催する。

第24条（招集）

常任幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

第25条（出席）

常任幹事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

2. 構成員が常任幹事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。

第26条（決議）

常任幹事会の決議は、特別の定めがない限り、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

第7章 専門部会

第27条（設置）

全国協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。

2. 専門部会は、第4条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申する。

第28条（構成）

専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。

2. 専門部会の部会長及び部会員は、全国協議会役員、都道府県協議会役員又は全国協議会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、常任幹事会の承認を経て幹事長が委嘱する。

第29条（任期）

専門部会の部会長及び部会員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任任期とする。

第30条（招集）

専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。

第31条（細則）

本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。

第8章 事務局

第32条（事務局）

全国協議会の事務は、本会事務局において処理する。

第33条（事務局に関する規程）

本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。

第9章 改定

第34条（改定）

本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上に当たる多数の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

※本会定款第6条第2号に定める加盟都道府県体育協会等とは、都道府県体育協会又は都道府県スポーツ協会を指す。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会
都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会規程

第1条（総則）

本規程は、基本規程第3条第3項に基づき、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）に関して、必要な事項を定める。

第2条（定義）

都道府県協議会は、各都道府県における総合型クラブ間の情報共有や交流等を行い、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）の趣旨に賛同する団体とする。

第3条（組織）

都道府県協議会は、次の機関を保有しなければならない。

- (1) 議決機関
 - (2) 執行機関
2. 都道府県協議会が前項に定める機関の下に各種部会等を設置する場合で、既に全国協議会に当該各種部会等の設置目的に類似する専門部会が設置されている場合は、当該各種部会等は全国協議会の専門部会に準じた組織及び機能を有するものとする。
3. 都道府県協議会の名称には、「都」、「道」、「府」又は「県」を明示しなければならない。
4. 都道府県協議会は、各都道府県における市区町村総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「市区町村協議会」という。）を統括するものとする。
5. 市区町村協議会に関する規定等は、当該市区町村協議会の属する都道府県協議会が別に定めるものとする。

第4条（届出）

都道府県協議会は、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の書類を全国協議会に届出なければならない。

- (1) 協議会基本規程
 - (2) 事業計画書
 - (3) 収支予算書
 - (4) 役員の名簿及び業務分担表
 - (5) (2) 及び (3) を議決した執行機関及び議決機関の議事録
2. 都道府県協議会は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の書類を全国協議会に届出なければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 財務諸表及び収支計算書
 - (3) (1) 及び (2) を議決した執行機関及び議決機関の議事録

第5条（改定）

本規程は、全国協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上に当たる多数の承認を受けて変更することができる。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会 登録規程

第 1 条（総則）

本規程は、基本規程第 5 条第 2 項に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）の登録に関することについて定める。

第 2 条（目的）

登録は、基本規程第 2 条にのっとり、全国協議会に加入することを目的として行うものとする。

第 3 条（登録申請）

登録は、全国協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）を通じ、全国協議会へ各クラブ単位で申請する。

第 4 条（登録審査）

都道府県体育・スポーツ協会は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。登録審査については、別に定める。

第 5 条（登録認定）

全国協議会及び都道府県協議会は、前条に定める登録審査において、全国協議会及び都道府県協議会が別に定める登録基準を満たしていると認められるクラブを、登録クラブとして認定する。登録認定については、別に定める。

第 6 条（有効期間）

登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末までとする。

第 7 条（登録更新審査）

登録は、年度ごとにこれを更新する。登録更新審査については別に定める。

第 8 条（都道府県協議会登録規程）

都道府県協議会は、本規程に基づく当該都道府県協議会の登録規程（以下「都道府県協議会登録規程」という。）を策定するものとする。

2. 前項に定める都道府県協議会登録規程の策定は、次の各号に掲げる手続を経なければならない。

- (1) 都道府県協議会登録規程案を全国協議会に提出し、全国協議会常任幹事会の議決による承認を得る。
- (2) 都道府県協議会登録規程を改定する場合は、原則として改定施行前々年度までに改定案を全国協議会に提出し、全国協議会常任幹事会の議決による承認を得る。

第9条（権利）

登録クラブは、次の権利を有する。

- （1）所在地の都道府県協議会の組織単位としてその施策に関与すること。
- （2）全国協議会及び都道府県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- （3）全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。

第10条（遵守事項）

登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）規約・会則・定款等（以下「規約等」という。）が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営すること。
- （2）事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決すること。
- （3）登録審査手続において、虚偽の申告や不正な手段を用いないこと。
- （4）関係法令を遵守し、かつ必要となる諸規程等を整備した上で、それに基づき組織運営を行うこと。
- （5）暴力、暴言、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- （6）スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じていること。
- （7）役職員等の関係者に公益財団法人日本スポーツ協会 倫理規程第3条及び第4条に定める事項を遵守させること。
- （8）具体的業務運営の監督や運営権限と責任の明確化等が適切に図られるよう、本会が定める「倫理に関するガイドライン」にのっとり、必要となる諸規程等及び体制を整備の上、それに基づき組織運営を行うこと。

第11条（登録料）

<今後検討>

- 全国協議会が徴収する登録料の有無については、今後検討。
- 都道府県協議会は都道府県協議会登録規程において登録料の徴収について定めることができるものとする。（当該登録料とは、既に当該都道府県協議会が徴収している加入料等を指す。）

第12条（事実確認及び処分）

全国協議会常任幹事会は、登録クラブが、第10条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、別に定める処分細則に基づき対応するものとする。

2. 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該クラブを処分するものとする。

第13条（個人情報の扱い）

本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。

第14条（特記事項）

本規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、全国協議会常任幹事会の議決を経て、別に定めることができる。

第15条（改定）

本規程は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会
登録基準細則

第1条（総則）

本細則は、登録規程第3条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。

第2条（基本基準）

登録可能と判断する基本的な基準（以下「基本基準」という。）は以下の通りとする。

分類	個別基準
(1) 活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）を実施している。
	②多世代（複数世代）を対象としている。
	③適切なスポーツ指導者を配置している。
	④安全管理体制を整備している。
(2) 運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。
(3) ガバナンスに関する基準	⑥規約・会則・定款等（以下「規約等」という。）が意思決定機関※の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関※で議決されている。

※意思決定機関とは、総会、理事会、運営委員会等を指す。

第3条（基本基準の適用範囲）

都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）は、基本基準の適用範囲（運用ルール）を、次に示す必ず満たすべき運用ルールのほかに、当該都道府県の実情に応じて定めることができる。

なお、都道府県協議会が定める基本基準の運用ルールは、当該都道府県協議会が別に定める当該都道府県協議会登録規程に明記するものとする。

<必ず満たすべき運用ルール>

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
(1) 活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。 ・0歳から18歳までの者（A世代）、19歳から59歳までの者（B世代）、60歳以上の者（C世代）の3世代又はいずれか2世代の会員※2がいる。
	②多世代（複数世代）を対象としている。	

	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という。）を養成している競技・種目については、当該公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。※3
	④安全管理体制を整備している。	・緊急連絡体制を整備している。※4
(2) 運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村※5の住民である。 ・非営利組織である。※6
(3) ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※7の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。

※1：定期的とは、年間で24回以上実施することを示す。

※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として現時点では申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

※3：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。

※4：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等やクラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※5：特別区は市町村に準ずる。

※6：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

※7：規約・会則・定款等を指す。

第4条（都道府県協議会独自基準）

都道府県協議会は、必要に応じて第2条に定める基本基準に加え、その他の個別基準（都道府県協議会独自基準）を設けることができる。

なお、都道府県協議会独自基準は、当該都道府県協議会が別に定める当該都道府県協議会登録規程に明記するものとする。

第5条（改定）

本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会
登録審査細則

第 1 条（総則）

本細則は、登録規程第 4 条に基づき、都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体協」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。

第 2 条（登録審査委員会）

都道府県体協は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。

第 3 条（登録審査委員会の構成）

登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2. 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ 1 名以上を都道府県体協の会長が委嘱する。

- ①都道府県体協担当者
- ②都道府県行政担当者
- ③都道府県協議会担当者
- ④学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士、スポーツ推進委員など）

第 4 条（オブザーバー）

登録審査委員会委員長は、オブザーバーを定めることができる。

2. オブザーバーは、登録審査委員会に出席し、委員長及び委員から求められた場合には、意見を述べることができる。
3. オブザーバーは、登録審査委員会の議決権を有しない。

第 5 条（委員の任期）

登録審査委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。
3. 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでその職務を行う。

第 6 条（登録審査委員会の招集）

登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2. 登録審査委員会の議事は、委員の合意により決定する。

第 7 条（登録審査方法）

登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。

2. 書類審査は、クラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。ただし、以下の書類に加え、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）が別に定める当該都道府県協議会規程に規定する書類の提出をクラブに求めることができる。

申請書類①. 登録基準確認用紙

申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等）

申請書類③. 規約・会則・定款等

申請書類④. 役員名簿

申請書類⑤. クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥. クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した際の議事録

申請書類⑨. その他都道府県協議会が定める提出物

3. 実地審査は、原則としてクラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネージャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員2名以上が実施する。

第8条（登録審査結果の報告）

登録審査委員会は、前条による審査結果を審査実施当該年度の（8）月までに別に定める様式により都道府県体協及び都道府県協議会へ提出するものとする。

第9条（改定）

本細則は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

附則2 2019年度時点で、総合型地域スポーツクラブ全国協議会に加入しているクラブは、制度創設初年度は、登録審査委員会の判断で第6条第3項に定める実地審査を省略することができる。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会
登録認定細則

第 1 条（総則）

本細則は、登録規程第 5 条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）及び都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。

第 2 条（登録認定リストの作成）

都道府県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた審査結果を基に、都道府県総合型クラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。登録認定リストの様式については、別に定める。

第 3 条（登録認定リストの提出）

都道府県協議会は、前条で作成した登録認定リストを〇〇月までに、全国協議会に提出する。

第 4 条（登録認定リストの登録）

全国協議会は、登録認定リストを登録管理システムに登録する。

2. 全国協議会は、前項の手続が完了した旨を〇〇月までに都道府県協議会に通知する。

第 5 条（認定証の発行）

都道府県協議会は前条の通知を受理した後、登録認定リストに記載のクラブに対して全国協議会及び都道府県協議会の連名による認定証を発行する。

2. 登録認定リストに記載された後に、登録料の未納付など諸事情により認定証を発行しなかったクラブが生じた場合には、都道府県協議会は速やかに全国協議会に報告するものとする。

認定証発行と登録料のタイミングは要検討

第 6 条（改定）

本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則 1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会
登録更新審査細則

第1条（総則）

本細則は、登録規程第7条に基づき、都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体協」という。）における登録更新審査に関することについて定める。

第2条（登録審査委員会）

登録更新審査は、登録審査細則に定める登録審査委員会において行う。

第3条（登録更新審査方法）

登録審査委員会は、登録更新審査として、書類審査及び実地審査を行う。

- 登録更新審査は、年度ごとに行う。
- 書類審査はクラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。ただし、以下の書類に加え、都道府県協議会が別に定める当該都道府県協議会規程に規定する書類の提出をクラブに求めることができる。
 - 申請書類①. 登録基準確認用紙
 - 申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等）
 - 申請書類③. 規約・会則・定款等
 - 申請書類④. 役員名簿
 - 申請書類⑤. クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算
 - 申請書類⑥. クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算
 - 申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果
 - 申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した際の議事録
 - 申請書類⑨. その他都道府県協議会が定める提出物
- 実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために行う。ただし、都道府県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）が別に定める都道府県協議会登録規程に規定する場合は、それに準ずるものとする。

第4条（登録更新審査結果の報告）

登録審査委員会は、前条による登録更新審査結果を審査実施当該年度の●月までに別に定める様式により都道府県体協及び都道府県協議会へ提出するものとする。

要検討

第5条（改定）

本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会 登録クラブ処分細則

第1条（総則）

本細則は、登録規程第12条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）における処分に関する事項を定める。

第2条（適用範囲）

本細則は、登録規程第5条に定める登録クラブに対し適用する。

第3条（処分対象事由及び処分の種類）

処分対象事由は、登録規程第12条による。

2. 当該登録クラブに対する処分の種類は次のとおりとする。

（1）注意

違反行為について文書で注意し、是正・改善を求める。

（2）勧告

違反行為について文書で注意し、是正・改善並びに改善計画書の提出を求める。

（3）資格停止（2年以内有期あるいは無期）

文書での通知を以て、一定期間、登録規程第9条に定める登録クラブとしての権利を停止する。

（4）登録取消し及び再登録の禁止

文書での通知を以て、当該登録クラブの登録を取り消す。この場合、登録取消しの処分が確定してから3年間は再登録を認められない。

第4条（全国協議会処分審査会）

全国協議会常任幹事会は、処分対象事由の有無を調査、審議し、処分を行うための機関として、処分審査会（以下「全国協議会処分審査会」という。）を設置する。

第5条（全国協議会処分審査会の構成）

全国協議会処分審査会は、議長及び若干名の委員をもって構成するものとし、構成員の過半数は全国協議会の役員以外の者とする。

2. 議長及び委員は、総合型地域スポーツクラブに関する経験と知識又は学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。

3. 議長及び委員は、全国協議会常任幹事会の決議によって選任し、全国協議会幹事長が委嘱する。

4. 議長及び委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する公益財団法人日本スポーツ協会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

第6条（処分の委任）

前条にかかわらず、全国協議会処分審査会は、都道府県体育・スポーツ協会が設置する総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「都道府県の登録審査委員会」という。）に対して、その所管する登録クラブにおける処分に関する対応を処分基準にしたがって処理し、処分を決定・適用する権限を委任する。ただし、当該処分問題に当該都道府県の登録審査委員会が中立、公正に対処できる立場にならない場合は、全国協議会処分審査会が処理し、処分を決定・適用するものとする。

第7条（手続の開始及び事実調査）

全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、以下の場合に、事実調査、審議を開始することができる。

- （1）全国協議会処分審査会が処分対象事由が存する疑いがあると判断した場合。
 - （2）都道府県の登録審査委員会が処分対象事由が存する疑いがあると判断した場合。
2. 全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、事実調査の対象者（以下「審査対象者」という）及び当該事案に関係する者及び団体に対し、事実関係の説明及び証拠資料の提出を求め、現地調査をするなど必要な調査を行うことができる。
3. 審査対象者は前項の事実調査に協力する義務を負う。また、全国協議会の登録クラブ及びその役員、会員である者も、事実調査に協力する義務を負う。

第8条（手続の非公開）

処分の手続及び記録は非公開とする。ただし、全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会が、手続の公正が害されるおそれがなく、かつ相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を認めることができる。

第9条（聴聞）

全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、原則として当事者に対し事情聴取を行い、その意見を聞くものとする。ただし、当事者の同意がある場合又は対象者が事情聴取を拒否若しくは無断欠席した場合はこの限りではない。

第10条（証拠の評価）

処分の審議においては、当事者及び目撃者の証言及び文書、音声又は画像の記録、専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる。

第11条（議決）

全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会における処分に関する議事は、それぞれ出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長（都道府県の登録審査委員会にあっては委員長）の決するところとする。

2. 全国協議会処分審査会及び都道府県の登録審査委員会は、処分内容について、別紙「処分における考え方」を参考とし、処分対象事由の内容、結果の程度及び情状に応じ適切な処分を行うよう努める。

第12条（処分の通知）

全国協議会処分審査会又は都道府県の登録審査委員会は、決定した処分を当事者に書面にて通知するものとする。

2. 当該通知には以下の項目を含めなければならないものとする。
- （1）当該登録クラブ名及び代表者氏名並びに代表者住所
 - （2）処分内容（判断の結論。効力発生日を含む）
 - （3）処分理由（根拠規程含む）

第13条（処分の報告）

都道府県の登録審査委員会で決定した処分の内容については、その都度、当該処分に至った経緯が分かる書類を添えて、全国協議会処分審査会に報告しなければならない。

2. 当該報告には以下の項目を含めなければならないものとする。

- (1) 当該登録クラブ名
- (2) 違反行為の内容（いつ、どこで、誰が、どのような状況で、どの程度、被害の状況等）
- (3) 処分手続の経過（事実確認、認否・弁明の機会の設定）
- (4) 処分の理由及び証拠類
- (5) 処分の年月日

第14条（不服申立て）

＜今後検討＞

当該登録クラブが処分決定に不服がある場合には、当該登録クラブは公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

第15条（資格停止期間の短縮等）

第3条第2項第3号に基づく無期又は有期の資格停止処分を受けた登録クラブは、当該処分の開始日から次の期間を経過した後に、全国協議会処分審査会に対して当該処分の短縮又は解除を申立てることができる。なお、かかる申立ては、全国協議会が別に定める書式に従い書面により行うものとする。

無期の資格停止：1年間

有期の資格停止：科された資格停止期間の1/2

2. 前項の申立てをする登録クラブは、申立てに当たり、反省文や嘆願書その他の書面を提出することができる。
3. 第1項の申立てがあったときは、全国協議会処分審査会は全国協議会常任幹事会に答申を行い、全国協議会常任幹事会は答申を受けた後、第1項の申立てを行った登録クラブについて、資格停止処分の短縮、解除、又は、短縮及び解除のいずれも認めない、との決定を行う。なお、資格停止処分の解除の場合には、解除の決定に当たり解除する日を定めるものとする。
4. 全国協議会処分審査会は、前項の答申を行うに当たり、必要に応じて申立てを行った者を聴聞することができる。
5. 第1項の申立てを行った登録クラブで、第3項において資格停止処分の短縮又は解除の決定がなされた場合は、当該登録クラブは全国協議会常任幹事会の定めた日からその資格が復権する。

第16条（改定）

本細則は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本細則は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

(別紙) 処分における考え方(処分細則第11条第2項)

1. 処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や結果の重大性、日頃の総合型クラブ活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮する。
2. 登録クラブに対する処分においては、違反行為に関与していない当該登録クラブの会員のスポーツ権を侵害しないよう配慮することが必要である。
したがって、登録クラブの資格停止や登録取消しの処分は、違反行為に関与していない会員のスポーツ権を制約することから、違反行為者個人の責任として当該違反行為者に処分を課すだけでは不十分な事案に限定して課すものとし、原則として、注意又は勧告によるべきである。
3. 登録クラブに対する資格停止や登録取消しを検討すべきケースの例は以下のとおりである。
 - ・登録クラブにおいて役職員等の違反行為を把握していたにもかかわらず、何らの防止措置や報告等がなされなかった場合
 - ・組織的に違反行為が行われた場合
 - ・注意又は勧告の処分が出されているにもかかわらず、改善措置が図られず、同様の違反行為が繰り返される場合
 - ・その他上記に準ずる場合

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会 タイプ別認証規程

第1条（総則）

本規程は、基本規程第6条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）のタイプ別の認証（以下「タイプ別認証」という。）に関することについて定める。

第2条（目的）

タイプ別認証は、総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の特徴を可視化することにより、総合型クラブが公的機関を始め様々な地域組織との連携を促進することを目的として行うものとする。

第3条（種類）

タイプ別認証の種類は、全国協議会常任幹事会の議決により設定することができる。

2. タイプ別認証の運用については、別に定めるタイプ別認証要項策定手順細則に基づく当該タイプ認証要項により規定する。

第4条（タイプ別認証検討部会の設置）

新たなタイプ別認証要項を設定する場合は、全国協議会常任幹事会がタイプ別認証検討部会を設置し、当該部会において、タイプ別認証要項策定手順細則に基づき、タイプ別認証要項の原案を作成する。

第5条（タイプ別認証検討部会の構成）

タイプ別認証検討部会は、部会長及び若干名の部会員をもって構成する。

2. 部会長及び部会員は、次に示す者の中から全国協議会常任幹事会の承認を経て幹事長が委嘱する。
 - (1) 全国協議会常任幹事のうち全国協議会常任幹事会が指名した者
 - (2) 当該タイプに対する知見を有する者
 - (3) 弁護士
 - (4) 学識経験者
 - (5) その他全国協議会常任幹事会が必要と認めた者

第6条（特記事項）

本規程に定めるほか、タイプ別認証に関して必要な事項は、全国協議会常任幹事会の議決を経て、別に定める。

第7条（改定）

本規程は、全国協議会常任幹事会の議決により変更することができる。

附則1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会
タイプ別認証要項策定手順細則

第 1 条（目的）

本細則は、タイプ別認証規程第 4 条に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に設置されるタイプ別認証検討部会（以下「検討部会」という。）がタイプ別認証要項原案(以下「要項原案」という。)を策定するための基本的手順及び策定の要点を定める

第 2 条（タイプ別認証要項の基本的な構成）

検討部会は、要項原案の基本的な構成として、次の事項を具体的に規定する。

- (1) 要項の目的
- (2) 認証スキームの適用範囲(申請要件、認証単位)
- (3) 運営体制及び各運営組織(スキームオーナー、認証機関、審査機関、審査員等)の役割と業務内容
- (4) 運営にかかわる組織の要件設定(審査機関・審査員の要件等)
- (5) 審査プログラム(初回認証等の審査区分、審査方法、実施頻度等)
- (6) 認証基準(クラブに対する要求事項)
- (7) 審査ツール・審査員向けマニュアル
- (8) 認証の諸手続(申請・審査・判定・公表、取消し)・申請書等様式・認証マーク
- (9) クラブの権利・義務(審査対応、認証維持のため遵守、マーク等の使用ルール、苦情・異議の申し出方法)

第 3 条（検討の流れ）

検討部会は、認証スキームの検討に先立ち、次の重要事項を把握し、スキームの骨子を明確にする。

- 認証の活用者として想定する公的機関等の特定
- 活用者をはじめとする利害関係者の認証に対する期待・ニーズの内容・水準
- 効果的な認証の活用方法・活用シーン
- 登録クラブの現状、連携に関する課題・ニーズの内容・水準
- 登録制度との整合性、相乗効果

第 4 条（要項原案の検証）

検討部会は、要項原案に対して、次の観点からレビューし、必要に応じた検証を行い、要項原案を精緻化する。

- (1) 認証スキームの妥当性(下記の事項に照らして、認証の審査方法や基準は妥当か)
 - 総合型クラブと公的機関等との連携の現状及び課題
 - 総合型クラブ、公的機関及びその他重要な利害関係者の期待・ニーズ
- (2) 認証スキームの持続可能性(運用のための資源は確保でき、事業継続し得るか)
 - 認証の運用に必要な資源の確保可能性
 - ビジネスプラン(収益モデル)の確立
- (3) 認証スキームの実効性(連携先に制度の活用をしてもらえるか、登録クラブへの普及可能性はあるか)
 - 公的機関による、連携先選択における認証の活用可能性
 - 認証対象である登録クラブに対する普及可能性

公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会
タイプ別認証要項（介護予防タイプ）

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

本要項は、タイプ別認証規程第 3 条に基づき作成された、「タイプ別認証要項(介護予防タイプ)」であり、当該タイプ別認証の認証スキーム全体を示すことを目的とする。

第 2 条（認証スキームの適用範囲）

本認証スキームは、下記の要件をすべて満たす登録クラブを対象として、クラブ単位で適用する。

- － 関係する法令を遵守してクラブ運営を行っていること
- － 公序良俗に反する事業を行っていないこと
- － 反社会的勢力及び団体と関係を有していないこと

第 3 条（用語・定義）

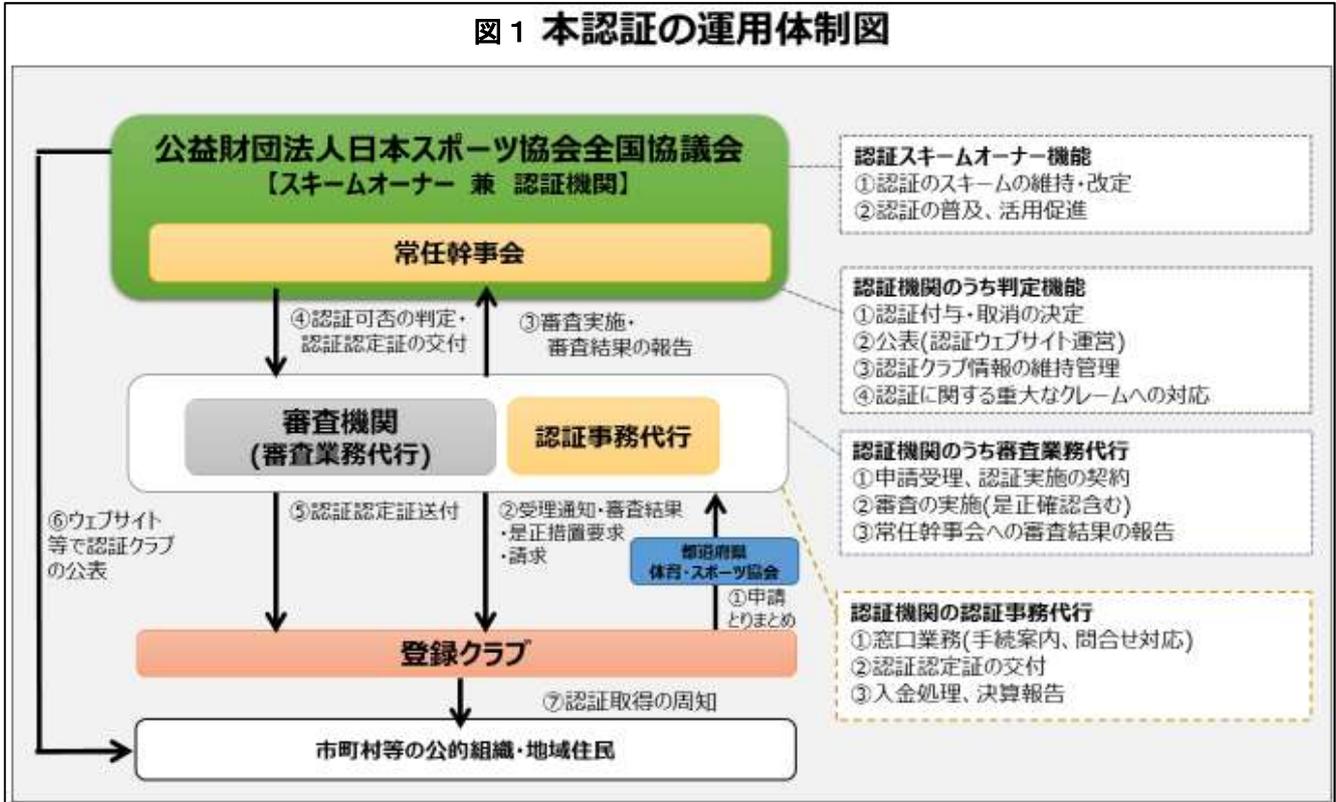
※一般的ではない文言や、定義をしないと誤解を生じる可能性のある文言について、規定する。
例えば、認証、適合、不適合、介護予防、指摘事項、是正処置、判定・・・

定義すべき対象は審査機関と検討が必要

第2章 認証の運営
第4条 (運用体制)

本認証スキームは、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会(以下「全国協議会」という。)をスキームオーナー兼認証機関として運営を行う。
本認証スキームの運用体制を図1に示す。

図1 本認証の運用体制図



第5条 (スキームオーナー)

スキームオーナーは、全国協議会が務める。全国協議会は、上記活動への対応に必要な事項を全国協議会常任幹事会にて決定するものとする。

第6条 (認証機関)

認証機関は、次の活動に対する責任・権限を有する。

- 審査
- 判定(認証付与・取消しの決定)
- 公表
- 認証クラブ情報の維持管理
- 認証に関する異議申立て、クレームへの対応

認証機関は、全国協議会が務める。全国協議会は、上記活動への対応に必要な事項を全国協議会常任幹事会にて決定するものとする。

全国協議会は、審査及び下記の認証機関の一部の事務業務については、第7条で示す審査機関の要件を満たす組織に委託するものとする。

- 窓口業務(手続案内、問合せ対応)
- 認証認定証の送付
- 入金処理、決算報告

第7条 (審査機関)

審査機関として、全国協議会から審査業務を受託する組織は、次の要件を満たさなければならない。

- 適正な審査のための独立性、公平性の確保をできること
- 運営管理体制(審査員確保・進捗管理など)を確立できること
- リスク管理体制(機密保持・個人情報保護など)を確立できること
- 第三者評価に対する事業活動の実績、ノウハウを有すること

審査機関は、次の事項について、責任・権限を持つ。

- 申請受理
- 審査の実施(是正確認含む)
- 判定委員会への審査結果の報告

審査員の力量基準は、審査機関
と検討が必要

審査機関は、審査の実施に当たり、次の要件を満たす審査員を確保しなければならない。

- 必要な力量として業務経験を●●有する・・・、保有資格●●・・・。
- 個人的特質として●●・・・など

第8条（申請の取りまとめ）

登録クラブからの申請は、都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体協」という。）が取りまとめ、審査機関へ申請書類を送付する。都道府県体協は、申請書類を取りまとめる際に、有効な登録がなされているかを確認した結果を審査機関に情報提供する。

第9条（機密保持及び個人情報保護）

（1）（機密保持）

認証の運営にかかわる各組織（全国協議会、審査機関、都道府県体協）は、認証に関する業務を行う上で知り得た申請クラブ・認証クラブに関する情報の機密を保持し、書面による当該クラブの同意なしに第三者に開示しない。

ただし、次の事項については、この限りではない。

- 法令に基づく場合
- 情報を得る以前に、既に公知であった情報
- 認証の運営にかかわる各組織とは別の第三者により、正当に開示された情報
- 国の機関若しくは地方公共団体が、法令で定める事務を遂行することに対して協力をする場合で、事前に当該クラブへ通知した場合

（2）（個人情報保護）

認証の運営にかかわる各組織は、認証に関する業務を行う上で申請クラブ・認証クラブから入手した個人情報の利用目的を、認証業務に関わる範囲内とし、適切にこれを取り扱うものとする。

第3章 認証プログラム(申請・審査・認証等のルール)

第10条(審査プログラム)

本認証における審査プログラムは、表-1とする。

本認証の有効期限は、初回認証から4年間有効とする。

認証クラブは、初回認証日から2年ごとに認証の維持管理状況を確認するためのサーベイランスを受けなければならない。また、認証の有効期限の延長をする場合、有効期限満了前に更新審査を受けなければならない。更新審査を実施した場合は、サーベイランスを実施しないものとする。

表-1 本認証における審査プログラム

審査区分	実施目的	実施形式	実施時期	公表する情報
初回認証審査	初回認証申請について認証可否の判断のために実施する審査	初回申請書類に対する文書審査	随時	・認証クラブのプロフィール
サーベイランス	認証の有効期間内の維持管理状況を確認するため審査	初回申請書類の更新版に対する文書審査(認証以降の活動実績を示すエビデンスの確認)	有効期間内の認証日から2年経過ごとに	・認証クラブのプロフィール ・公的機関との協働実績(クラブからの報告)
更新審査	認証の有効期間の延長可否の判断のために実施する審査	初回申請書類の更新版に対する文書審査(認証以降の活動実績を示すエビデンスの確認)	更新時期(初回認証取得から4年経過ごと)	・認証クラブのプロフィール ・公的機関との協働実績(クラブからの報告)
特別審査	次の場合に必要な確認を実施するための審査 ・認証クラブの事業運営に大きな変更が発生した場合 ・認証クラブが、認証の信頼性を損なう重大な問題が発生させた場合などに、認証継続の可否を決定する場合	原則、文書審査。必要に応じて現地審査。	必要な場合のみ	

申請受付を一定期間とするかは、審査機関と検討が必要

第 1 1 条(初回認証申請)

(1) 初回認証申請

初回認証申請を行うクラブ(以下「申請クラブ」という。)は、「初回認証申請書類」(様式 1)に必要な事項を記入し、クラブ単位で管轄の都道府県体協へ提出する。

都道府県体協は、申請クラブが申請時点で有効な登録クラブであることを確認できた場合、審査機関へ申請書類を取りまとめて送付する。

(2) 初回認証申請受理

審査機関は、提出された初回認証申請書類を確認し、申請クラブが第 2 条で規定された要件を満たしており、申請書類に形式的欠陥がなかった場合、申請クラブに申請の受理通知を行う。第 2 条で規定された要件に合致しない場合、又は全国協議会常任幹事会が認証対象として適切でないと判断した場合は、審査機関は申請不受理の通知を行う。

審査機関は、受理通知とともに、次の書類を申請クラブに送付する。

- 認証審査料の請求書
- 本要項

(3) 費用の納入

受理通知を受けた申請クラブは、審査機関の請求に基づき認証審査料(●円)を指定期日までに納入する。申請不受理の場合は、審査機関は認証審査料を請求しない。

受理通知を受けた申請クラブが、自己の都合により申請を取り下げの場合、審査機関は既に納入された認証審査料を返還しない。ただし、審査機関の都合により、審査を中止する場合又は実施した審査が無効になった場合には、審査機関は申請クラブに納入された認証審査料を返還する。

第 1 2 条(初回認証審査)

(1) 審査の実施

審査機関は、担当審査員を選定し、審査を行うように指示をする。

審査員は、別紙①認証基準及び審査要領(非公開)にしたがって審査を実施し、結果を審査結果詳細版(様式 2-2)へ記録するとともに、審査報告書(様式 2-1)を作成し申請クラブへ審査結果の通知を行う。

(2) 是正処置

審査員は指摘事項を検出した場合、審査結果の通知を行う際に、是正処置を求める。

審査員は、指摘事項が検出されなかった場合、又は全ての指摘事項に対して是正処置完了を確認した場合に、審査を終了し、結果を全国協議会常任幹事会へ報告する。申請クラブは、審査員から指摘事項に基づく是正依頼を受けた場合、双方で合意した期日までに速やかに是正処置を完了させ、是正処置依頼書/是正処置報告書(様式 2-3)によって、審査員に報告しなければならない。

ただし、審査機関の責任によらず、最初の是正処置依頼書の通知から 3 か月が経過してもなお、是正完了の確認ができない場合は、審査員はその時点で審査を中止し全国協議会常任幹事会に報告する。

(3) 審査結果の報告

審査員は実施した審査一件ごとに次の様式に記入し、全国協議会常任幹事会に審査結果の報告をする。

- 審査報告書(様式 2-1)
- 審査結果詳細版(様式 2-2)
- 申請書類(申請クラブ作成・提出分)

第13条（判定）

全国協議会常任幹事会は、審査報告を踏まえ、合議により認証可否を決定する。全国協議会常任幹事会は、認証可否を審査機関へ通知し、認証を可としたクラブの認証認定証を交付する。審査機関は、この結果を申請クラブに通知するとともに、認証認定証を送付する。

第14条（公表）

全国協議会は、認証の付与、返上及び取消しに関する事項を Web サイト等により公表する。認証クラブに関する公表情報は、次の項目とする。

- 初回認証時点の公表情報:認証クラブの名称、所在地、認証取得日、有効期限
- 維持更新時点の公表情報:上記に加えて、認証取得後の公的機関との協働実績件数

第15条（サーベイランス・更新審査）

審査機関は、サーベイランス及び更新審査の実施に先立ち、認証クラブに対して、あらかじめ期日を指定したうえで、初回認証書類の更新版の提出を要請し、初回認証以降の事業活動について、認証基準との適合性を確認する。審査の実施方法については、第11条（初回認証審査）に準じる。

また、認証クラブは初回認証以降において、介護予防分野に関して、市町村など公的機関との協働実績の件数について、サーベイランス及び更新審査の際に、審査機関へ報告するものとする。

認証クラブは、認証更新審査料（●円）について、審査機関の指定した期日までに納入する。

第4章 クラブの権利・義務

第16条(審査への適切な対応)

申請クラブ及び認証クラブは、審査を受けるにあたって必要な資料の提供や対応を行い、審査に協力しなければならない。申請クラブ及び認証クラブは、審査員から提起された指摘事項の内容に合意した後、合意した期日までに是正処置を確実に完了しなければならない。

また、認証取得以降は、本要項をはじめとする認証に関する取決めに遵守し、適切に事業活動を行い、認証の信頼性を損なう活動をしてはならない。

第17条(苦情、異議申立て)

申請クラブ及び認証クラブは、認証に関する苦情、異議について全国協議会に対して申立てを行うことができる。全国協議会は事務局を通じて受付、適切に対応するものとする。

第18条(認証の事実の公表)

認証クラブは、認証されたことの事実を対外的に公表する場合は、別紙2「認証クラブが認証を公表する際の規則」を遵守しなければならない。全国協議会は、審査機関を通じて認証クラブに対して、認証マークの使用契約を締結し、認証クラブは締結した契約の範囲内で認証マークを使用することができる。認証認定証及び認証マークは有効期間に限り、認証クラブに使用を許諾するものであり、認証クラブは、これらを貸与・譲渡してはならない。

第19条(登録上の変更に伴う届出)

認証クラブは、次の場合、速やかに書面で審査機関に届出するものとする。審査機関は、この内容を全国協議会へ報告する。

- クラブの所在地を変更する場合
- クラブの名称を変更する場合

第20条(認証の返上)

認証クラブが自ら認証を返上する場合には、返上予定日の90日前までに、返上予定日及び返上理由を添えて、審査機関に届出をしなければならない。審査機関は、この内容を全国協議会へ報告する。

第5章 認証クラブに対する処分

第21条 (特別審査)

審査機関は、特別審査として、次の場合に必要な確認を実施するための審査を臨時に行うことができる。

特別審査は原則として文書審査で実施するが、必要に応じて現地審査を実施することができる。

- 認証クラブの事業運営に大きな変更が発生した場合
- 認証クラブが、認証の信頼性を損なう重大問題が発生させた場合など、認証継続可否を決定する場合

認証クラブは、審査機関から特別審査の実施の要請があった場合は、誠実に対応し受け入れなければならない。

認証クラブは、認証特別審査料（●円）について、審査機関の指定した期日までに納入する。

第22条 (認証の取消し)

全国協議会常任幹事会は、認証クラブが次のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- クラブに対して処分細則による資格停止又は登録取消しの処分が決定された場合
- クラブが認証の信頼性を損なう行為があった場合
- クラブが審査に適切な対応を行わない場合(虚偽の説明、受審拒否、是正処置が未実施など)
- 審査機関が定める期限までに、認証更新審査料又は認証特別審査料が支払われない場合
- クラブが解散した場合
- クラブが自ら認証の取りやめを要請した場合

2. 認証クラブは、認証の取消し又は第19条による認証の変更となった場合は、「認証認定証」を返却し、認証マークの使用を含め認証の引用を含むすべての広告物は、直ちに使用を取りやめるとともに、全国協議会が提供した認証マークの清刷りを破棄又は返却しなければならない。

第6章 本要項の管理

第23条 (本要項の改正)

全国協議会は、本要項を改正したときは、最新版を申請クラブ・認証クラブに通知する。また、全国協議会の媒体（Web サイト等）を通じて公表する。

第24条 (その他の事項)

本要項に記載されていない事項について疑義が生じた場合については、全国協議会常任幹事会において検討し、要項の追加・変更・削除を行うものとする。

タイプ別認証(介護予防タイプ)の認証基準 ～登録クラブに対する要求事項～

1. 目的

本文書は、介護予防分野において公的機関との協働を行う上で、登録クラブが基本的に満たすべき要件と考えられる事項を要求事項として規定している。本文書は、本認証における認証審査の基準文書であるが、個々クラブの活動の画一化を意図したものではなく、当該分野における活動を強化しようとするクラブを支援することを意図している。

2. 規定内容

本文書は、認証の評価基準として3つの区分、14項目についての要求事項を規定している。

認証基準		
要求事項の区分		要求事項の内容
協働先としての適格性	1	クラブは、行政との効果的な協働の実現にむけた基本的な活動として、地域の介護予防に関する現状を把握しなければならない。
	2	クラブは、行政との効果的な協働の実現にむけた基本的な活動として、市町村の福祉部との連携・協働などの実績を有していなければならない。
	3	クラブは、介護予防に関する事業活動として、地域の高齢者が運動を通じて介護予防を実施するための場(運動教室等)を提供していなければならない。
運営管理・改善能力	4	クラブは、確実なクラブ運営のために、各スタッフの役割を明確にし、必要な人員を配置し、必要な指示や連絡がいつでも受けられるような体制をもたなければならない。
	5	クラブは、クラブ運営の在り方を継続的に改善するための仕組みを構築し、運用しなければならない。
	6	クラブは、新規入会申込み前に、クラブ利用に関する重要事項(あらかじめ合意を得ることが必要な事項)について、十分な説明を行わなければならない。
	7	クラブは、少なくとも緊急事態の発生時の対応として、火災、地震、事故発生についての対応手順を定め、緊急事態を想定した訓練を実施しなければならない。
	8	クラブは、事業活動に関するリスクを洗い出し、リスクの影響を踏まえて、リスク回避又は低減をするための対応策を検討し、実施しなければならない。
	9	クラブは、事業活動に関連して取得する、個人情報の取扱いの手順を決定しなければならない。
	10	クラブは、賠償責任を果たすための備えとして、少なくともクラブの事業活動の又は会員を適用対象とする保険(賠償保険、傷害保険など)の契約を行わなければならない。
専門性(サービス企画・提供能力)	11	クラブは、介護予防を目的とした教室の実施内容・運営方法の決定において、市町村事業において介護予防教室等の企画提案実績をもつ健康運動指導士相当の専門家に、効果・安全性について、妥当性の確認をうけられる体制を持たなければならない。
	12	クラブは、会員に向けた確実なサービスの提供のために、自らが主催する教室やサークルに関して、基本的な運営手順をクラブ内部で共有化するための仕組み(例えば業務手順書、マニュアルなどの作成)を持たなければならない。
	13	クラブは、スタッフのスキルや知識の維持や向上の必要性を把握し、必要な教育・訓練を計画的に実施しなければならない。
	14	クラブは、運営するサークル・教室等の指導者業務を外部のパートナーに依頼する場合は、 ①確実な業務提供を得られるようにするために、依頼に当たり相手先が必要な能力もっていることを確認し、依頼内容を確実に伝えなければならない。 ②また依頼した業務の結果を確認できる仕組みを持たなければならない。
	15	クラブは、安全かつ効果的な介護予防プログラムを提供するために、専門的な技術・知識を持ったインストラクターを確保しなければならない。

認証クラブが認証を公表する際の規則

1. 総則

本規則は、認証クラブが認証の事実を公表する際に遵守すべき事項を規定したものである。

2. 認証の公表に関する基本原則

認証クラブは、認証の引用及び認証マークの使用についての権利を有するが、使用にあたっては、本規則を遵守しなければならない。認証に関連して誤解を招く公表を自ら行うこと、また他者による公表も許してはならない。また、認証範囲外の活動（製品・サービス、事業、業務、部門、事業所・営業所、関連会社など）にも認証が及んでいると誤解されないようにしなければならない。認証の信頼性を損ない、又は社会的信用を失墜させる恐れのある方法で認証の公表をしてはならない。

認証認定証及び認証マークの使用・使用方法について、許可されているか否か明確に判断できない場合には、事務局に書面等にて確認しなければならない。

2. 認証マークの使用に関する基本原則

認証クラブは、認証の有効期間内のみ、かつ認証範囲の範囲で組織マークを使用することができる。レギュレーションについては、別途定めるマニュアルにしたがって使用しなければならない。

3. 認証認定証の使用に関する基本原則

認証クラブは、認証された範囲内、有効期限内において認証認定証を使用することができ、認証クラブの責任の下で認証認定証を複製することができる。カタログやウェブサイトへの写真掲載等で認証認定証を使用する際には、記載内容が判読できる大きさで表示しなければならない。

4. 文章での公表

文章で認証の事実を公表する場合は、「2. 認証の公表に関する基本原則」を遵守し、必ず認証範囲に誤認を与えないようにしなければならない。該当の文章には「タイプ別認証(介護予防タイプ)取得」等の表現を用い、その文章に認証範囲外の事項が掲載されている場合には、認証範囲外であることが識別できるようにしなければならない。

5. 認証の不適切な公表への対処

全国協議会は、認証クラブが認証の地位の不適切な引用、又は認証認定証、認証マークの誤解を招く使用を行った場合、修正及び是正処置の要請、認証の取消し、違反の公表及び必要に応じて法的手段をとることを含む適切な処置を講じる。

初回認証申請書類

具体的な内容は審査機関と検討が必要

タイプ別認証(介護予防タイプ) 初回認証申請書類

Form with fields: クラブ名称, 所在地, 代表者 署名, 最終更新日. Includes a note about required documents.

第 1 版

初回認証申請書類の記入にあたって

- 1. 本様式の目的
2. 記入方法
3. 記入例

第 1 版

エビデンス資料一覧

Table with columns: チェック欄, 通し番号, 資料名称, 更新日. Lists 8 items (No.1 to No.8).

第 1 版

Table with columns: 1. 認証基準, 2. 審査の判断基準, 3. エビデンス例, 4. 審査項目, 5. 審査の判断基準, 6. 審査項目, 7. 審査項目, 8. 審査項目. Contains detailed criteria and examples.

第 1 版

様式 2-2

審査結果詳細版

具体的な内容は審査機関と検討が必要

是正処置依頼書/是正処置報告書

指摘事項	
指摘事項発生 の真の原因	
真の発生原因を 取り除く是正 処置の内容	
是正実施日	

認証認定証

具体的な内容は審査機関と検討が必要

公益●●法人●●県（体育・スポーツ）協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 基本規程
（ひな形）

第1章 総則

第1条（総則）

本規程は、公益●●法人●●（県）（体育・スポーツ）協会（以下「本会」という。）定款第●条の規定に基づいて設置された●●（県）総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「（県）協議会」という。）に関する基本原則を定める。

都道府県

2. 県協議会は、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会規程に定める団体として、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）を構成するものとする。

第2条（基本理念及び目的）

《参考例》

県協議会は、「スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造」を基本理念とする総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）が参集し、基本理念を体現する取組を行うことを通じて「スポーツ宣言日本」が表明するスポーツが果たすべき使命の達成に貢献することにより、総合型クラブが公益性の高く持続可能な「社会的な仕組み」として地域社会に定着することを目的とする。

第3条（組織構成）

県協議会は、前条に定める基本理念及び目的に賛同し、本規程及びこれに付随する規程等を遵守する県内の総合型クラブを代表する組織体とする。

《参考例》

2. 県協議会は、本会定款第●条第●号に定める加盟市区町村体育協会等が設置した市区町村総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「市区町村協議会」という。）をもって構成する。

第2章 事業

《参考例》

第4条（事業）

県協議会は、第2条に定める基本理念及び目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 総合型クラブの情報交換と交流
- (2) 総合型クラブの活動支援
- (3) 総合型クラブの財源確保に対する支援
- (4) 総合型クラブの社会的認知の向上と広報活動
- (5) 総合型クラブ育成に関する調査研究
- (6) 総合型クラブの顕彰に関する研究
- (7) 市区町村協議会並びに本会加盟団体等との連携
- (8) そのほか目的達成に必要な事業

第3章 登録

第5条（登録）

県協議会への加入は、登録をもって行う。

2. 登録に関しては、別に定める。

第4章 役員

《参考例》

第6条（種類及び定数）

県協議会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|----------|
| (1) 幹事長 | 1名 |
| (2) 副幹事長 | 3名以内 |
| (3) 常任幹事 | ●名以上●名以内 |
| (4) 委員 | ●名以内 |

第7条（委員の選出）

委員は、第5条に基づき登録したクラブ（以下「登録クラブ」という。）が、その役員の中から1名を選出する。

第8条（幹事長の委嘱及び職務）

幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2. 幹事長は、県協議会を代表し、業務を統括する。

第9条（副幹事長の委嘱及び職務）

副幹事長は、総会でこれを推挙し、本会理事会の承認を得て、本会会長が委嘱する。

2. 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は欠けたときは、幹事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行し、又はその職務を行う。

第10条（常任幹事の委嘱）

常任幹事は、総会において、委員の中から、本会加盟団体規程に定める地域区分ごとに1名を選出し、幹事長が委嘱する。

2. 前項のほか、幹事長は総会に諮って本会理事及び学識経験者から、●名以内の常任幹事を委嘱することができる。

第11条（任期）

役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補充役員任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員任期は他の役員残任期間とする。
3. 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第12条（定年制）

幹事長及び副幹事長は、選任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

第13条（解任）

常任幹事及び委員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

- （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

第5章 総会

第14条（構成）

総会は、第6条に定める役員をもって構成する。

第15条（権限）

総会は、次の事項について決議する。

- （1）幹事長及び副幹事長の推挙
- （2）常任幹事の選出及び解任
- （3）委員の解任
- （4）事業計画、予算、事業報告、決算、その他県協議会の活動に関する重要事項で幹事長の付議した事項

第16条（開催）

総会は、毎年1回開催する。

第17条（招集）

総会は、幹事長がこれを招集し、その議長となる。

2. 前項のほか常任幹事会が必要と認めたととき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、幹事長は2週間以内に臨時の総会を招集しなければならない。

第18条（出席）

総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

2. 構成員が総会に出席できないときは、議決権を他の構成員又は当該構成員が所属する登録クラブの役員に委任することができる。この場合、当該構成員は総会に出席したものとみなす。

第19条（決議）

総会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

2. 前項の規定にかかわらず、常任幹事及び委員の解任を決議する際には、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
3. 総会の決議を要する事項のうち、緊急を要する事項については、議案に対する総会構成員の過半数の書面、又は電磁的記録の同意をもって総会の賛成決議に代えることができる。

第6章 常任幹事会

第20条（構成）

常任幹事会は、第6条に定める幹事長、副幹事長及び常任幹事をもって構成する。

第21条（権限）

常任幹事会は、次の事項について決議する。

- (1) 県協議会の業務執行の決定
- (2) 常任幹事の職務執行の監督

第22条（開催）

- ・必要に応じて常任幹事会を開催することができる。
- ・常任幹事会は、年に●回開催する。

第23条（招集）

常任幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

第24条（出席）

常任幹事会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

2. 構成員が常任幹事会に出席できないときは、議決権を他の構成員に委任することができる。この場合、当該構成員は常任幹事会に出席したものとみなす。

第25条（決議）

常任幹事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する構成員を除く構成員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時は議長の採決するところによる。

第7章 専門部会

第26条（設置）

県協議会は、常任幹事会の決議を経て専門部会を設けることができる。

2. 専門部会は、第4条の事業に関して調査研究を行い常任幹事会に意見を具申する。

第27条（構成）

専門部会は、それぞれ部会長及び若干名の部会員をもって構成する。

2. 専門部会の部会長及び部会員は、県協議会役員、県協議会の事業に関し、知識、経験及び熱意を有する者のうちから、常任幹事会の承認を経て幹事長が委嘱する。

第28条（任期）

専門部会の部会長及び部会員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する本会定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 前任者の任期満了前に前任者に代わり選任された部会員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による部会員の任期はほかの部会員の残任任期とする。

第29条（招集）

専門部会は、それぞれの部会長が招集し、その議長となる。

第30条（細則）

本規程によるもののほか、各専門部会について必要な事項は、常任幹事会が別に定める。

第8章 事務局

第31条（事務局）

県協議会の事務は、本会事務局において処理する。

第32条（事務局に関する規程）

本規程に定めるもののほか、事務局の組織、運営及び事務処理に関する事項は、本会の定めるところによる。

第9章 改定

《参考例》

第33条（改定）

本規程は、常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 登録規程（ひな形）

第 1 条（総則）

本規程は、基本規程第 5 条第 2 項に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録に関することについて定める。

第 2 条（目的）

登録は、基本規程第 2 条にのっとり、県協議会に加入することを目的として行うものとする。

第 3 条（登録申請）

登録は、県協議会が別に定める登録基準を具備したものをもって、県協議会を通じ、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）へ各クラブ単位で申請する。

第 4 条（登録審査）

公益●●法人●●県体育・スポーツ協会（以下「本会」という。）は、前条に定める申請手続を行うための登録審査を実施する。登録審査については、別に定める。

第 5 条（登録認定）

県協議会は、前条に定める登録審査を経たクラブに対し、登録クラブとして認定を行う。登録認定については、別に定める。

第 6 条（有効期間）

登録の有効期間は、登録の決定を受けた日から、その年度末までとする。

第 7 条（登録更新審査）

登録は、年度ごとにこれを更新する。登録更新審査については別に定める。

第 8 条（権利）

登録クラブは、次の権利を有する。

- (1) 県協議会の組織単位としてその施策に関与すること。
- (2) 全国協議会、及び県協議会が主催する事業に参画すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- (3) 全国協議会が制定する標章等を使用すること。ただし、使用する際に関する条件等は別に定める。

第 9 条（遵守事項）

登録クラブは、適正な組織運営等を行うため、全国協議会登録規程第 10 条に定める事項を遵守しなければならない。

第10条（登録料）

<調整中>

- 全国協議会が徴収する登録料の有無については、今後検討。
- 県協議会は県協議会登録規程において登録料の徴収について定めることができるものとする。（当該登録料とは、既に当該県協議会が徴収している加入料等を指す。）

第11条（処分）

県協議会は、登録クラブが、第9条に定める遵守事項に違反する行為（以下「違反行為」という。）の疑いがあるとき、全国協議会が定める処分細則に基づき対応を行うものとする。

2. 前項の対応を行った結果、当該登録クラブの違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該登録クラブを処分するものとする。

第12条（個人情報の扱い）

本規程に基づき本会が取得した個人情報の取扱いについては、別に定める。

第13条（改定）

《参考例》

- ・本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。
- ・本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
登録基準細則（ひな形）

第 1 条（総則）

本細則は、登録規程第 3 条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の登録基準に関することについて定める。

第 2 条（基本基準）

登録可能と判断する基本的な基準（以下「基本基準」という。）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第 2 条に準ずるものとする。

第 3 条（基本基準の適用範囲）

《参考例》

- ・基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第 3 条に準ずるものとする。
- ・基本基準の適用範囲（運用ルール）は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第 3 条に定めるものの他、県協議会として、以下に定める適用範囲（運用ルール）を加えるものとする。

＜必ず満たすべき運用ルール＞

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	県協議会が定める運用ルール
（1）活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。 ・ ・ ・
	②多世代（複数世代）を対象としている。	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳から18歳までの者（A世代）、19歳から59歳までの者（B世代）、60歳以上の者（C世代）の3世代又はいずれか2世代の会員※2がいる。 ・ ・ ・
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という。）を養成している競技・種目については、当該公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくと

		<p>も1名は配置されている。※3</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>
	④安全管理体制を整備している。	<p>・緊急連絡体制を整備している。※4</p>
(2) 運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	<p>・意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村※5の住民である。</p> <p>・非営利組織である。※6</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>
(3) ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	<p>・規約等※7の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	<p>・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録(出席者が明記されているもの)が提出されている。</p> <p>・</p> <p>・</p> <p>・</p>

※1：定期的とは、年間で24回以上実施することを示す。

※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として現時点では申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。

※3：当面の間は移行措置として、本基準を満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。

※4：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等やクラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※5：特別区は市町村に準ずる。

※6：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

※7：規約・会則・定款等を指す。

第4条（県協議会独自基準）

《参考例》

登録可能と判断する県協議会独自基準は以下の通りとする。

第5条（改定）

《参考例》

- ・本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。
- ・本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
登録審査細則（ひな形）

第 1 条（総則）

本細則は、登録規程第 4 条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会（以下「本会」という。）が実施する登録審査に関することについて定める。

第 2 条（登録審査委員会）

本会は、登録審査を実施するため、「総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会（以下「登録審査委員会」という。）」を設置する。

第 3 条（登録審査委員会の構成）

登録審査委員会は、委員長及び若干名の委員をもって構成する。

2. 委員長及び委員は、次に示す者の中からそれぞれ 1 名以上を本会会長が委嘱する。

- ①都道府県体協担当者
- ②都道府県行政担当者
- ③都道府県協議会担当者
- ④学識経験者（大学教員、弁護士、中小企業診断士、スポーツ推進委員など）

第 4 条（オブザーバー）

登録審査委員会委員長は、オブザーバーを定めることができる。

2. オブザーバーは、登録審査委員会に出席し、委員長及び委員から求められた場合には、意見を述べることができる。
3. オブザーバーは、登録審査委員会の議決権を有しない。

第 5 条（委員の任期）

登録審査委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 委員に欠員を生じた場合は、欠員を補充する。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員の任期はほかの役員の残任期間とする。
3. 委員は任期が満了しても、後任者が就任するまでなおその職務を行う。

第 6 条（登録審査委員会の招集）

登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2. 登録審査委員会の議事は、委員の合意により決定する。

第 7 条（登録審査方法）

登録審査委員会は、登録審査として書類審査及び実地審査を行う。

2. 書類審査は、クラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。

申請書類①. 登録基準確認用紙

申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等）【様式1】

申請書類③. 規約・会則・定款等

申請書類④. 役員名簿【様式2】

申請書類⑤. クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算

申請書類⑥. クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算

申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果

申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した際の議事録

申請書類⑨. ※県協議会登録基準細則第3条で定めた県協議会が定める運用ルール及び第4条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物

3. 実地審査は、原則としてクラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネージャー等）が立会いの下、前項により当該クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために登録審査委員2名以上が実施する。

第8条（審査結果の報告）

登録審査委員会は、前条による審査結果を審査実施当該年度の〇〇月までに別に定める様式により本会及び●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）に審査結果を提出するものとする。

第9条（改定）

《参考例》

- ・本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。
- ・本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

附則2 2019年度時点で、総合型地域スポーツクラブ全国協議会に加入しているクラブは、制度創設初年度は、登録審査委員会の判断で第6条第3項に定める実地審査を省略することができる。

公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
登録認定細則（ひな形）

第 1 条（総則）

本細則は、登録規程第 5 条に基づき、公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）が実施する登録認定に関することについて定める。

第 2 条（登録認定リストの作成）

県協議会は、総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会から提出を受けた審査結果を基に、●●県総合型クラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成する。

第 3 条（登録認定リストの提出）

県協議会は、前条で作成した登録認定リストを〇〇月までに、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）に提出する。

第 4 条（認定証の発行）

県協議会は、全国協議会から登録認定リストの登録が完了した旨の通知を受理した後、登録認定リストに記載のクラブに対して全国協議会及び都道府県協議会の連名による認定証を発行する。

2. 県協議会は、登録認定リストに記載の後、登録料の未納付など、諸事情により認定証を発行しなかったクラブが生じた場合には、速やかに全国協議会に報告するものとする。

認定証発行と登録料のタイミングは要検討

第 5 条（改定）

《参考例》

- ・本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。
- ・本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則 1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

公益●●法人●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
登録更新審査細則（ひな形）

第 1 条（総則）

本細則は、登録規程第 7 条に基づき、登録更新審査に関することについて定める。

第 2 条（登録審査委員会）

登録更新審査は、登録審査細則に定める登録審査委員会において行う。

第 3 条（登録更新審査方法）

登録更新審査は、書類審査及び当該クラブを訪問して行う実地審査とする。

《参考例》

2. 登録更新審査は、年度ごとに行う。
2. 登録更新審査は、年度ごとに行う。なお、実地審査は登録審査委員会が必要と認めたクラブのみ行う。
3. 書類審査はクラブから提出を受けた以下の書類を基に行う。
 - 申請書類①. 登録基準確認用紙
 - 申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等）
 - 申請書類③. 規約・会則・定款等
 - 申請書類④. 役員名簿
 - 申請書類⑤. 当該年度事業計画・予算
 - 申請書類⑥. 前年度事業報告・決算
 - 申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果
 - 申請書類⑧. 上記⑤及び⑥を議決した際の議事録
 - 申請書類⑨. ※県協議会登録基準細則第 3 条で定めた県協議会が定める運用ルール及び第 4 条に定めた県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物
4. 実地審査は、前項によりクラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために行う。

第 4 条（登録更新審査結果の報告）

登録更新審査委員会は、●月までに●●県体育・スポーツ協会及び●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会に審査結果を提出するものとする。

第 5 条（改定）

《参考例》

- ・本規程は、県協議会常任幹事会の議決により変更することができる。
- ・本規程は、県協議会常任幹事会及び総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

附則 1 本規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準確認用紙

申請書類①

●●法人●●県体育・スポーツ協会
 ●●県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
 代表者 殿

●●クラブ
 会長 ●● ●●

■本クラブは、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則及び●●法人●●県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録基準細則に定める以下の基準を満たしているため申請いたします。

凡例：総合型地域スポーツクラブ全国協議会 →全国協議会
 都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 →都道府県協議会

都道府県協議会が定める運用ルール

全国協議会が定める基本基準		全国協議会及び都道府県協議会が定める必ず満たすべき運用ルール	左記を満たす場合○印
分類	個別基準		
(1) 活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・ 定期的 ^{※1} なスポーツ活動を2種目以上実施している。 .	
	②多世代（複数世代）を対象としている。	・ 0歳から18歳までの者（A世代）、19歳から59歳までの者（B世代）、60歳以上の者（C世代）青少年期、壮年期、高齢期の3世代又はいずれか2世代の会員 ^{※2} がいる。 .	
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・ 定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者（以下「公認スポーツ指導者」という。）を養成している競技・種目については、当該公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。 ^{※3} .	
	④安全管理体制を整備している。	・ 緊急連絡体制を整備している。 ^{※4} .	
(2) 運営形態に関する基準	⑤地域住民が主体的に運営している。	・ 意思決定機関の議決権を有する者の過半数がクラブの所在する市町村 ^{※5} の住民である。 ・ 非営利組織である。 ^{※6} .	
(3) ガバナンスに関する基準	⑥規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・ 規約等 ^{※7} の改廃に必要な議決について当該規約等に定めている。 .	
	⑦事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・ 事業計画・予算、事業報告・決算を議決した意思決定機関の議事録（出席者が明記されているもの）が提出されている。 .	

- ※1：定期的とは、年間で24回以上実施することを示す。
- ※2：会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す（月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない）。ただし、この基準を満たすクラブは限られてしまう可能性もあることから、移行措置として現時点では申請クラブが会員として扱っている者を会員としてみなす。
- ※3：当面の間は移行措置として、本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。
- ※4：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関や参加者の家族、その他必要となる機関・団体等への緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。
- ※5：特別区は市町村に準ずる。
- ※6：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。
- ※7：規約・会則・定款等を指す。

■添付申請書類

申請書類①. 登録基準確認用紙（本用紙）
申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等）
申請書類③. 規約・会則・定款等
申請書類④. 役員名簿
申請書類⑤. クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算
申請書類⑥. クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算
申請書類⑦. 総合型クラブの評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果
申請書類⑧. 申請書類⑤及び⑥を議決した際の議事録
申請書類⑨. 都道府県協議会登録基準細則第3条で定めた都道府県協議会が定める運用ルール及び第4条に定めた都道府県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物
※申請書類②⑦はデータも添付しています。

■連絡先情報

フリガナ		クラブでの役職	
担当者氏名			
TEL		E-mail	

あくまでも全国協議会の基本基準、運用ルールに基づく確認用紙としている。

総合型地域スポーツクラブ全国協議会申請用紙 《基礎情報書類》

申請書類②

フリガナ							設立年 ※西暦記入	
クラブ名								
事務局情報	住所	〒		-			設立年数 ※自動入力	
	TEL				FAX			
	E-mail						2018	年目
	事務担当者				役職			

1 会員について

問1 年会費等を支払っている会員数とその内訳※

※本設問における会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示します(月会費や教室・イベントごとの参加費等のみ支払っている方は会員とみなしません)。

区分1	A世代				B世代				C世代		
区分2	未就学児	小学生	中学生	高校生 (~18歳)	~29歳	~39歳	~49歳	~59歳	~69歳	70歳~	合計
男性											
女性											
区分1合計											
区分2合計											

問2 総会員数と会員内訳※

※本設問における会員とは、問1で記入いただいた年会費等を支払っている会員を含む全ての会員(月会費や教室・イベントごとの参加費等を支払っている会員)を示します。

区分1	A世代				B世代				C世代		
区分2	未就学児	小学生	中学生	高校生 (~18歳)	~29歳	~39歳	~49歳	~59歳	~69歳	70歳~	合計
男性											
女性											
区分1合計											
区分2合計											

↑ 総会員数

2 会費について

問1 会費徴収の有無

問2 1人当たり平均額(月額)

※問1で「徴収している」と回答した場合のみ記入

 円/月

【平均額算出の仕方(参考)】原則として下記のとおりとしますが、クラブの実情に応じて算出いただいて構いません。

○大人、子供などに分かれている場合は、その1人当たりの平均額としてください。

○保険料は含みません。

○ファミリー会費など割引設定の会費は除きます。

○年会費の場合は、月当たりの額に換算します。

(例)

①大人(1,000円/月)、高校生(500円/月)、小・中学生(300円/月)の場合 (1,000円+500円+300円)÷3(種類)=600円

②年会費3,000円・保険料1,500円の場合 *保険料は含まずに算出。 3,000円÷12(ヶ月)=250円

③種目により額や徴収の対象期間が異なる。

(水泳=3,000円/6ヶ月、ヨガ1,000円/月)の場合*各種目の月平均額を算出 3,000円÷6(ヶ月)=500円

次に、月平均額を算出する(500円+1,000円)÷2(種類)=750円

3 法人格取得について

問1 法人格取得の有無

問2 ※「取得している」場合の法人格の種類

*その他を選択した場合の法人名

※「取得していない」場合の法人格取得の意向や予定

*予定ありを選択した場合記入

取得予定年度

年

4 活動拠点施設について

問1 活動拠点

*その他を選択した場合記入

問2 活動拠点の正式名称(複数の場合は、3施設まで記入してください。)

5 クラブハウスについて

【留意事項】

※クラブハウスがクラブ関係者の自宅等にある場合は「クラブハウスがない」に含みます。

問1 クラブハウスの有無

問2 施設の種類(問1で「クラブハウスがある」と回答した場合のみ記入)

「10 その他」を選択した場合記入

6 活動内容について

問1 ○スポーツ・レクリエーション活動種目

定期活動種目※1におけるスポーツ・レクリエーション活動種目(身体活動を伴う種目)と文化活動種目のそれぞれの種目について(1)種目数(「46その他」にあげた種目を含む)を記入し、(2)種目名の定期活動欄に○を記入してください。

また、○を記入したスポーツ・レクリエーション活動種目において、当該種目に日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が配置されている種目について(1)配置数(「46その他」にあげた種目を含む)を記入し、(2)配置されている種目名の指導者配置欄に○を記入してください。

※1:定期活動種目は、年間で24回以上実施することを示します。

- (1) スポーツ・レクリエーション活動種目数 種目 配置数 種目
 (2) 種目名(該当種目に○、その他の欄には種目名を記入してください)

種目名	定期活動	指導者配置	種目名	定期活動	指導者配置	種目名	定期活動	指導者配置
1 ドッジボール			16 野球			31 ラグビーフットボール		
2 体操			17 ソフトボール			32 太極拳		
3 エアロビクス			18 サッカー			33 健康体操		
4 ウォーキング			19 フットサル			34 バウンドテニス		
5 ダンス			20 バレーボール			35 ベタンク		
6 ボウリング			21 ソフトバレーボール			36 ターゲット・バードゴルフ		
7 ゲートボール			22 バスケットボール			37 インディアカ		
8 グラウンドゴルフ			23 テニス			38 3B体操		
9 ランニング(ジョギング)			24 ソフトテニス			39 キンボール		
10 水泳			25 バドミントン			40 親子リトミック		
11 ヨガ			26 卓球			41 フィットネストレーニング		
12 陸上競技			27 スキー			42 フラダンス		
13 柔道			28 スノーボード			43 パークゴルフ		
14 剣道			29 スポーツ吹矢			44 ビーチバレー		
15 空手			30 カヌー			45 登山・クライミング		
46 その他()			46 その他()			46 その他()		

○文化活動種目

- (1) 文化活動種目数 種目
 (2) 種目名(該当種目に○、その他の欄には種目名を記入してください)

種目名	定期活動	種目名	定期活動	種目名	定期活動
1 英会話		6 編み物		11 歌謡・カラオケ	
2 絵画		7 料理		12 よさこい	
3 書道(子供習字含む)		8 舞踊		13 茶道	
4 和太鼓		9 生け花		14 囲碁・将棋	
5 絵手紙		10 パソコン		15 詩吟	
16 その他()		16 その他()		16 その他()	

7 スポーツ指導者について

問1 クラブに所属しているスポーツ指導者(外部招へいを除く)について、手当※等の有無別人数等を記入してください。

※「手当」とは、給与、賃金、謝金等の指導業務に対する対価として支払われる金銭のこととします(交通費除く)。

【留意事項】

※月・週・1日当たりの手当の場合等は、1回あたりに換算してください。

(例)○時給1,200円の指導者・おおむね、1回につき2時間指導

→ 1,200円×2時間=2,400円/1回

○月給20万円の指導者・週休2日制(約月20日勤務)・おおむね、1日のうち2回指導

→ (20万円÷20日)/2回=5,000円/1回

内訳

資格の有無	手 当 等		
	人数(内訳)		1人当たりの手当等の1回平均額
有資格指導者	手当有り	人	円/回
	手当無し	人	
資格を持たない指導者	手当有り	人	円/回
	手当無し	人	
合計(スポーツ指導者総数)		人	

問2 有資格者の認定機関別人数

日本スポーツ協会公認資格	日本障がい者スポーツ協会公認資格	その他
人	人	人

8 クラブの事務局体制について

問1 クラブマネジャー※の配置

※クラブマネジャーとは、経営能力を有する専門的な人材とする。

問2 クラブマネジャーの手当等(問1で「配置している」と回答した場合のみ記入)

【留意事項】

※月・週当たり・時給の手当の場合等は、1日あたりに換算すること。

(例)○月給20万円のクラブマネジャー・週休2日制・おおむね月、20日勤務

→ 20万/月÷20日=1万円/1日

○時給1,200円のクラブマネジャー・おおむね1日、8時間勤務

→ 1,200円/時間×8時間=9,600円/1日

※各欄の人数と手当の有無別の人数(内訳)及び合計との整合性を取ること。

内訳

勤務状況	手 当 等		
	人数(内訳)		1人当たりの手当等の1日平均額
常勤 (週4日以上)	手当有り	人	円/日
	手当無し	人	
非常勤	手当有り	人	円/日
	手当無し	人	
合計(クラブマネジャー総数)		人	

問3 事務局員の配置

問4 事務局員の手当等(問3で「配置している」と回答した場合のみ記入)

【留意事項】

※月・週当たり・時給の手当の場合等は、1日あたりに換算すること(8の問2の例参照)。

内訳

勤務状況	手 当 等		
	人数(内訳)		1人当たりの手当等の1日平均額
常勤 (週4日以上)	手当有り	人	円/日
	手当無し	人	
非常勤	手当有り	人	円/日
	手当無し	人	
合計(事務局員総数)		人	

9 活動費について（平成●年度予算）

【収入についての留意事項】

※自治体・スポーツ団体などからの委託費がある場合は、○○○事業委託費、○○○施設管理委託費などの予算事項名を備考欄に記入してください。

※「委託費」には、委託契約による収入額を計上し、その内の指定管理費の額を記載してください。

※補助・助成金がある場合は、都道府県・市町村補助金、スポーツ振興くじ助成金などの予算事項名を備考欄に記入してください。

※寄附金がある場合は、個人・法人の区分ごとに件数を備考欄に記入してください。

問1 〈収入〉	費 目	金 額（円）	備 考（予算事項名）	
	会 費			
	事 業 費			
	委 託 費	うち指定管理費:		
	補助・助成金			
	寄 附 金		個人件数:	法人件数:
	そ の 他			
	総 額			

【支出についての留意事項】

※クラブマネジャー、事務局員の手当等については人件費に記入してください。

※スポーツ指導者の手当等については指導者謝金に記入してください。

〈支出〉	費 目	金 額（円）	備 考
	クラブ管理費	うち人件費:	
	活動事業費	うち指導者謝金:	
	広 報 費		
	そ の 他		
	総 額		

総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録申請用紙《役員名簿》

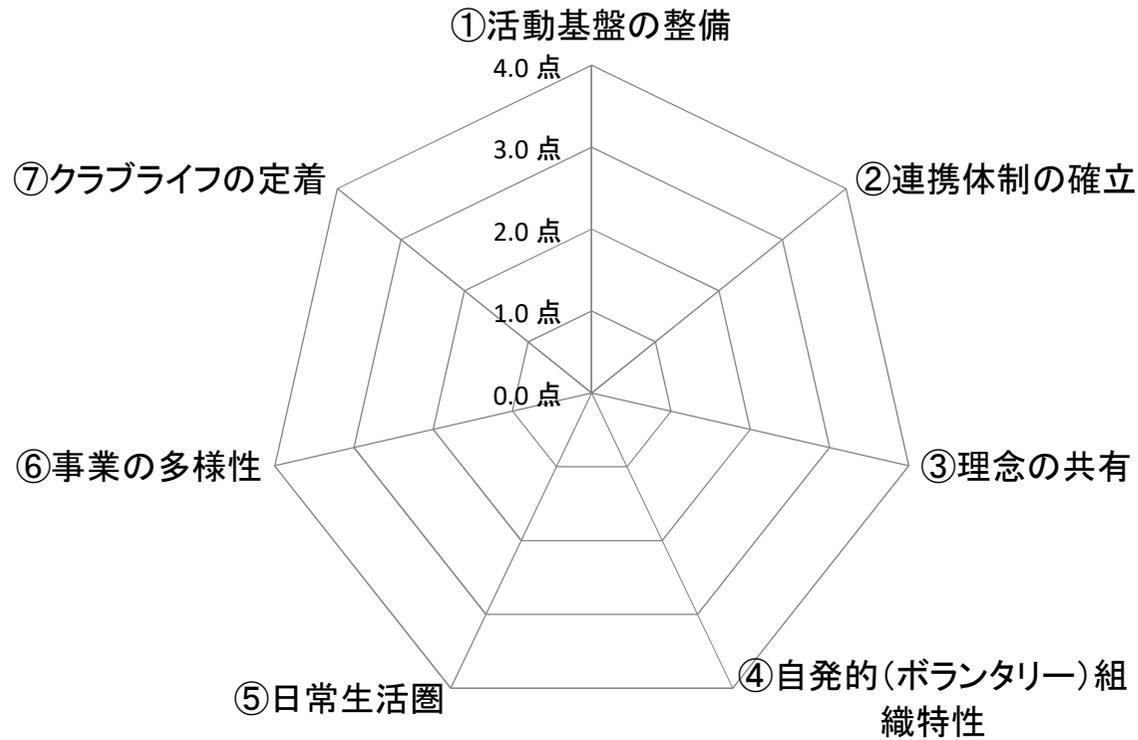
貴クラブの事業計画・予算、事業報告・決算を決定する意思決定機関において、議決権を有する関係者すべての情報を入力してください。

■クラブ名： _____

平成●年●月●日現在

No.	役職	氏名	居住地	勤務先
	例)理事長	東京 太郎	東京都渋谷区 ※市区町村名まで入力	(株)●● ※勤務先がない場合は、なしと入力
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

総合型クラブの自己点検・評価の結果(7項目)



- 結果を踏まえて、自身のクラブの取組へ反映しましょう。
- 定期的に自己点検・評価を繰り返すことで、持続可能段階を目指しましょう。

自己点検・評価項目	平均
①活動基盤の整備	0.0点
②連携体制の確立	0.0点
③理念の共有	0.0点
④自発的(ボランティア)組織特性	0.0点
⑤日常生活圏	0.0点
⑥事業の多様性	0.0点
⑦クラブライフの定着	0.0点

総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録審査報告様式(個票)

ID. クラブ名 所在市町村

書類審査

申請書類確認者:

1.申請書類の提出

Table with 2 columns: 申請書類名, 提出有無. Lists items 1-5.

Table with 2 columns: 申請書類名, 提出有無. Lists items 6-9.

都道府県協議会が定める申請書類

2.総合型地域スポーツクラブ全国協議会及び都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が定める運用ルールの合致の可否

Table with 3 columns: 運用ルール内容, 根拠となる申請書類, 合致の可否. Lists various rules and their compliance status.

※1: 定期的とは、年間24回以上実施することを示す。
※2: 会員とは、年会費等、年間で会費を支払っている会員を示す(月会費や教室・イベントごとの参加費等は含まない)。

3.都道府県協議会独自基準(独自基準を設けている場合のみ入力してください。)

Table with 3 columns: 都道府県協議会独自基準内容, 根拠となる申請書類, 合致の可否.

実地審査

実地審査概要

Table for on-site review details including date, names, roles, and observations.

審査委員会会議審査結果

□公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録規程
及び●●●法人●●●県体育・スポーツ協会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程に基づく事務局マニュアル

1.目的

本マニュアルは、公益財団法人日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録規程及び●●●法人●●●県体育・スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ連絡協議会登録規程に基づき事務を行う各組織の事務局（下記参照）を対象とし、具体的な事務手続を解説するために作成したものです。

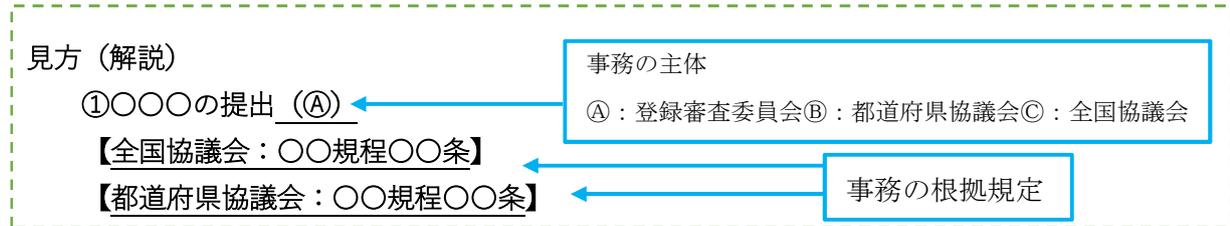
2.各組織の事務局

組織名	事務局
④総合型地域スポーツクラブ登録審査委員会 (以下「登録審査委員会」という。)	都道府県体育・スポーツ協会 (以下「都道府県体協」という。)
⑤●●●法人●●●県体育・スポーツ協会 都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 (以下「都道府県協議会」という。)	都道府県体協
⑥総合型地域スポーツクラブ全国協議会 (以下「全国協議会」という。)	日本スポーツ協会

3.事務手続の全体像

時期	クラブ	事務の主体		
		④登録審査委員会	⑤都道府県協議会	⑥全国協議会
手続開始前		③登録審査委員会の設置	①都道府県協議会登録規程案の提出	②常任幹事会の議決による承認
未定	申請書類の提出 実地審査の受入れ	④申請書類の確認作業 ⑤審査報告様式（個票）への入力作業 ⑥実地審査の準備 ⑦実地審査の実施 ⑧審査報告様式（個票）への入力作業 ⑨登録審査委員会会議の実施 ⑩審査結果の報告	⑪登録認定リストの作成及び提出	⑫登録管理システムへの登録及び同手続の完了通知
8～10月				
11～12月	認定証の受理		⑬認定証の発行 ⑭認定証未発行クラブを報告	

4.事務手続の内容



①都道府県協議会登録規程案の作成・提出 (B)

【全国協議会：登録規程第8条】

都道府県協議会は、当該都道府県協議会登録規程案（以下「都道府県協議会登録規程案」という。）を作成し、全国協議会に提出します。

②全国協議会常任幹事会の議決による承認 (C)

【全国協議会：登録規程第8条】

全国協議会常任幹事会は、都道府県協議会から提出された都道府県協議会登録規程案が全国協議会登録規程に準拠していると認められる場合は、議決による承認をし、その旨都道府県協議会に通知します。

③登録審査委員会の設置 (A)

【全国協議会：登録審査細則第2条～第4条】

【都道府県協議会：登録審査細則第2条～第4条】

都道府県体協は、登録審査を実施するため、登録審査委員会を設置します。

④申請書類の確認作業 (A)

【全国協議会：登録審査細則第6条、登録基準細則第2条～第4条】

【都道府県協議会：登録審査細則第6条、登録基準細則第2条～第4条】

登録審査委員会は、クラブから提出された以下の書類について確認します。

■申請書類一覧

申請書類①. 登録基準確認用紙
申請書類②. 基礎情報書類（クラブ概要等）※
申請書類③. 規約・会則・定款等
申請書類④. 役員名簿
申請書類⑤. 当該年度事業計画・予算
申請書類⑥. 前年度事業報告・決算
申請書類⑦. 評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果※
申請書類⑧. 上記③⑤⑥を議決した際の議事録
申請書類⑨. 都道府県協議会登録基準細則第 3 条で定めた都道府県協議会が定める運用ルール及び第 4 条に定めた都道府県協議会独自基準を確認する際に必要となる提出物
※申請書類②⑦はデータも提出されます。

⑤審査報告様式（個票）への入力作業（A）

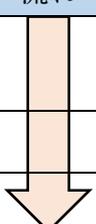
登録審査委員会は、クラブから提出された書類を確認した後、別紙「登録審査報告様式（個票）入力例」を参考に、登録審査報告様式（個票）1.書類審査の部分に必要な事項を入力します。

⑥実地審査の準備（A）

【全国協議会：登録審査細則第 6 条】

【都道府県協議会：登録審査細則第 6 条】

登録審査委員会は、下記を参考に、クラブ及び登録審査委員（2 名以上）と実地審査の日程を調整します。

流れ	内容
	・申請書類①.登録基準確認用紙の連絡先情報に記載のクラブ担当者に対し、実地審査対応可能日及び実地審査立会者を確認する。
	・実地審査対応可能日を基に、実地審査を行う登録審査委員 2 名以上を決定する。
	・クラブに実地審査日を通知する。

⑦実地審査の実施（A）

【全国協議会：登録審査細則第 6 条、登録基準細則第 2 条～第 4 条】

【都道府県協議会：登録審査細則第 6 条、登録基準細則第 2 条～第 4 条】

登録審査委員会は、クラブから提出を受けた書類内容を客観的に確認するために実地審査を実施します。

なお、実地審査は、クラブ側の負担及び登録審査委員会に係る実務の負担に鑑み、その所

要時間を1クラブ当たり最大でも2時間程度と見込んでいます。このため、書類内容の全てを客観的に確認することは困難であることから、審査委員が書類内容について任意に質問し、その回答結果を踏まえ、書類内容の妥当性を確認することとします。

⑧審査報告様式（個票）への入力作業（A）

登録審査委員会は、実地審査実施後、別紙「登録審査報告様式（個票）入力例」を参考に、登録審査報告様式（個票）2.実地審査の部分に必要事項を入力し、登録審査報告様式（個票）を仮確定します。

審査報告様式（個票）入力時の留意点

実地審査によって、登録審査報告様式（個票）の書類審査の結果が変わる場合は、当該項目の結果を修正してください。

例：書類審査において、登録審査報告様式（個票）の2.総合型地域スポーツクラブ全国協議会及び都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が定める運用ルールに合致の可否の項目「定期的なスポーツ活動を2種目以上実施している。」が運用ルールに合致していることから「○」となっていたが、実地審査にて、定期的なスポーツ活動を1種目しか実施していないことが分かったため、上記結果を「×」とする。

⑨登録審査委員会会議の実施（A）

【全国協議会：登録審査細則第5条～第6条】

【都道府県協議会：登録審査細則第5条～第6条】

登録審査委員会は、委員長がこれを招集し、登録審査委員会会議を実施します。当該会議では、仮確定した登録審査報告様式（個票）の内容の妥当性について確認し、最終的な判断として審査結果を確定します。なお、当該会議において審査結果が確定できなかった場合は、その後の対応を含めて委員長一任とするか、若しくは、当該会議を再度開催します。

⑩審査結果の報告（A）

【全国協議会：登録審査細則第7条】

【都道府県協議会：登録審査細則第7条】

登録審査委員会は、審査結果を登録審査報告様式（集計表）に入力した上で、審査実施当該年度の8月までに都道府県体協及び都道府県協議会に提出します。

⑪登録認定リストの作成及び提出 (B)

【全国協議会：登録認定細則第2条、第3条】

【都道府県協議会：登録認定細則第2条、第3条】

都道府県協議会は、登録審査委員会から提出を受けた審査結果を基に、都道府県総合型クラブ登録認定リスト（以下「登録認定リスト」という。）を作成します。

また、作成した登録認定リストを10月までに、全国協議会に提出します。

⑫登録管理システムへの登録及び同手続の完了通知 (C)

【全国協議会：登録認定細則第4条】

全国協議会は、都道府県協議会から提出を受けた登録認定リストを登録管理システムに登録します。また、同手続が完了した旨を11月までに都道府県協議会に通知します。

⑬認定証の発行 (B)

【全国協議会：登録認定細則第5条】

【都道府県協議会：登録認定細則第4条】

都道府県協議会は、全国協議会からの通知を受理した後、登録認定リストに記載のクラブに対して認定証を発行します。

⑭認定証未発行クラブを報告 (B)

【全国協議会：登録認定細則第5条】

【都道府県協議会：登録認定細則第4条】

都道府県協議会は、諸事情により認定証を発行しなかったクラブが生じた場合、全国協議会に報告します。

2. 制度モデルに基づく制度の整備に要する経費の想定

IV. において示した制度モデル（案）の試行・検証を踏まえ、中央プロジェクトでは、制度モデルに基づく制度の整備に要する経費を以下のとおり想定した。

（1）登録に関する制度の整備に要する経費の想定

①制度の導入に要する経費の想定

IV. 1.（5）②において示した、制度モデルの導入に要する経費の試算額と同額を想定する経費とした。

なお、当該試算額は、新潟県版プロジェクトと兵庫県版プロジェクトとの間で大きな差異があったものである。差異の主な理由としては、新潟県版プロジェクトは、既存の「新潟県総合型クラブの指針」を新潟県行政が策定する際に、県協議会及び県スポーツ協会が協力する等、既に県内の主要な総合型クラブ関係団体が総合型クラブめぐる基準作りの実績を有する一方で、兵庫県版プロジェクトは、既存の県協議会とは別の新たな県協議会を設置することを想定したことによるものと考えられる。

今回、制度モデルの試行・検証を都道府県体協に再委託するに当たり、既に登録・認証等の制度が整備されている都道府県として新潟県スポーツ協会、整備されていない都道府県として兵庫県体育協会を選定しており、当該試算額はこのような背景を反映しているものとも考えられる。

なお、両県とも今回は委託事業として制度モデルの試行・検証を行ったことから、県内の総合型クラブをめぐる関係団体等のうち、一定の範囲内での団体等と限られた期間内で連絡調整を行った上での試算を行ったものであることに留意が必要と考えられる。つまり、実際に両県が制度の整備をする際には、今回の試算額以上の経費を要することも考えられる。

<想定>

625,000円(新潟県版プロジェクト試算額)～3,727,800円(兵庫県版プロジェクト試算額)

②制度の運用に要する経費の想定

IV. 1.（5）③において示した、制度モデルの運用に要する経費の試算額と同額を想定する経費とした。

なお、当該試算額は担当者（職員・アルバイト）の人件費のみであり、担当者や委員に支払う旅費・謝金や担当者が所属する組織に必要な諸経費（光熱水費、通信運搬費、印刷製本費、その他事務所経費等）は含んでいない。

<想定>

○担当者の作業日数・時間（1クラブ当たり）

・職員

4.9日(兵庫県版プロジェクト試算額)～5.9日(新潟県版プロジェクト試算額)

・アルバイト

13.6時間(兵庫県版プロジェクト試算額)～23.7時間(新潟県版プロジェクト試算額)

○1クラブ当たりの人件費

・職員（17,000円/日）

83,300円（4.9日×17,000円）～100,300円（5.9日×17,000円）

・アルバイト（1,000円/時間）

13,600円（13.6時間×1,000円）～23,700円（23.7時間×1,000円）

（2）認証に関する制度の整備に要する経費の想定

IV. 2. において示した認証に関わる試行・検証は、III. で示した制度モデル（案）が指定する全国協議会ではなく中央プロジェクトが行ったものであるため、本事業においては制度の導入や運用に要する経費の試算及びその試算を踏まえた想定は行っていない。

Ⅶ. 制度モデルがもたらす効果の検証(有識者等へのヒアリング)

Ⅵ. において策定した制度モデルが、総合型クラブや地域住民、公的機関・関係機関等に対してもたらす効果について、制度の関係者や有識者等へのヒアリングを通して検証を行った。

1. ヒアリング結果(一覧)

	①都道府県行政担当者	②市町村行政担当者
対応者	A県地域スポーツ課職員1名	A町教育課職員1名
期日	平成31年3月19日(火)	平成31年3月22日(金)
(1) 総合型クラブへの効果		
①認知度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県行政が市町村担当者会議等において、登録された総合型クラブを紹介すること等を通じて、市町村行政における総合型クラブの認知度が向上する可能性がある。 ・市町村行政における総合型クラブの認知度が向上すれば、市町村行政が広報誌やホームページ等で地域住民に対して総合型クラブの周知をすることにつながり、結果的に地域住民における認知度の向上が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村行政が広報誌やホームページ等で地域住民に対する総合型クラブに関する周知が期待でき、地域住民における認知度が向上する可能性がある。
②信頼性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・登録認定証を総合型クラブの活動場所に掲示することができれば、当該クラブ側は、公的に認められた団体であることを地域住民へアピールすることができるため、クラブに対する信頼性の向上につながることも期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意団体として活動している総合型クラブにとっては、登録・認証によって、公的に認められていることが証明でき、地域住民からの信頼性が向上することが期待できる。 ・制度により、総合型クラブにおけるPDCAサイクルが定着して、総合型クラブの質が向上すれば、より一層総合型クラブに対する信頼性の向上が期待できる。
(2) 地域住民への効果		
①利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村行政における総合型クラブの認知度が向上すれば、市町村行政が広報誌やホームページ等で地域住民に対して総合型クラブの周知をすることにつながり、結果的に地域住民が総合型クラブを見つけやすくなることが期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(1) 総合型クラブへの効果及び(3) 公的機関・関係機関等への効果が得られることで、質の高いサービスを受けられる総合型クラブを検索できるようになることが期待できる。
②安心感の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・登録認定証が総合型クラブの活動場所に掲示されていれば、公的に認められた団体であることが確認できるため、参加者にとって安心感の醸成につながることを期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・(1) 総合型クラブへの効果及び(3) 公的機関・関係機関等への効果が得られることで、安心感の醸成が期待できる。
(3) 公的機関・関係機関等への効果		
①利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・行政担当者に人事異動が生じた場合、制度があることで後任の担当者が総合型クラブの実情を把握しやすくなれば、スムーズな引継ぎができることが期待できる。 ・都道府県行政にとっては、市町村行政へ総合型クラブを周知する際の一つの根拠として活用することが期待できる。 ・市町村行政と総合型クラブが連携・協力した取組を行いやすくなることで、結果的に地域課題の解決につながることを期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村行政が策定しているスポーツ推進計画の目標達成に向けた取組促進が期待できる。 ・総合型クラブの情報が見える化することで、市町村行政内のスポーツ担当部局以外に対して総合型クラブの情報共有が可能になり、様々な分野の地域課題解決に向けた取組が期待できる。
②安心感の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の基準を満たした総合型クラブであることから、行政として安心して地域住民へ当該クラブの活動等を広報することが可能となることを期待できる。 ・行政が連携・支援する団体を決める際、信用性の基準として活用することが期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意団体については、登録・認証によって、公的に認められていることが証明できるため、行政側が連携・支援する団体を決める際の信用性の基準として活用することが期待できる。

	③総合型クラブ関係者	④クラブアドバイザー
対応者	Aクラブ事務局長1名	B県クラブアドバイザー1名
期日	平成31年3月22日(金)	平成31年3月18日(月)
(1) 総合型クラブへの効果		
①認知度の向上	<ul style="list-style-type: none"> 総合型クラブへの支援体制が確立され、国や都道府県行政が、総合型クラブに対する支援や広報をすることにより、市町村行政における総合型クラブの理解促進が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本スポーツ協会及び都道府県体協が総合型クラブの広報をすることにより、全国的な認知度の向上が期待できる。 スポーツ庁や都道府県行政においても、広報誌やホームページに登録された総合型クラブを掲載することにより、これまで総合型クラブに関わりがなかった地域住民に対する認知度の向上が期待できる。
②信頼性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 基準が示されることで、基準を目標として総合型クラブの質的向上が促進され、結果的により一層、信頼性が向上することが期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 基準が明確になることで、実態が分かりやすくなり、市町村行政担当者の総合型クラブへの理解が促進され、信頼性の向上が期待できる。
(2) 地域住民への効果		
①利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 総合型クラブへの効果が得られることで、身近な環境に安心、安全なスポーツ環境の構築が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 総合型クラブへの効果及び(3) 公的機関・関係機関等への効果が得られることで、地域住民にとって地域スポーツ環境の充実やスポーツを通じた地域課題の解決に向けた取組が促進され、スポーツに限らず様々な利便性の向上が図られることが期待できる。
②安心感の醸成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 総合型クラブへの効果が得られることで、安心感の醸成が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 総合型クラブへの効果及び(3) 公的機関・関係機関等への効果が得られることで、安心感の醸成が期待できる。
(3) 公的機関・関係機関等への効果		
①利便性の向上	ヒアリング項目としなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 総合型クラブの基準が明確になることで、実態が分かりやすくなり、市町村行政担当者の総合型クラブへの理解が促進されることが期待できる。 市町村行政担当者に人事異動が生じて、制度があることで、後任の担当者にも総合型クラブへの理解が継続されることが期待できる。 市町村行政が新たに総合型クラブを育成する際には、目指す姿が分かりやすくなることを期待できる。
②安心感の醸成	ヒアリング項目としなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 一定の基準を満たした団体であることから、市町村行政が事業委託をする際の根拠の一つとなることが期待できる。

	⑤日本障がい者スポーツ協会	⑥全国スポーツ推進委員連合
対応者	事務局職員 2 名	役員 1 名、事務局職員 1 名
期日	平成 31 年 3 月 7 日 (木)	平成 31 年 3 月 20 日 (水)
(1) 総合型クラブへの効果		
①認知度の向上	ヒアリング項目としなかった。	ヒアリング項目としなかった。
②信頼性の向上	ヒアリング項目としなかった。	ヒアリング項目としなかった。
(2) 地域住民への効果		
①利便性の向上	ヒアリング項目としなかった。	ヒアリング項目としなかった。
②安心感の醸成	ヒアリング項目としなかった。	ヒアリング項目としなかった。
(3) 公的機関・関係機関等への効果		
①利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・制度により把握できた総合型クラブの情報を日本障がい者スポーツ協会でも共有することができれば、地域の障がい者スポーツ協会等の登録団体へも総合型クラブの情報を周知しやすくなることが期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この制度が市町村行政に認知されれば、スポーツ推進委員における総合型クラブの認知度も向上し、総合型クラブへの積極的な参画等、スポーツ推進委員の活動が活性化することが期待できる。 ・地域事情に詳しいスポーツ推進委員と総合型クラブが連携することで、地域スポーツ環境の充実や、行政と連携したスポーツを通じた地域課題の解決に向けた取組の促進が期待できる。
②安心感の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・登録基準に障がい者スポーツ指導者資格保有者の配置を定める等、障害者スポーツ環境の整備に関する基準が設けられれば、障害者にとっても安心して総合型クラブで活動ができるようになることが期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村行政が制度に関わることができれば、スポーツ推進委員としてより一層総合型クラブとの連携・協力を行う根拠となり、スポーツ推進委員から地域住民に向けて総合型クラブの周知をしやすくなることが期待できる。

	⑦A株式会社（損害保険会社）	⑧B株式会社（コンサルティング会社）
対応者	課長1名	上席主任研究員1名
期日	平成31年3月15日（金）	平成31年3月22日（金）
（1）総合型クラブへの効果		
①認知度の向上	ヒアリング項目としなかった。	ヒアリング項目としなかった。
②信頼性の向上	ヒアリング項目としなかった。	ヒアリング項目としなかった。
（2）地域住民への効果		
①利便性の向上	ヒアリング項目としなかった。	ヒアリング項目としなかった。
②安心感の醸成	ヒアリング項目としなかった。	ヒアリング項目としなかった。
（3）公的機関・関係機関等への効果		
①利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・制度モデルはクラブ単位の登録であるため、会員情報が把握できないものと見受けられるが、企業にとっては、クラブの会員情報を適切なルールの下で企業へも提供されるのであれば、商品開発への活用や総合型クラブと連携した取組促進等が可能になると考えられる。 ・一定の基準を満たした総合型クラブであることで信頼性が向上すれば、地元企業等からの協賛も得やすくなる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公的機関が、総合型クラブの会員数や年齢層、会員の運動量・行動変化等のデータを活用することができるのであれば、公的機関側でも地域課題の解決に向けた効果的な施策の検討が可能になることが期待できる。 ・総合型クラブの参加者が加齢や心身状態の低下等により活動できなくなった際に、行政の実施する虚弱高齢者向けの予防プログラムや、地域包括支援センター等につなぐといった紹介・連携があれば、地域の切れ目のない連携が実現し、行政として信頼できるパートナーとなることが期待できる。 ・市町村行政の総合型クラブへの理解が進むことで、スポーツを通じたまちづくりや社会福祉等様々な分野との連携が促進することが考えられる。 ・タイプ別認証における介護予防タイプ認証基準は、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業に共通する部分もあり、総合型クラブが当該事業の取組を実施する際には、効果的な認証となる可能性はある。 ・ただし、近年の介護予防の考え方は、高齢者（特に75歳以上）の社会参加の促進やフレイル予防等、要支援・要介護状態にならないことを目指すものである。今回示された介護予防タイプ認証基準は75歳以上の方が参加するプログラムとしては運動量が激しいイメージがあるため、介護予防の名称を用いるよりも健康増進を掲げた方が行政からみた場合の誤解が生じないものと考えられる。
②安心感の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の基準を満たした総合型クラブであるということは、企業側が連携する際には安心感がある。 	ヒアリング項目としなかった。

2. ヒアリング結果まとめ

(1) 総合型クラブへの効果

①認知度の向上

- ・都道府県行政担当者、総合型クラブ関係者からは、都道府県行政が市町村行政へ登録クラブを周知すること等により、市町村行政における総合型クラブの認知度向上が期待されるとの効果が示された。
- ・都道府県行政担当者、市町村行政担当者からは、市町村行政における総合型クラブの認知度が向上すれば、市町村行政が広報誌やホームページ等で地域住民に対する総合型クラブに関する周知をすることにつながり、地域住民における認知度向上が期待されるとの効果が示された。
- ・クラブアドバイザーからは、スポーツ庁や都道府県行政において、広報誌やホームページ等に登録クラブを掲載することで、これまで総合型クラブに関わりがなかった地域住民に対する認知度向上が期待されるとの効果が示された。

②信頼性の向上

- ・都道府県行政担当者、市町村行政担当者からは、登録認定証等により公的に認められていることを証明することができれば、地域住民からの信頼性の向上が期待されるとの効果が示された。
- ・市町村行政担当者、総合型クラブ関係者からは、基準が明確に示されることで、基準を目標とし、クラブのPDCAサイクルが定着する等、クラブの質的向上が促進され、結果的に信頼性の向上が期待されるとの効果が示された。
- ・クラブアドバイザーからは、基準があることで、総合型クラブの実態が分かりやすくなり、市町村行政担当者の総合型クラブへの理解が促進され、信頼性の向上が期待できるとの効果が示された。

(2) 地域住民への効果

①利便性の向上

- ・都道府県行政担当者、市町村行政担当者、クラブアドバイザーからは、「(1) 総合型クラブへの効果」及び「(3) 公的機関・関係機関等への効果」が期待されるので、それにより結果的に地域住民の利便性の向上（総合型クラブを見つけやすくなる・スポーツを通じた様々な地域課題の解決）につながることが期待できるとの効果が示された。
- ・総合型クラブ関係者からは、「(1) 総合型クラブへの効果」が期待されるので、それにより結果的に地域住民にとって身近な環境に安心、安全なスポーツ環境の構築が期待できるとの効果が示された。

②安心感の醸成

- ・都道府県行政担当者、市町村行政担当者、クラブアドバイザーからは、「(1) 総合型クラブへの効果」及び「(3) 公的機関・関係機関等」への効果が期待されるので、それにより結果的に地域住民にとって登録クラブに対する安心感の醸成が期待できるとの効果が示された。
- ・総合型クラブ関係者からは、「(1) 総合型クラブへの効果」が期待されるので、それにより結果的に地域住民にとって登録クラブに対する安心感の醸成が期待できるとの効果が示された。

(3) 公的機関・関係機関等への効果

①利便性の向上

- ・都道府県行政担当者、クラブアドバイザーからは、行政担当者に人事異動が生じて、制度があることで、後任の担当者が総合型クラブの実情を把握しやすくなっていれば、総合型クラブへの理解が継続されることが期待できるとの効果が示された。
- ・都道府県行政担当者、クラブアドバイザーからは、総合型クラブの実態が分かりやすくなり、都道府県行政が市町村行政へ総合型クラブの周知をする際の一つの根拠として活用す

- ることが期待できるとの効果が示された。
- ・市町村行政担当者からは、総合型クラブの情報が見える化することで、市町村行政内のスポーツ担当部局以外に対して総合型クラブの情報共有が可能になり、様々な分野の地域課題解決に向けた取組が期待できるとの効果が示された。
 - ・クラブアドバイザーからは、総合型クラブを設立する際に目指す姿が分かりやすくなることが期待できるとの効果が示された。
 - ・日本障がい者スポーツ協会からは、制度により把握できた総合型クラブの情報を日本障がい者スポーツ協会でも共有することができれば、加盟団体等へも総合型クラブの情報を周知しやすくなることが期待できるとの効果が示された。
 - ・全国スポーツ推進委員連合からは、制度が市町村行政に認知されれば、スポーツ推進委員における総合型クラブの認知度も向上し、総合型クラブへの積極的な参画等、スポーツ推進委員の活動が活性化することや、スポーツ推進委員と総合型クラブの連携により、地域課題の解決に向けた取組の促進が期待できるとの効果が示された。
 - ・A社（損害保険会社）からは、総合型クラブの会員情報を活用することができれば、商品開発への活用や総合型クラブと連携した取組促進等が期待できるとの効果が示された。
 - ・B社（コンサルティング会社）からは、公的機関が、総合型クラブの会員数や年齢層、全員の運動量・行動変化等のデータを活用することができるのであれば、公的機関側でも地域課題の解決に向けた効果的な施策の検討が可能になることが期待できるとの効果が示された。
 - ・B社（コンサルティング会社）からは、介護予防タイプ認証基準は、総合型クラブが介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の取組を実施する際には、効果的な認証となる可能性はあるとの効果が示された。ただし、今回示された介護予防タイプ認証基準は、介護予防の名称を用いるよりも健康増進を掲げた方が行政からみた場合の誤解が生じないものと考えられるとのことであった。

②安心感の醸成

- ・都道府県行政担当者、市町村行政担当者、クラブアドバイザーからは、一定の基準を満たした団体であることから、行政として、安心して地域住民に対して総合型クラブの広報を行うことや、行政が連携・支援する団体を決める際の信用性の基準の一つとして活用が期待できるとの効果が示された。
- ・日本障がい者スポーツ協会からは、障害者スポーツ環境の整備に関する基準（障害者スポーツ指導者資格保有者の配置を定める等）が設けられれば、障害者にとっても安心して総合型クラブで活動できるようになることが期待できるとの効果が示された。
- ・全国スポーツ推進委員連合からは、市町村行政が制度に関わることができれば、スポーツ推進委員としてより一層総合型クラブとの連携・協力を行う根拠となり、スポーツ推進委員から地域住民に向けて総合型クラブの周知をしやすくなることが期待できるとのこと効果が示された。
- ・A社（損害保険会社）からは、一定の基準を満たした総合型クラブであるということは、企業側が連携する際には安心感があるとの効果が示された。

Ⅷ. 制度モデルに基づく制度の整備に向けて

Ⅵ. で示した制度モデルがⅦ. で示したような効果を実際に生み出すために必要となる制度モデルに基づく制度の整備について、その在り方と課題を以下のとおり提示する。

1. 制度の整備に向けた在り方

第2期スポーツ基本計画では、総合型クラブの登録・認証等の制度は、国が策定する枠組みに基づき、日本スポーツ協会及び各都道府県体協等が、関係団体と連携して整備する旨を示している。

また、総合型クラブへの支援については、広域スポーツセンターをはじめ様々な公的機関・団体及びクラブ間ネットワーク等が担っているが、現状の支援体制について全体としてみると必ずしも効率的・効果的なものになっていないとし、広域スポーツセンターを含めた支援主体の役割分担を明確化して支援主体の再構築を図る旨を示すとともに、再構築を図る際には都道府県レベルで中間支援組織を整備する旨を示している。

これらのことを踏まえ、制度モデルに基づく制度の整備に向けた在り方を以下のとおり示すこととする。

(1) 制度の整備に当たり各支援主体に求められる役割

①日本スポーツ協会

国（スポーツ庁）が策定した登録・認証等の制度の枠組みでは、日本スポーツ協会は全国協議会を基盤として制度を整備することとしている。なお、制度の枠組みにおいて日本スポーツ協会が制度の運用主体として機能するために必要とされたガバナンスの確立、すなわち全国協議会における加入基準の統一化や、組織運営にかかわる関係者の権利と義務等を明らかにすることについては、制度モデルがそれらに対応したものとなっていることから、日本スポーツ協会は、制度モデルを基に速やかに制度を整備することが求められる。

制度の整備後は、より効果的に制度が運用されるよう適時その見直しを行うことはもとより、国が主体となって取り組むこととなっている、登録・認証を受けたクラブの広報活動へ協力すること等が求められる。

②都道府県体協

第2期スポーツ基本計画では、都道府県体協は、日本スポーツ協会とともに制度の整備主体である旨が示されている。

制度モデルでは、都道府県体協は都道府県協議会の事務局を担うほか、登録審査を実施する登録審査委員会を設置し、行政等第三者を含む委員を委嘱することとなっている。

これらのことを踏まえ、都道府県体協は日本スポーツ協会及び都道府県行政と連携し、制度を整備することが求められる。

制度の整備後は、より効果的に制度が運用されるよう適時その見直しを行うことはもとより、都道府県行政と連携し、当該都道府県内の総合型クラブがより多く登録・認証を受けられるよう必要な取組を行うこと等が求められる。

③全国協議会

全国協議会は、①において示したとおり、制度の基盤組織となっている。

このことを踏まえ、日本スポーツ協会と連携し、加入する都道府県協議会を含め、ガバナンス確立に向けた取組を行うことが求められる。

制度の整備後は、より効果的に制度が運用されるよう適時その見直しを行うことはもとより、登録・認証を受けたクラブの質的充実に向けて必要な取組を行うこと等が求められる。

④都道府県協議会

都道府県協議会は、②、③において示したとおり、都道府県体協及び全国協議会と連携し、制度の整備に向けた取組を行うことが求められる。

制度の整備後は、より効果的に制度が運用されるよう適時その見直しを行うことはもとよ

り、当該都道府県内の総合型クラブがより多く登録・認証を受けられるよう必要な取組を行うこと等が求められる。

⑤都道府県行政（広域スポーツセンターを含む）

国（スポーツ庁）が策定した登録・認証等の制度の枠組みでは、その枠組みを示す文書「総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度の整備について」（資料編 313 から 315 ページ参照）において、「総合型クラブが行政等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たすことを制度整備の目的としていることから、運用に当たっては、都道府県行政も主体的に関わることが必要であるとともに市区町村行政との連携・協力も必要である」としている。

このことを踏まえ、都道府県行政は制度に主体的に関わることが求められる。その際、特に、②及び以下に示すとおり、都道府県体協に対して必要な支援を行うことが求められる。

- ア) 平成 28 年 11 月 11 日付けで、スポーツ庁総合型地域スポーツクラブの在り方に関する検討会議が取りまとめた総合型地域スポーツクラブの今後の在り方に関する提言（以下「今後の在り方に関する提言」という。）では、「総合型クラブの自立的な運営を促進する『質的な充実』を目的とした支援については、都道府県行政が設置主体となった広域スポーツセンターが担ってきた機能の一部であることを踏まえ、都道府県行政においては、中間支援組織としての役割を担う都道府県体協に対して必要な人員・財源等の支援を行うとともに、各都道府県の地方スポーツ推進計画において、中間支援組織の位置づけを示すことが必要であると考えられる」と示している。
- イ) 第 2 期スポーツ基本計画では「地方公共団体は、整備された中間支援組織について、例えば地方スポーツ推進計画に位置づけを示すなど、中間支援組織の取組を支援し、総合型クラブの質的な充実等を促進する。」と示している。なお、この中間支援組織とは、都道府県体協等が主体となり、都道府県内のクラブ間ネットワークと連携・協働して総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた取組を行う組織としている。
- ウ) 平成 29 年度調査研究では、「制度の運用主体（都道府県体協）が全ての経費を負担することは極めて困難であることから、都道府県行政を始めとした公的資金により必要な経費が賄われることが重要であると考えられる」としている。

⑥市町村行政

国（スポーツ庁）が策定した登録・認証等の制度の枠組みでは、その枠組みを示す文書「総合型地域スポーツクラブにおける登録・認証制度の整備について」（資料編 313 から 315 ページ参照）において、「総合型クラブが行政等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たすことを制度整備の目的としていることから、運用に当たっては、都道府県行政も主体的に関わることが必要であるとともに市区町村行政※との連携・協力も必要である」としている。

このことを踏まえ、市区町村行政は都道府県行政と連携し、制度への協力が求められる。

なお、「今後の在り方に関する提言」では、「市町村行政においては、地域におけるスポーツ環境の持続的発展やスポーツを通じた地域課題解決に向けた取組を推進するパートナーとして総合型クラブの創設に取り組むとともに、自立を支援することが必要である」とし、「市町村行政のスポーツ主管部局においては、総合型クラブが市町村行政の多様な部局と連携・協働してスポーツを通じた地域課題の解決に取り組むことのできるよう、市町村行政内部での連携体制を構築することが重要である」と示している。

制度との連携の例としては、学校運動部活動改革や介護予防事業等を登録クラブと連携して取り組むことなどが挙げられる。

※本報告書では「市町村行政」の表記には特別区が含まれるものとしているが、スポーツ庁が発出した当該文書においては「市区町村行政」の表記が使用されているため、本報告書において当該文書に関する場合のみ「市区町村行政」と表記する。

(2) 制度と中間支援組織との関係

制度モデルは、平成 29 年度調査研究を踏まえてその原案を作成し、本事業における試行・検証及び国（スポーツ庁）が策定した登録・認証等の制度の枠組みを踏まえ、修正を加え取りまとめたものである。

一方、第 2 期スポーツ基本計画及び当該計画の改定（第 1 期から第 2 期への改定）に向けて取りまとめられた「今後の在り方に関する提言」では、登録・認証等の整備のほか、都道府県レベルで総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援を行う中間支援組織の整備を掲げている。

これらのことを踏まえ、制度モデルと国（スポーツ庁）が策定した登録・認証等の制度の枠組み等各種文書に示された文言との関係を整理した結果は以下のとおりである。

文書等名称	今後の在り方に関する提言	第 2 期スポーツ基本計画	登録・認証等の制度の枠組み	制度モデル
策定団体 策定日 項目	スポーツ庁 (総合型地域スポーツクラブの在り方に関する検討会議) 平成 28 年 11 月 11 日	文部科学省 平成 29 年 3 月 24 日	スポーツ庁 平成 31 年 2 月 12 日	
1. 制度の整備・運用主体	日本スポーツ協会及び都道府県体育協会が主体となり全国協議会及び各都道府県協議会と十分協議して検討する必要があると考えられる。	日本スポーツ協会及び各都道府県体育協会等が関係団体と連携して整備	日本スポーツ協会が全国協議会を基盤として整備	日本スポーツ協会の定款に基づいて全国協議会を設置
中央レベル→				
都道府県レベル→			都道府県体育協会と都道府県協議会を主体とするが、都道府県の実情に応じた運用体制の構築が必要と考えられる。	都道府県体育協会の定款に基づいて都道府県協議会を設置
2. 中間支援組織	都道府県体育協会が主体となり、都道府県協議会を基盤として組織体制を充実・強化した組織※と連携・協働して役割を果たしていくことが考えられる。 ※登録・認証等の制度において登録・認証等を受けたクラブにより構成される組織への移行や都道府県体育協会との関係強化等が考えられる。	都道府県体育協会等が主体となり、都道府県のクラブ間ネットワークと連携・協働して総合型クラブの自立的な運営の促進に向けた支援を担う組織。		

(注：各文書から該当する文言を抜粋又は抜粋・加工した。また、組織名称及び下線は本報告書用に加工している)

上記文書のうち、中間支援組織について明記のある「今後の在り方に関する提言」と第 2 期スポーツ基本計画は、ともに都道府県体協を中間支援組織の主体として位置付けるとともに※、都道府県体協の連携相手として「今後の在り方に関する提言」では都道府県協議会を基盤として組織体制を充実・強化した組織を挙げ、第 2 期スポーツ基本計画では都道府県のクラブ間ネットワークを挙げている。

一方、登録・認証等の制度について明記のある「登録・認証等の制度の枠組み」と「制度モデル」は、ともに都道府県レベルの整備・運用主体を都道府県体協とする旨を示している。

なお、本章 1. で示したとおり、第 2 期スポーツ基本計画では、総合型クラブへの支援については、広域スポーツセンターをはじめ様々な公的機関・団体及びクラブ間ネットワーク等が担っているが、現状の支援体制について全体としてみると必ずしも効率的・効果的なものになっていないとし、広域スポーツセンターを含めた支援主体の役割分担を明確化して支援主体の再構築を図る旨を示すとともに、再構築を図る際には都道府県レベルで中間支援組織を整備する旨を示している。

これらのことを踏まえると、制度モデルに基づく制度の整備に当たっては、制度モデルにおいて都道府県レベルでの整備・運用主体としている都道府県体協が、都道府県協議会と連携し

て中間支援組織を担うことが合理的であると考えられる。

なお、「登録・認証等の制度の枠組み」では、都道府県の実情に応じた運用体制の構築が必要と考えられるとしているが、制度モデルのガバナンスが確保されることがその前提であると考えられる。

また、第2期スポーツ基本計画では、前項⑤イ)で示した、地方公共団体による中間支援組織への支援のほか、国が、日本スポーツ振興センター及び日本スポーツ協会と連携し、中間支援組織が主体となり総合型クラブの自立的な運営を促進する事業を支援する旨が示されていることから、その具現化が求められる。

※第2期スポーツ基本計画では都道府県体協等と示しているが、等の具体例は明示されていない。

(3) 制度と学校運動部活動との関係

第2期スポーツ基本計画では、総合型クラブによる地域の課題解決に向けた取組を推進することを政策目標の一つとしている。

また、「今後の在り方に関する提言」では、総合型クラブが地域課題に応えるための「社会的な仕組み」として定着していくことを目指すため、スポーツを通じた地域の課題解決に向けた取組の推進の具体的方策を示しており、この具体的方策の一つとして、「学校との連携、学校への支援」を挙げ、総合型クラブが学校運動部活動を支援することの重要性を示している。

さらに、国(スポーツ庁)が策定した登録・認証等の制度の枠組みでは、「認証基準」の在り方として、学校運動部活動において学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備など、スポーツを通じた地域の課題解決に向けた取組を基本的要件とすることが示されている。

なお、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」では、学校運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある旨を前文で示した上で、生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備として、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めることを示している。ここでは、日本スポーツ協会、地域の体育協会、競技団体及びその他のスポーツ団体が、総合型クラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、都道府県若しくは学校の設置者等と連携する必要がある旨を掲げている。

これらのことを踏まえ、制度モデルに基づく制度の整備に当たっては、総合型クラブによる地域の課題解決に向けた取組を推進するものとなるよう具体的な検討を行うことはもちろんのこと、特に、数多くある地域課題の中でもスポーツに関わる喫緊の課題である学校運動部活動の抜本的な改革に寄与することが重要である。

2. 制度の整備に向けた課題

制度モデルは、本章1.(1)に示す各支援主体が、それぞれに求められる役割を果たすことによって適切に運用がなされるものと考えられるが、まずは運用する制度の整備を、制度モデルを基に着実に行う必要がある。

制度の整備に当たっては、制度の整備主体である日本スポーツ協会及び各都道府県体協等がその他の各支援主体と有機的に連携しながら取り組む必要がある。その際に考えられる課題について主なものを以下のとおり示す。

(1) 登録・認証の基準に関する課題

①登録基準

制度モデルでは、全国一律の登録基準に加え、各都道府県の実情に合わせて独自に基準を設けることが可能となっている。

このため、制度の整備に当たっては、各都道府県にて独自基準を設けることの要否や、設けることとなった場合に必要となる協議に要する時間を確保する必要があると考えられる。

②認証基準

制度モデルにおける認証とは、登録されたクラブの中で、特に地域課題の解決につながる活

動が顕著であり、その効果が特定の分野において明らかなものを、活動分野別に認証することを示している。したがって、クラブにおける活動の枠組みを限定的に固定する概念ではなく、日頃の幅広い活動の延長線上にある、特に地域課題解決に貢献している活動を認証するものとして基準が設けられる必要がある。

なお、認証に関する制度自体が登録クラブを対象としているものであることから、認証基準は、登録基準との整合性に留意するとともに、本事業では、一例として介護予防タイプを示したが、制度の整備に当たっては、その他に設定するタイプに対応し得る汎用性があるかについて、さらなる検討が必要と考えられる。

(2) 制度がもたらす効果に関する課題

VII. において示されたヒアリング結果を踏まえ、以下のとおり課題をまとめた。

①総合型クラブへの効果

制度モデルによる主な効果として、都道府県行政が市町村行政へ登録クラブの周知をすることで、市町村行政における総合型クラブへの認知が高まり、市町村行政が地域住民へ総合型クラブの周知をすることにつながることを示された。

このことを踏まえ、制度の整備に当たっては、特に都道府県体協と都道府県行政が登録クラブの情報を共有できるものにするるとともに、都道府県行政が市町村行政へ登録クラブの周知を具体的に行う必要があると考えられる。

②地域住民への効果

制度モデルによる主な効果として、行政が周知する登録クラブとしての安心感などが示された。

このことを踏まえ、制度の整備に当たっては、①と同様に、都道府県行政が市町村行政へ登録クラブの周知を具体的に行う必要があると考えられる。

③公的機関・関係機関等への効果

制度モデルによる主な効果として、制度があることにより、都道府県行政が市町村行政へ総合型クラブを周知する際に活用できること、人事異動で新たに総合型クラブに係ることになった行政担当者にも総合型クラブの理解が引き継がれること、行政内でスポーツ担当以外の部局へも総合型クラブの情報共有が可能になること等が示された。

これらのことを踏まえ、制度の整備に当たっては、日本スポーツ協会及び都道府県体協が、行政側へ登録クラブの情報を積極的に提供できるものにする必要があると考えられる。

また、会員個人の様々な情報を活用することで、企業の商品開発だけでなく公的機関においても施策への反映等が可能になり、結果的に地域の課題解決に役立てられるとの効果が示されたことから、制度の整備に当たっては、個人情報の取扱いに留意しつつ、会員情報を活用できるものにする必要があると考えられる。

(3) 制度の運用体制に関する課題

①運用体制の在り方

制度モデルでは、日本スポーツ協会は組織内組織である全国協議会を基盤として制度を整備し、都道府県レベルでは、日本スポーツ協会の加盟団体である都道府県体協が都道府県協議会を基盤として制度を整備することとなっている。

現時点では、都道府県協議会が都道府県体協の組織内に位置づけられていない都道府県もあることから、制度の整備に向けて一定程度の協議期間を確保する必要があると考えられる。

また、本章1.(1)⑥において示したとおり、制度と市区町村行政との連携が求められるが、制度モデルにおいては具体的な連携の仕組みが明確になっていないため、制度の整備に当たっては、国とも連携し都道府県行政及び市区町村行政への対応が必要であると考えられる。

さらに、制度モデルのうち、認証に関する制度については、その運用体制が登録に関する制度と異なるものであり、本事業における試行・検証が必ずしも十分ではないことから、制度の

整備に当たっては、登録に関する制度を整備後、さらなる検討が必要であると考えられる。

②登録・認証等の手続（審査）方法

制度モデルのうち、認証に関する制度については、一例として介護予防タイプを示したが、制度の整備に当たっては、その他に設定するタイプに対応し得る汎用性があるかについて、さらなる検証が必要と考えられるため、ここでは登録に関する手続（審査）方法に限り、その課題について示すこととする。

ア) 書類審査

制度の整備に当たっては、実務処理の効率化を図るため、マニュアルの整備等を検討する必要があると考えられる。

イ) 実地審査

制度の整備に当たっては、実務処理の効率化を図るため、マニュアルの整備等を検討する必要があると考えられる。

③登録・認証等の更新手続（審査）方法

ア) 書類審査

制度の整備に当たっては、実務処理の効率化を図るため、マニュアルの整備等を検討する必要があると考えられる。

イ) 実地審査

制度モデルにおいては、年度ごとに行うこととしつつ、都道府県協議会が任意で別に定めることができることとしているため、制度の整備に当たっては、関係する規定（登録更新審査細則第3条）の運用方法について、具体的な検討を踏まえたルールを設ける必要がある。

(4) 制度の整備に要する経費に関する課題

①必要となる経費

本事業においては、制度モデル案のうち、登録に関する制度について2県で試行・検証を行い、それを踏まえて、VI. 2（1）において都道府県協における制度の導入に要する経費及び制度の運用に要する経費（1クラブあたりに要する人件費）の想定額を示した。

平成29年度調査研究では、これらの経費について、都道府県協が全ての経費を負担することは極めて困難であることから、都道府県行政をはじめとした公的機関により必要な経費が賄われることが重要である旨を示している。

都道府県協に対して必要となる支援の在り方については、本章1.（1）において示しており、各支援主体には示された内容のとおり具体的に支援することが求められる。

なお、制度の整備に当たっては、本事業で想定した都道府県協における制度の導入や運用に要する経費以外にも、制度の整備主体である日本スポーツ協会における人件費等諸経費や認証に関する制度の運用に要する経費等が必要となる。

②登録料徴収の有無

制度モデルのうち、登録に関する制度については、都道府県協議会が徴収する登録料を都道府県協議会が定めることができるとする一方で、全国協議会が徴収する登録料については今後検討することとしている。

平成29年度調査研究では、「制度の運用主体となるスポーツ団体がクラブからの登録料を得て、その経費を賄うことは極めて難しいと思われるとしつつ、将来的にはスポーツ団体側も経費の一部を負担することが望まれる」との論点整理の下、「制度の導入から当面の間は、制度の周知・浸透を図る期間としてクラブから登録料を徴収しないという考え方を選択肢の一つとし、その際は、制度の導入によって具体的なメリットがより多く実感される状況になって

いると判断される時点から、登録料の徴収について具体的な検討を進める必要があると考えられる。」と示している。

なお、制度モデルは、全国協議会及び都道府県協議会を基盤として制度を整備するものとしているが、全国協議会の調べ※では、平成30年度時点で41の都道府県協議会は加入クラブから加入料等を徴収していることが分かっている。

これらのことを踏まえ、制度の整備に当たっては、都道府県協議会が徴収している既存の加入料等を登録料の名目に振り替えるとともに、必要に応じて、全国協議会及び都道府県協議会が制度の運用に要する経費を登録料として徴収することができるよう取り組む必要があると考えられる。

また、制度モデルではクラブ単位での登録としているが、本章2.(2)③で示したように、会員情報の活用を図ることで、クラブが公的機関や企業との連携を促進することにつながることを期待されるほか、全国協議会や都道府県協議会が個々のクラブ会員によるメンバーシップでの自治を確立し、持続可能なものとなるためにも、将来的には会員個人から登録料を徴収することが望ましいと考えられる。

※平成30年度総合型地域スポーツクラブ全国協議会都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会現状把握調査

(5) その他の課題

①登録基準に満たないクラブへの対応

制度モデルでは、基準に適合しないクラブへの対応を定めていないが、国(スポーツ庁)が策定した登録・認証等の制度の枠組みでは、登録基準の在り方として「全ての要件等が満たされないクラブに対する支援を行うなど、育成・支援するための基準として運用していくこととする」と示している。

このことを踏まえ、制度の整備に当たっては、本章1.(1)において示している各支援主体が、この枠組みの趣旨に基づきそれぞれに求められる役割を果たす必要がある。

②紛争処理手続の確立

制度モデルでは、違反行為を行ったクラブに対する処分手続等について、登録に関する制度では処分細則において、認証に関する制度ではタイプ別認証要項においてそれぞれ定めている。

しかしながら、処分されたクラブによる不服申立てに関しては、処分細則において「当該登録クラブが処分決定に不服がある場合には、当該登録クラブは公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。」と規定しているものの、現時点では同機構側において、総合型クラブからの不服申立てを受け付ける制度が存在しないことが課題となっている。また、タイプ別認証要項においては不服申立てに関する規定がなく、処分細則との関係性も明確に示されていない。

このため、制度の整備に当たっては、同機構において総合型クラブを対象とする新たな仕組みが構築される働きかけを行う、若しくは全国協議会が、中立的かつ専門的な立場の者により構成される紛争解決機関等を設けることを検討するとともに、それを踏まえて処分細則とタイプ別認証要項との関係性を明確にする必要があると考えられる。